

令和元年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和元年6月12日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和元年6月12日

至 令和元年6月21日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 白馬村水防協議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 6 報告第 3号 平成30年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 9 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第10 承認第 4号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について

日程第11 承認第 5号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 6号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第13 承認第 7号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 8号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

日程第15 承認第 9号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

日程第16 議案第29号 白馬村森林整備基金条例の制定について

日程第17 議案第30号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第31号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第33号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

令和元年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和元年6月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 第1番 | 太谷修助 | 第7番 | 加藤亮輔 |
| 第2番 | 丸山勇太郎 | 第8番 | 津滝俊幸 |
| 第3番 | 田中麻乃 | 第9番 | 横田孝穂 |
| 第4番 | 太田正治 | 第10番 | 田中榮一 |
| 第5番 | 伊藤まゆみ | 第11番 | 太田伸子 |
| 第6番 | 松本喜美人 | 第12番 | 北澤禎二郎 |

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|------|------------|------|
| 村 長 | 下川正剛 | 副 村 長 | 横山秋一 |
| 副 村 長 | 藤本元太 | 教 育 長 | 平林 豊 |
| 健康福祉課長 | 松澤孝行 | 参事兼総務課長 | 吉田久夫 |
| 建設課長 | 矢口俊樹 | 会計管理者・室長 | 田中 哲 |
| 農政課長 | 下川啓一 | 観光課長 | 太田雄介 |
| 税務課長 | 横川辰彦 | 上下水道課長 | 酒井 洋 |
| 教育課長兼子育て支援課長 | 田中克俊 | 住民課長 | 山岸茂幸 |
| 総務課長補佐兼総務係長 | 下川浩毅 | 生涯学習スポーツ課長 | 関口久人 |

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第2号及び報告第3号 説明、質疑

6) 議案審議

承認第1号から承認第9号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第29号から議案第35号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 白馬村水防協議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
2. 報告第 3号 平成30年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
3. 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 4号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について
7. 承認第 5号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
8. 承認第 6号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
9. 承認第 7号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
10. 承認第 8号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
11. 承認第 9号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について
12. 議案第29号 白馬村森林整備基金条例の制定について
13. 議案第30号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
14. 議案第31号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について
15. 議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）
16. 議案第33号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
17. 議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
18. 議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和元年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成31年4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から平成30年度白馬村土地開発公社財政状況及びふるさと白馬村を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会令和元年5月定例会が5月27日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番 丸山勇太郎議員、第3番 田中麻乃議員、第4番 太田正治議員、以上3名を指名いたします。

次に、今定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和元年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり本日から6月21日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和元年第2回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位の出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成にかわる新元号「令和」が5月1日施行され、きょうで43日が経過いたしました。平成の時代は、少子化、超高齢化、そして人口減少という日本社会の縮小が始まった時代でもあり、この傾向は、令和の時代においても引き続き加速していくことが予想される中、地方自治体におけるさまざまな取り組みや対応が急務といった状況です。

また、情報通信のさらなる発達と経済のグローバル化、またAIの進化や社会の国際化もさらに進むと予想されます。そして、環境問題など、国際社会においてもさまざまな課題が横たわっていますが、その一方で、日本の持つ文化水準の高さや自然景観の魅力創出や自然との共生の考え方は、世界的にも評価されつつあります。

この令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められています。白馬村には昔から、住んでいる人々、日本各地から移り住んだ人々、海外から訪れる人々がおります。まさに、白馬のための令和のように感じるのは、私だけでしょうか。令和という新たな時代をリードする存在として、関係する全ての人々が幸せを感じて、快適に過ごせる村づくりを目指してまいります。

2018、2019シーズンにおける白馬村内5スキー場の利用者数は、96万6,100人で、前年比97.1%となりました。シーズン当初の雪不足により、スキー場のオープンが遅れたことが大きく影響したようですが、インバウンドの増加に加えて、索道事業者による設備投資の効果もあって、前年比75%でスタートしたシーズンでありましたが、97%まで持ち直したとのこと。このシーズンもインバウンドは好調であり、白馬バレーの10スキー場では、全体の30%を占めているとのことであり、その存在の大きさと重要性を改めて実感をしているところであります。

さて、本年度の各種事業の進捗状況を申し上げますと、総務関係では、新図書館等複合施設につきましては、昨年度多くの地域住民の声を反映させるため、住民を対象としたアンケート、ヒアリング及びワークショップを開催いたしました。また、専門的な視点も取り入れるために、各分野に知見を有する委員による有識者会議を開催し、基本構想を策定いたしました。本年度は、この基本構想に沿って、複合施設に盛り込む機能を取捨選択し、サービス内容も充実をさせつつ、維持管理も含めて白馬村にふさわしい規模で実現可能な施設整備を目指すため、具体的な調査・検討を進めながら、基本計画の策定に向けて事業を進めてまいります。

地域公共交通網形成計画につきましては、昨年度4回の検討委員会を開催をし、計画を策定いた

しました。この計画は、白馬村のこれからのまちづくりを考慮し、まちづくりと連携した面的な公共交通、ネットワークを再構築するとともに、地域の足を維持・確保していくための具体的な方策を検討し、地域公共交通体系の構築に向けた取り組みを定めたものであり、本年度はこの計画で定められた具体的な施策に沿った事業の検討に着手をしたところであります。

平成30年度のふるさと納税額であります。2億6,000万超となり、前年比5,000万円余りの増となりました。この場を借りて、納税された多くの皆様に感謝を申し上げます。今後は、3月議会でお認めをいただいた白馬ノルウェービレッジの指定管理者と協力をし、さらに魅力ある返礼品や使い道についても工夫をしていきたいと考えています。

昨年から取り組んでおります景観行政団体移行を目指した景観計画ですが、多くの自治体では計画策定には3年間ほどかけているようではありますが、本村においては今年度末を目途とし、2年間で策定したいと考えております。景観行政団体移行時期については、令和2年度の途中になる予定で現在準備を進めており、移行後の体制整備の一環として、建築士の資格を持った集落支援員を5月より雇用をいたしました。

地区懇談会や過去の議会一般質問でもたびたび話題に上がっております東山の活用についてであります。5月13日に関係課の職員、白馬国際トレイルランニングの実行委員会、NPO法人マウント・オントレイルクラブ、白馬猟友会、ケーブルテレビ白馬の皆様とともに私も現地調査に同行をいたしました。東山の広葉樹林帯から眺める白馬連邦は非常に美しく、改めて東山の可能性を感じたところです。今後も関係者と協力し、里山景観保全、観光利用、村有地有効活用のためにも、少しずつではありますが整備を進めてまいりたいと考えています。

観光課関係では、前年度の繰越事業である平成30年度村営天狗山荘雪害復旧工事ですが、5月23日からの3日間に、ヘリコプターによる工事資材と従業員の輸送が予定どおり実施をされ、現場での作業を開始をしたとの報告を受けております。

本年4月は、なかなか気温が上がらずに春の訪れが遅いと感じる中、姫川源流では福寿草まつり、落倉自然園ではみずばしょう祭り、五竜かたくり苑ではかたくり祭りがそれぞれ開催をされ、白馬の春を彩る花と地元の方々のもてなしに、会場は大いに盛り上がっておりました。

また、5月4日の第40回塩の道まつりでは、2,100人の参加者が晴天のもと約10キロメートルの道のりを、神城地区の皆様にご用意をいただいた振る舞いを楽しみながら歩いていらっしゃいました。

本年は、グリーンシーズンにおける2次交通として、白馬シャトル運行を開始をいたしました。これまで花三昧バスにかわるグリーンシーズンの交通網であり、村内巡回バスのネットワーク構築を目指すものです。ゴールデンウィークから運行を始めたところですが、新しい試みとしては上々の滑り出しであったとの報告を受けております。

さらには、5月の25日に、夏山シーズンの幕あけを告げる貞逸祭・白馬連峰開山祭が開催をさ

れ、このシーズンのにぎわいと無事故に関係者の皆様とともに祈ったところであります。本年は、白馬山案内組合が創立100周年を迎えます。実行委員会では特別ツアーや山フェスタなどさまざまな催しを計画しておりますが、大きな節目でありますので、これまでの100年の山岳観光に関する歴史や文化を振り返り、その上で、これからも継承し、環境保全や安全啓蒙等の将来像についても議論をし、これからの100年に向けた新たなスタートを切る機会にしていければと考えています。

4月16日には、一般社団法人白馬バレーツーリズムをの設立総会が開催されました。大町市、白馬村、小谷村、大北地区索道事業者協議会で構成するこの組織は、地域連携DMOとして、エリアの観光地域づくりを進めるために設立をした組織です。国内観光客をベースに、外国人観光客の滞在環境の整備やプロモーションの強化により、数年にわたる安定した顧客の確保を目指してまいります。

また、5月29日には、白馬村観光局の第15期の定時社員総会が開催されました。総会では、第15期の報告や第16期の計画のほか、理事の改選に関する県が審議をされました。理事の改選では、私が村長として理事に就任すること、その後の理事会においては、代表理事に就任することが承認をされました。白馬村観光局代表理事として、総会において決議をされた第16期事業計画にのっとり、理事を初めとする社員の皆さんとともに、適時適切な事業の執行に取り組んでまいります。

農政課関係では、ことしは3月の中旬あたりまでは雪解けが早く、農作業も順調に進むかと思われましたが、その後の気温が低く、4月上旬から中旬にかけては降雪に見舞われるなど、不安定な天候により作付にも遅れが出ている状況でありました。一方、5月後半には30度を超す真夏日が続くなど、今までにない気象状況であり、農作物への影響や今後の生育等心配をしているところがあります。

本年度の本村の主食用米の生産については、昨年同様、県の農業再生協議会が示す目安地を踏まえ、稲作農家の経営安定を目指すところであります。また、将来を見据えた水田農業の体質強化を進めるべく、水田経営の複合化、米の品質向上やオリジナル品種のブランド化、生産コストの削減など、農協や白馬村農業再生協議会と連携をしながら、引き続き取り組んでまいります。

北上南部地区の圃場整備事業につきましては、換地計画原案の作成を行い、地権者の皆様への承諾を得た後に行為の設計を行い、営農終了となる秋までに工事発注が行なうことを目標とし、県実行委員会と連携をして事業推進に取り組んでまいります。順調に事業が進みますと、令和2年度の春より面工事に着手できる見込みとなっております。

林務関係につきましては、平成30年度税制大綱において森林環境税及び森林環境譲与税の創設が明記をされ、森林環境税については令和6年よりスタートします。森林現場における諸問題は早期に対応をしていく必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、この4月より先行して森林

環境譲与税が譲与されることとなっております。森林環境税が始まるまでの5年間の本村の森林環境譲与税の総額は、現段階での国の試算では1,630万円余りであり、本年度は270万円となります。この税を活用した森林整備には、その対象森林が非常に困難な箇所であったり、作業手順に高い専門性が必要であり、対応できる人材不足等多くの課題が指摘をされているところです。

今議会においては、県と市町村との協議を経て、森林環境譲与税を将来の事業に備え、基金に積み立てるための基金条例制定を提出をしておりますので、よろしく願いをいたします。

税務課関係では、平成30年度税収の確定額につきましては、30年度課税分の出納整理期間を経て、現在係数整理をしておりますので、9月定例会において決算数値として報告をいたしたいと思っております。

なお、平成29年度以前分の滞納繰越額についてであります。3月末までの収入総額は4,090万円余りで、前年比と比較して730万円余りの減額、滞納繰越分みの収納率では10.9%でした。また、執行停止後即時消滅や時効等による不納欠損額は5,100万円余りで、前年度と比較して2,100万円余りの増額となっております。

住民課関係では、昨年の8月から白馬村、小谷村のごみの受け入れを開始をし、本格稼働をしました広域ごみ処理施設北アルプスエコパークにつきましては、間もなく1年を迎えようとしております。白馬山麓清掃センターで受け入れた焼却ごみも含まれますが、平成30年1月から12月までの焼却ごみの総排出量は1万1,045トンで、そのうち白馬村からの排出量は2,856トン、25.9%となり、平成29年の同期間と比較しますと、当村の排出量は2,898トンでありましたので、42トン、1.4%の減量化が図られた状況であります。この歴年の期間で集計する焼却ごみの3市村ごとの排出量の比率は、ごみ処理に係る広域連合負担金の負担率となりますので、今後も焼却ごみの減量に向け、村民の皆様のご協力をいただきながら、さらなるごみの分別等による減量化の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

健康福祉課関係では、この10月に予定をされている消費税率の引き上げに際し実施されるプレミアム付き商品券事業ですが、この事業は税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、所得の少ない方や0歳から2歳の小さな乳幼児のいる子育て世代に対して、一定期間使用可能なプレミアム付き商品券を発行・販売するものです。この事業実施に伴う経費につきましては、全額国負担を見込んでおり、本議会に補正予算として提出をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の移動手段の確保と、社会参加を図るため運行しておりますデマンド型乗り合いタクシーにつきましては、昨年末の白馬村公共交通の会議で承認をいただいた運行計画に基づき、この5月から10月までの間、最終便の運航時刻の変更、土日祝日における運行等の実証運行を行っております。実証運行が始まって間もないため、現段階では申し上げることはありませんが、利用者からは、土曜日の運行は助かるといった声も聴いております。

今後は、検証結果に基づき利用者ニーズを見きわめた上で、運航日や運行時間の見直しについては、利用者を移動制約者に限定しない、地域住民の足としてのデマンド型乗り合いタクシーの運行を含めて検討を進めてまいります。

建設課関係では、本年度予定をしている道路改良工事については、5月までに4路線の発注を完了したほか、今月中には5路線の舗装修繕工事の発注も予定をしております、鋭意事業の進捗に努めているところであります。

長野県関係の事業では、白馬駅前で計画をされている無電柱化推進事業について、従来の国道148号に加え、県道白馬岳線の八方口六拾刈交差点までの区間も事業化が決定をしたことから、本年度からは大町建設事務所において設計作業を進めていただいているところであります。村といたしましても、この事業の推進に向けて、積極的に協力してまいりたいと考えております。

上下水道課関係では、下水道事業の安定した運営を継続していくため、4月1日よりこれまでの下水道事業特別会計から、地方公営企業法を適用した企業会計、複式簿記会計へ移行をしました。総務省では、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進をしており、平成27年度から今年度までの5年間を集中取り組み期間として、公営企業への移行することを要請をしていたことによるものです。

このように、下水道事業に地方公営企業法を適用することにより、村民にとって恒久的な財産である下水道施設をこれからも適切に維持するために、財務情報を整理をし、その企業性格を生かしながら、より一層の経営の効率化、健全化に努めてまいります。

なお、地方公営企業法の適用は、主に会計方法の変更でありますので、下水道使用料や受益者負担金の納付方法などについてはこれまでと変更はございません。

教育課関係では、新給食センターでは4月から本稼働を開始して2カ月が経過をいたしました。心配をしておりました両小学校の給食受け入れ態勢につきましても、両校先生方のご協力のもとに大きなトラブルもなく、順調に行われていると聞いております。今後、給食試食会や視察等も行われると思いますが、給食を通した食育推進基地としての役割を果たしてまいりたいと考えているところであります。

続いて、先月の臨時会でお認めをいただきました小中学校空調設備設置工事ですが、現在、施工業者による現地調査に入っており、空調機器及び受変電設備の据えつけを夏休み期間中に施工し、配管等を2学期の土曜日、日曜日を利用して施工する予定です。全国の小中学校で同様の事業が実施をされていることから、機器と作業員の不足が懸念をされておりましたが、できるだけ早い時期での空調設備稼働に向けて取り組んでいるところであります。

子育て支援課関係では、子育て支援課のさらなる充実を目指して、これまで段階的に庁内体制を整えてきたところであります。昨年7月に子育て世代包括支援センターを開設をし、本年4月から

は、さらに福祉健康係を新設をして保健師2名体制とし、これまで健康福祉課が所管をしていた母子保健事業と予防接種事業を移管をしました。これにより、妊娠期から乳幼児、小中学校、そして18歳までの子供子育てに関する事務を、ワンフロアで一元管理支援する環境を整えることができました。

また、新規事業であります妊婦歯科検診受信券の交付と、新たに生まれたお子様に万が一の災害時に役立つ防災ミルクセットと発達や栄養面からの子育てを応援する子供ノートのプレゼントも4月当初より実施をしているところです。

生涯学習スポーツ課関係では、5月の10日から12日に新潟県村上市で開催をされたスケートボード日本選手権に出場し、パーク男子種目で2位に入った白馬中学校2年の永原悠路選手が5月21日に村長室に訪問し、大会結果の報告を受けました。スケートボード競技は、来年の2020年東京五輪で初採用される競技で、永原選手は強化選手にも選ばれ、東京五輪で表彰台に立てるように頑張りたいとの抱負を語り、私からは、夏の五輪に出場が決まれば、夏の競技においては白馬村で初めての出場となり、村も全力で協力・応援しますと期待の言葉をかけました。その表敬訪問には多くの報道陣が取材に訪れ、東京五輪出場を狙って、今後の練習や目標としている選手など多くのインタビューに対して、永原選手は、海外の選手との差を埋められるよう頑張りたいと抱負を語りました。

今月2日の日曜日には、第57回の白馬村スポーツ祭が開催をされ、荒天の中、各行政区より77チーム660名を超える選手の皆様のご参加をいただきました。議員各位におかれましても、爽やかな汗を流されたことと思います。

2020年東京オリンピックの聖火リレーにつきましては、いろいろなところで報道をされておりますが、現時点で決まっていることは、来年4月に聖火リレーが白馬村に来ることであって、コース等は決まっておりませんが、長野オリンピックの感動をもう一度肌で感じていただきたいと願っているところであります。

次に、本定例会に提出をしております令和元年度白馬村補正予算（第1号）は、歳入歳出予算総額に5,184万4,000円を追加をし、予算総額を63億6,884万4,000円とする補正予算となっております。補正の大きなものは、国の地方創生推進交付金の採択に基づくもので、消費税率の10%への引き上げ緩和策、4月の人事異動に伴う人件費の組みかえです。

主な内容ですが、総務費では、地球温暖化対策事業として、二酸化炭素排出抑制対策委託事業費501万円の増額であります。

民生費は、消費税率10%への引き上げ緩和策として、低所得者と0歳から2歳児の子育て世帯にプレミアム付き商品券を販売するための事業として、1,843万9,000円を新たに計上しております。

農林業費は、森林整備を行なうため、平成31年4月1日に森林環境譲与税が創設をされ、令和

元年度予算から交付決定となりました森林環境譲与税を特定財源として、同額森林整備基金積立金 270 万円を計上をしております。

観光費は、本議会における補正予算の中で最大規模のものですが、世界級通年型マウンテンリゾート白馬バレーの実現に向けた、ドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業が採択をされたことにより、3,400 万円の増額です。

本定例会に提出します案件は、報告 2 件、承認 9 件、議案 7 件であります。

議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の開会に当たりましての挨拶にかえる次第でございます。よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） これより、報告事項に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第 55 条の規定により、一議員一議題につき 3 回まで。また、会議規則第 54 条第 3 項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第 5 報告第 2 号 白馬村水防協議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 5 報告第 2 号 白馬村水防協議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてに入ります。報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 報告第 2 号 白馬村水防協議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

白馬村水防協議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

おめくりをいただき、専決第 2 号、専決処分書は平成 31 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものです。この改正は、水防法を引用している条文が改正されていることに伴い条文の一部改正を行ったものでございますが、村長の専決処分事項の指定について、既存条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正することの規定に基づくものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

第 1 条において、水防法の水防協議会を規定する引用条文が「第 34 条第 1 項」となることから条例中の引用条文を改正するものでございます。

お戻りいただきまして、改め文をごらんいただきたいと思います。

この条例の施行日は、公布の日から施行したものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、以上で、日程第 5 報告第 2 号は終了いたしました。

△日程第6 報告第3号 平成30年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 報告第3号 平成30年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 報告第3号 平成30年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

総務費一般管理事業167万2,000円は、会計年度任用職員制度移行における支援業務委託料で、全額一般財源となります。

観光商工費山岳観光施設維持補修事業は、天狗山荘雪害復旧工事費で、9,990万円のうち、5,994万円を繰り越し、財源は、地方債が790万円、損害保険料が5,200万円、一般財源が4万円です。

土木費村道改良国庫補助事業は、国の第2次補正予算で事業が認められましたオリンピック大橋の橋梁修繕工事等で、1,936万4,000円のうち、1,100万円を繰り越し、財源は、国庫支出金が428万円、地方債が340万円、一般財源が332万円です。

教育費学校環境整備事業は、小中学校のエアコン設置工事費等で、1億6,192万4,000円のうち、1億5,682万7,000円を繰り越し、財源は国庫支出金が3,387万9,000円、地方債が1億2,030万円、一般財源が264万8,000円です。

災害復旧費現年発生林道施設災害復旧事業252万2,000円は、林道細野線崩落箇所等の復旧工事費で、財源は地方債が162万円、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金が90万円、一般財源が2万2,000円です。

同じく災害復旧費現年発生公共土木施設災害復旧事業は、日向大左右の村道復旧工事費等で、2,807万円のうち1,693万8,000円を繰り越し、財源は国庫負担金が1,020万9,000円、地方債が410万円、一般財源が262万9,000円です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第3号は終了いたしました。以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

お諮りします。日程第7 承認第1号から日程第15 承認第9号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することをいたしたいとおもいますが、これについて採決いたします。この採決は規律によって行います。日程第7 承認第1号から日程第15 承認第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第1号から承認第9号までは委員会付託を省略する件は可決をされました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることになりました。

△日程第7 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

地方税法等関係法令が平成31年3月28日に改正されたことに伴い、平成31年4月1日及び6月1日施行分について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものであります。

なお、10月1日以降の施行日分については、今会議案として提出しております。

それでは、改め文のほうを4ページほどめくっていただきますと新旧対照表になりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

第34条の7は、ふるさと納税の規定が改正されたことに伴い、村条例の規定を整備するものでございます。

その下、附則第7条の3の2は、住宅取得特別税額控除の期間を2年間延長するというものでございます。

めくっていただいて2ページ、第7条の4については、項ずれの修正でございます。

第9条は、ふるさと納税の規定改正にあわせて名称や文言を修正するというものでございます。

3ページ、下段、第10条の2の関係でございますが、固定資産税の減額特例について、項ずれが生じたもので改正するというものでございます。

めくっていただいて4ページ、下段、第10条の3であります。高規格堤防の整備に伴う建てかえ住宅の減免措置が規定されましたので、その申告についての規定を第6項として追加するものでございます。

5ページについては、第6項が追加されたことに伴い項番号を繰り下げ、それぞれの項ずれを修正するというものでございます。

めくっていただいて6ページ、第16条ですけれども、平成18年度以前の初年度登録車両についての重価税を31年度のみとし、第2項から第4項までの29年度の軽減措置を削除、項番号を繰り上げ、項ずれを修正するというものでございます。それが8ページまで。

9ページから10ページにかけて、第22条関係です。文言、用語を修正するというものでござ

います。

11ページが第2条による改正であります。平成29年の白馬村税条例の一部を改正する条例における平成31年10月施行分の部分について改正をするというものでございます。軽減措置の規定を「当分の間」とし、高年式車の規定を整備するというものでございます。

めくっていただいて12ページ、第3条は、平成30年の白馬村税条例の一部を改正する条例を改正するというものでございます。

12ページについては項ずれの修正、また新たに13項から17項を追加するというもので、12ページの下段から13項、14項と追加してまいります。

13ページの13項は、災害により電子申告ができない場合の措置を規定するというものでございます。

14項は、13項における申請期限の規定、15項は取り下げの規定、16項と14ページの17項については、非適用期間の規定を整備し、その下の附則についてはそれに伴う項番号等を修正するというものでございます。

それでは、改め文のほうに戻っていただきまして、改め文を3ページほど開いていただきますと附則ということになります。

施行の期日につきましては、平成31年4月1日であります。

なお、第1条中白馬村税条例第34条の7、附則第7条の4、9条及び9条の2については6月1日の施行ということになります。また、村民税、軽自動車税については、それぞれ経過措置を設けるというものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第1号白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

地方税法附則第15条が改正され、同条を引用する白馬村都市計画税条例において、引用箇所になぜか生じたので改正したいものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

最終ページ、新旧対照表のほうをごらんください。

条例附則中の地方税法附則の引用条項を改正するもので条例の趣旨、目的等に影響はありません。地方税法の改正ということで、それに伴う税条例の改正とあわせまして、自治法のほうは179条第1項の規定ということで今回報告をしたものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてをご説明をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月29日に交付され、4月1日から施行されることに伴い、白馬村国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、3枚目の裏面をごらんください。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定しておりますが、第2項に規定する基礎課税額に係る課税限度額を「58万円」から「61万円」に改めるものでございます。

2ページをごらんください。

第23条は、国民健康保険税減額について規定しております。第1項で規定する減額措置後の課税額について、限度額を「58万円」から「61万円」に改め、第1項第2号は、5割軽減の対象となる所得算定単価について、世帯所属者1人当たりの加算額を「27万5,000円」から「28万円」に、同項第3号は、2割軽減の対象となる所得算定単価について、世帯所属者1人当たりの加算額を「50万円」から「51万円」にそれぞれ改めるものでございます。

そのほか、今回の改正にあわせて条文内の字句を改めさせていただくものでございます。対象条項は、第12条、13条第4項および第6項、23条の1行目及び第25条でございます。

3枚目の改め文にお戻りください。

附則の第1項において、改正条例の施行日を平成31年4月1日と規定し、第2項では、改正条例の適用年度について規定をしております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第4号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 承認第4号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 承認第4号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてご説明をいたします。

平成30年度白馬村一般会計補正予算（第10号）については、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

おめくりをいただき、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,665万3,000円を減額し、歳入歳出総額を64億3,200万円とするものでございます。

この補正予算は、事業費の確定により不用額について計数整理をしたものであり、主なものについてご説明をいたします。

10ページ歳入明細をごらんください。

1款1項村民税は1,983万6,000円の減額、2項固定資産税は1,621万8,000円の増額であります。

11ページ、5項入湯税は555万円の増額であります。

13ページをごらんください。

6款1項1目地方消費税交付金は731万7,000円の増額、9款1項1目地方交付税は1,017万4,000円の増額であります。

14ページ、11款分担金及び負担金関係で、1項1目民生費負担金は、主に保育所保育料負担金が増額となり、161万7,000円の増額であります。

15ページ、12款使用料及び手数料関係で、1項1目総務使用料は、主にジャンプ台リフト使用料が減額となり、702万9,000円の減額、5目観光使用料は、シャトルバス利用料の減額により、107万8,000円の減額であります。

16ページ、13款国庫支出金関係で、1項1目民生費国庫負担金は、児童手当負担金等の減額により、620万3,000円の減額、2項3目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金が減額となり、1,233万2,000円の減額、4目消防費国庫補助金は、耐震事業補助金の減額により、111万8,000円の減額であります。

17ページ、9目総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度システム整備費補助金の減額により104万円の減額、3項1目総務費国庫委託金は、ナショナルトレーニングセンター委託金が増額となり、169万3,000円の増額、18ページにかけまして、14款県支出金関係、1項1目民生費県負担金は、主に障害者自立支援給付負担金の減額により、301万2,000円の減額、2項2目民生費県補助金は、主に1項社会福祉費補助金の減額により、241万5,000円の減額であります。

19ページ、3項3目土木費委託金は、主に都市計画基礎調査委託金が増額となり、124万4,000円の増額であります。

20ページ、15款財産収入関係で、2項1目不動産売却収入は、村有地売却収入の減額により、161万1,000円の減額、16款寄付金関係で、1項1目一般寄付金は、主にふるさと白馬村を応援する寄付金の増額により、738万1,000円の増額であります。

21ページ、17款繰入金関係で、1項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金を1億4,112万1,000円減額し、30年度の繰入額を1億8,500万円とするものです。2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、803万円の減額であります。

22ページから23ページにかけまして、19款諸収入関係で、4項1目雑入は、主に損害保険

料の減額により、514万1,000円の減額であります。

23ページから24ページの20款村債は事業費確定などにより720万円の減額です。

次に、25ページからの歳出になりますが、歳出につきましては、金額については省略をし、事業の主な増減理由についてご説明をさせていただきたいと思っております。

1款1項1目議会事務事業は、主に委託料などの減額によるものです。

2款1項1目一般管理事業は、主に職員手当や臨時職員賃金などの減額によるものです。

27ページをごらんください。

6目白馬高校支援事業は、講師等人件費の減額によるもの、移住交流集落支援事業は、嘱託職員人件費と使用料及び賃借料の減額によるものです。

29ページをごらんください。

2項1目税務総務事業は、職員人件費の減額によるもので、2目賦課徴収事業は、補償補填及び賠償金の減額によるもの、債権回収事業は、主に公売等手数料や委託料などの減額によるものです。

30ページ、3項1目戸籍住民基本台帳事業は、番号カード関連事務交付金の減額が主なものです。

31ページから32ページにかけまして、7項2目スノーハープ維持管理事業は、主に燃料費や光熱水費などの減額によるもの、白馬ジャンプ競技場維持管理事業は、施設管理委託料等の減額が主なものです。

33ページ、3款1項1目社会福祉総務事業は、主に白馬村社会福祉協議会の人件費の減額によるもの、2目老人福祉事業は、主に老人福祉施設措置費の減額によるものです。

34ページ、3目心身障害者福祉事業は、自立支援給付費の減額が主なものです。

36ページ、3款1項6目住民国保事業は、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金の減額によるものです。

37ページ、3款2項2目子育て支援事業は、児童手当の減額が主なものです。

39ページをごらんください。

3目しろうま保育園運営事業は、臨時保育士1人の減額が主なものです。

40ページ、4款1項1目公衆トイレ管理事業は、光熱水費の減額が主なものです。

41ページ、2目保健予防事業は、主に嘱託職員報酬や検診等委託料の減額によるもの、母子保健衛生事業は、主に検診委託料の減額によるものです。

42ページ、2項1目塵芥処理事業は、主に一般廃棄物処理手数料の減額などによるものです。

飛びまして44ページから45ページにかけまして、6款1項2目平地観光施設管理事業は、主に施設管理等委託料などの減額によるものです。

45ページ、山岳観光施設維持補修事業も、主に施設維持管理委託料の減額によるもの、3目サイクルツーリズム事業は、主に講師等謝礼や機材等使用料の減額によるものです。

46ページ、2項1目商工振興事業は、主に創業支援事業補助金の減額によるものです。

47ページ、7款1項1目土木総務事業は、職員人件費と各種団体負担金の減額によるもの、2項2目除雪業は、主に除雪委託料の減額によるものです。

48ページ、4項3目公共下水道事業は、下水道事業特別会計操出金の減額によるもの、49ページから50ページにかけて、8款1項4目防災事業は、主に耐震改修事業補助金の減額によるものです。

51ページ、9款3項2目中学校教育振興事業は、主に情報教育環境整備事業リース料の減額によるものです。

54ページをごらんください。

5項3目学校給食センター事業は、主に光熱水費の減額によるものです。

55ページ、12款1項3目ふるさと白馬村を応援する寄付金は、補正予算第8号後の積立金となります。なお、ふるさと白馬村を応援する寄付金の総額は、7,900件、2億6,237万1,058円のご寄付をいただき、全額基金に積み立てを行なっております。

お戻りいただき7ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の地方債の補正につきましては、事業債の確定などによるもので、それぞれ限度額の変更を行なっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第4号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第5号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 承認第5号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 承認第5号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第4号)の専決処分報告につきましてご説明いたします。

平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,795万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,029万3,000円とするものでございます。

この補正予算は、事業費の確定により不用額等につきまして計数整理をしたもので、主なものにつきましてご説明をいたします。

6ページの歳入明細をごらんください。

3款県支出金は5,573万8,000円の減額で、県からの交付額の確定により、1節普通交付金を5,798万円減額し、2節特別交付金を224万2,000円増額するものであります。

7ページをごらんください。

5款1項1目一般会計繰入金は233万5,000円の減額、5款2項基金繰入金は、30年度の国民健康保険事業の収支を勘案の上、基金からの繰り入れは行わないこととしたことによる減額であります。

続きまして、歳出につきまして説明いたしますので、10ページをごらんください。

10ページから13ページの2款保険給付費5,215万1,000円の減額は、見込みよりも医療給付等が少なかったことによるもので、主なものは1項1目一般被保険者療養給付費1,733万2,000円、2目退職被保険者等療養給付費1,001万9,000円、2項1目一般被保険者高額療養費1,598万7,000円の減額が主なものであります。

13ページをごらんください。

13ページ後段から14ページの3款国民健康保険事業費給付金は、財源の組み替えを行ったものでございます。

続いて、14ページ以降になりますけれども、14ページからの4款保健事業費、16ページの6款諸支出金、17ページの7款予備費につきましても、不用額を減額するものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第5号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第6号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 承認第6号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 承認第6号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めますのでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,963万2,000円とするものでございます。

この補正予算も、事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものでございます。

主なものにつきましてご説明いたしますので、5ページの歳入明細まずごらんください。

1款1項後期高齢者保険料は、徴収実績を勘案いたしまして62万5,000円の減額、3款繰入金は、事業費の確定により70万1,000円減額するものであります。

6ページをごらんください。

4款繰越金は11万9,000円の総額、5款諸収入は13万9,000円減額するものであります。

続きまして、7ページの歳出明細につきまして説明をさせていただきます。

1款総務費は58万9,000円、2款1項広域連合負担金は54万8,000円、3款1項過年度還付金を12万8,000円、8ページになりますけれども、4款予備費を11万3,000円、事業費の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第6号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第7号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 承認第7号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 承認第7号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

1 ページおめくりください。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,843万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,457万4,000円とするものでございます。これは、予算を固めました最終予算でございます。

主なものでございますが、6ページをごらんください。歳入明細の関係でございます。

2款使用料手数料でございますが、下水道使用料としまして571万1,000円の増額でございます。

4款繰入金でございますが、事業精算等によりまして一般会計繰入金が1,122万6,000円の減額です。

また、7款村債につきましても1,280万円の減額でございます。

続きまして、7ページ、歳出明細ごらんください。

1款下水道費1項総務費1目一般管理費でございますが、1,520万3,000円の減額でございます。主なものは公営企業会計移行に伴う委託費の精算によるもの1,284万1,000円等でございます。

2目施設管理費229万円の減額でございますが、これは浄化センター維持管理事業の関係、光熱水費等でございます。

もう1枚おめくりください。

下水道建設費の関係につきましては、職員手当等で35万円の減額、また公債費2目の利子といたしまして58万9,000円の減額でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第7号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

**△日程第14 承認第8号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
の専決処分報告について**

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 承認第8号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 承認第8号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第1条でございます。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357万5,000円といたします。これも予算を固めました最終予算でございます。

主なものでございますが、5ページおめくりください。歳入明細の関係でございます。

使用料の関係が7万2,000円の増額になりました。

繰り入れでございますが、一般会計からの繰り入れ47万1,000円の減額でございます。

続きまして、6ページの関係、歳出明細の関係でございますけれども、一般管理費といたしまして2万3,000円の減額、また、施設維持管理費といたしまして36万1,000円、処理場環境等維持管理事業の関係でございます。

また、2款公債費としまして、利子の関係1万5,000円の減額ということでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第8号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第9号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 承認第9号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 承認第9号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚おめくりください。この会計につきましても、予算を固めました最終予算となるものでございます。

予算第3条に定めました収益的収入および支出の予定額を次のとおりに補正するものでございます。

収入では、水道事業収益が1,495万6,000円の増額でございます。内訳は営業収益1,496万円、営業外収益は1万2,000円の減額とし、特別利益8,000円の増額ということになってございます。

支出の関係は、948万5,000円の減額でございます。内訳は営業費用が428万5,000円の減、特別損失320万円の減額、予備費も支出ございませんで、200万の減でございます。

第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入の加入分担金や工事負担金の関係、実績に基づきまして102万5,000円の減額でございます。資本的支出の建設改良費における工事請負費、材料費につきましては、事業費の確定により、これも197万円の減額というものでございます。

主なものにつきましては1ページのほうごらんください。

先ほども申し上げましたとおりに営業収益の関係、給水収益としまして水道料が1,000万増額になっております。また、加入分担金につきましては480万の増となっております。

1枚おめくりいたしまして、2ページの関係、支出の関係でございますが、配水及び給水費の関係、委託料それから材料費ともに130万、100万と減額になってございます。また、過年度損益修正損の関係、水道料金の還付のための予算でございますが、これは320万の減でございます。予備費は先ほど申し上げましたとおりに支出ございませんで、200万円の減ということでございます。

続きまして、3ページ資本的収入および支出の関係でございます。

これも実績に基づきまして、加入分担金、工事負担金等がそれぞれ減となっております。また、支出の関係につきましても、工事請負費、また材料費とも減になりまして197万ということでございました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決します。承認第9号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時34分

議長（北澤禎二郎君） 次に、議案の審議に入ります。

△日程第16 議案第29号 白馬村森林整備基金条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第29号 白馬村森林整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 議案第29号 白馬村森林整備基金条例の制定についてご説明いたします。

この条例制定につきましては、国の平成30年度税制大綱において、森林環境税及び森林環境譲

与税の創設が明記され、本年度より、森林環境税が始まるまでの5年間につきましては、前倒して森林環境譲与税が交付される運びとなっております。

この森林環境譲与税及び森林環境税につきましては、その目的のために運用しなければならないこと、また将来の森林整備に備えた財源の確保が必要であること、このようなことを踏まえて制定するものでございます。

議案を1枚おめくりください。条例をごらんください。

制定の内容につきましては、第1条は森林整備、その促進に要する経費の財源とする設置の目的、第2条から6条までにつきましては、積み立てる額、基金の管理、運用益の処理、繰りかえの運用、基金の処分を規定しております。また、第7条につきましては、委任ということで、管理に関して必要事項は別に定めるものとしております。

附則におきましては、施行期日は公布の日からとしてございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第30号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 議案第30号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） 議案第30号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法等の改正に伴い、白馬村税条例の一部を改正したいものでございます。

平成31年4月1日及び6月1日に改正については、専決により改正済みであるため、今回改正では令和元年10月1日以降に施行する部分を改正したいものでございます。

それでは、改め文を3ページほどめくりますと新旧対照表になりますので、そちらのほうをごらんください。

新旧対照表の1ページ、2ページ、3ページについては、第1条による改正というものでございまして、内容の主なものは個人村民税に関する改正でございます。申告の簡素化、それとひとり親世帯の非課税措置、そういったものの規定の整備を行なうものでございます。

4ページ以降につきましては9ページまで、第2条による改正でございます。

主なものは、軽自動車税の納付に関する特例措置を定めるものでございます。電気自動車、天然ガス自動車、排出ガス規制適合車などの特例を規定するというものが9ページまででございます。

10ページですけれども、10ページは第3条による改正ということで、単身児童扶養者の追加、

それと項ずれの修正という内容でございます。

改め文のほうに戻っていただきまして、改め文の最後から2ページのところで、附則でございます。

この条例については令和元年10月1日の施行でございますが、第1条関係については令和2年1月1日、第3条中第24条関係及び附則第3条関係は令和3年1月1日、第3条及び附則第5条関係は令和3年4月1日の施行ということになります。

また、村民税、軽自動車税について、経過措置を規定するという内容というものでございます。説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第31号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 議案第31号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 議案第31号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について説明いたします。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

今回の一部改正では、宿泊料金の上限を改正するものであります。山小屋経営において空輸費が高騰していること、加えて消費税が増税されることに伴い、別表の大人の宿泊料金について、1泊2食は1万円から1万2,000円に、1泊朝食は8,200円から9,800円に、1泊夕食は8,900円から1万700円に、素泊りは6,800円から8,200円にそれぞれを改めるものです。

なお、この条例の施行日は、令和元年7月1日です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。第7番 加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。

今の説明ちょっと出たんですけど、1万円から20%の上限が上がるということで、割合上昇幅としては非常に大きいような感じがするものでちょっと質問したいんですけど、この2,000円上げるっちゃうことなんですけど、日本にたくさん山小屋があるわけなんですけど、長野県下の山小屋の料金状況とか、そういうことは調べたり、この値上げの中で考慮したんかどうか、その辺どんな感じで調査内容持っているんか、その辺も少し詳しく説明願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） ご質問にお答えいたします。

今回の改正に当たりましては、県内とまではいきませんが、同じ山域にある山小屋の宿泊料金を調査した上で作成いたしました。いずれの宿泊料金も現行の上限以上、また改正後の条例以下でありましたので、空輸費の高騰、それから消費税の増税を想定すると、この今回改正出させていただいている上限額、これは妥当な設定であるというふうに認識しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質疑はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） そういう判断かもしれないけども、実際問題ちょっとインターネットで調べたら、この槍ヶ岳ね、人気のある槍ヶ岳が今現在1万3000円、ほいから北穂の小屋でも1万2000円、ほいから燕山荘——燕のほうですけど、ここも1万3000円という形で、やっぱり1万2,000円と1万二、三百円で大分差があると思うんだがね。これで、今段階的に値上げしていくというような説明もあったんですけど、ことしは幾らにするつもりなんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 宿泊料金については、条例で定める上限額の範囲内で指定管理者が村長の承認を得て定めるということになっておりますので、これから指定管理者から計画が出てきて、その価格の妥当の可否というのを判断して承認していくよう考えています。当然その考えのもとには、段階的にというのは前提になります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） あともう一つ、料金改定の中で重要なのは、やっぱり白馬の場合は、10分隣にもう一つ山小屋あるんですよ。そこのやっぱり料金と余り差をつけてはいけない。上のほうの小屋は、ことしも1万2000円にすると思うんです。インターネットはそういう募集をしているから。だから、1万2,000円というような額はちょっとやめたほうがいいかなというようなこと。ほいから、いろんな山小屋を見てみると、一つは家族の登山、家族登山なんかのときに、中学生料金とか高校生料金とかというちょっと割安な設定もしているんですわ。それから、山小屋ですから二泊、三泊、連泊する人もたくさんいるんですけど、そういうときも割引するとかいう、これ北穂の小屋なんかはそういうことやっているんですけど、そういうことも考えながら、この指定管理者といろいろ相談してことしの料金設定考えてもらいたいんですけど、そういうことは行政のほう为主体になるんか、それとも指定管理者のほう为主体になるんか、そこだけちょっと教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今回の改正では、小学生以下の宿泊料金というのが据えております。小学生以下の登山参加者、参加率を高めたいという願があります。今のご質問の高校生とか中学生の料金設定はというよう
なご質問なんですけども、今回の改正の別表の範囲内であれば指定管理者が定めることができます
ので、定める定めないというのは指定管理者の判断によるかと思うんですけども、今回加藤議員
から一つご提案いただきましたので、これは指定管理者にお伝えさせていただきたいと考えます。
以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第19 議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につ
きましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額
をそれぞれ63億6,884万4,000円とするものでございます。

6ページの歳入明細をごらんください。

主なものにつきましてご説明させていただきます。

2款3項1目森林環境譲与税270万円の増額は、平成31年4月1日に森林環境譲与税が創設
をされ、令和元年度予算から交付が決定されたことによるものでございます。

9款1項1目地方交付税は、地方創生交付金の補助裏として特別交付税を1,360万円増額する
ものです。

13款2項1目民生費国庫補助金1,843万9,000円の増額は、消費税率10%への引き上
げ緩和策として、低所得者と0から2歳児の子育て世帯にプレミアム付き商品券を販売するための
補助金です。

3目土木費国庫補助金1,188万6,000円の減額は、交付金の内示の減額などによるもの
です。

7ページをごらんください。

6目観光商工費国庫補助金1,700万円の増額は、世界級通年型マウンテンリゾート白馬バレー
の実現に向けた、ドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業が採択されたことによる補助金
です。

14款2項1目総務費県補助金106万5,000円の増額は、景観形成事業に対して地域発元気

づくり支援金が交付決定されたことによるものです。

17款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金50万円の減額は、先ほど説明いたしました元気づくり支援金の交付決定に伴い減額を行なうものでございます。

8ページをごらんください。

19款4項1目雑入898万6,000円の増額は、再生可能エネルギー導入事業に対する助成金によるものであります。

20款1項村債では、国庫金内示額の減額に伴い、公共事業等債から公共施設等適正管理事業債に地方債を組み替えたものです。

9ページからの歳出明細をごらんください。

全般的に一般職給料、職員手当共済組合の負担金、退職手当組合負担金は、4月の人事異動に伴う人件費の組み替えによるものです。また、職員の配置により嘱託職員や臨時職員の賃金に関しても組み替えを行なっております。

人件費の組み替えにつきましては、説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業についてご説明をさせていただきます。

10ページ、9目景観形成事業55万円の増額は、景観計画作成業務委託料の増額によるものです。特定財源につきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、元気づくり支援金が交付決定されたことにより、当初予算で充当していたふるさと白馬村を応援する基金繰入金を減額しております。

10目地球温暖化対策事業501万円の増額は、再生可能エネルギー導入事業に対する助成金を活用した二酸化炭素排出抑制対策に係る普及啓発のための事業に係る経費でございます。

飛びまして、15ページをごらんください。

3款6項1目プレミアム付商品券事業1,843万9,000円の増額は、先ほどもご説明をさせていただきましたが、消費税率10%の引き上げ緩和策として、低所得者と0から2歳児の子育て世帯にプレミアム付き商品券を販売するための事業でございます。特定財源は、国庫補助金を同額計上させていただいております。

16ページから17ページにかけて、4款1項2目保健予防事業2,354万3,000円の減額と母子健康事業1,966万8,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の減額と、今年度から母子に関する業務に関しまして健康福祉課から子育て支援課へ所管かえをしております。もともと一般の保健予防と母子の保健予防を母子保健事業でまとめて行なっていたわけですが、1つの事業を2つの課で執行していくのはやはり業務上支障を来し始めたため、新たに子育て支援課を主管課とした母子健康事業をつくり、母子分の予算を保健予防事業から組み替えたことによるものでございます。

18ページ、森林整備事業270万円の増額は、森林整備を行なうため、先ほども説明させてい

いただきました森林環境譲与税を特定財源とし、同額で森林整備基金積立金を増額したことによるものです。

19ページ、6款1項1目観光総務事業1,419万5,000円の増額は、人件費の組み替えによるものでございますが、県の観光部へ派遣をいたしました職員の派遣旅費を新たに計上させていただいております。

3目地方創生推進交付金事業（観光）3,400万円の増額は、先ほども説明をさせていただきました世界級通年型マウンテンリゾート白馬バレーの実現に向けた、ドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業が採択されたことによる増額です。

20ページから21ページにかけて、7款2項3目村道改良国庫補助事業3,000万円の減額は、国庫補助金の交付内示の減額により事業費を削減し、国庫補助事業で減額をした一般財源と同額で予算を組み替えて、道路改良起債事業を1,500万円増額しております。

4項1目立地適正化計画策定事業は、国庫補助金である集約都市形成支援事業費補助金の交付決定がありましたので、それに伴い財源を組み替えてございます。

22ページ、8款1項4目防災事業49万9,000円の増額は、新防災情報システム構築に係る有識者の支援業務委託料などによる増額です。

24ページをごらんください。

9款5項2目体育施設維持管理事業は、B&Gプール監視員を村が直接雇用するのではなく業務委託へ形態を変えるため、賃金から委託料へ予算を組み替えるものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第33号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第33号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第33号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億467万8,000円とするものでございます。

この補正予算は、4月1日付の人事異動に伴う人件費に関する予算を補正するもので、歳出につきましては、職員1名分の給料、手当、共済費を減額することにより72万2,000円減額し、歳入につきましては、一般会計からの人件費に係る繰入金と同額減額するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第21 議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

これも4月の人事異動に伴います給与、手当の減額のございまして、予算第3条に定めました収益的収入および支出の予定額につきましては、676万円の減額でございます。

また、予算4条に定めました資本的収入および支出の予定額につきましては、59万7,000円の増額でございます。

したがいまして、予算第8条に定めました職員給与費は、616万3,000円の減額というものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第22 議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正予算につきましても、4月の人事異動に伴う給与手当等の増額の関係でございます。

予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入のところで営業収益といたしまして、下水道使用料62万4,000円を増額いたしました。

また、支出におきまして、下水道事業費用の営業費用の総係費ということで職員の給与手当62万4,000円を増額してございます。

したがいまして、予算8条に定めました職員給与費も62万4,000円の増額ということでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号から議案第35号までは、お手元に配付いたしました令和元年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第35号までは、お手元に配付いたしました令和元年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月13日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日6月13日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時03分

令和元年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和元年6月13日(木) 午前10時開議

(第2日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和元年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和元年6月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 第1番 | 太谷修助 | 第7番 | 加藤亮輔 |
| 第2番 | 丸山勇太郎 | 第8番 | 津滝俊幸 |
| 第3番 | 田中麻乃 | 第9番 | 横田孝穂 |
| 第4番 | 太田正治 | 第10番 | 田中榮一 |
| 第5番 | 伊藤まゆみ | 第11番 | 太田伸子 |
| 第6番 | 松本喜美人 | 第12番 | 北澤禎二郎 |

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|------|------------|------|
| 村 長 | 下川正剛 | 副 村 長 | 横山秋一 |
| 副 村 長 | 藤本元太 | 教 育 長 | 平林 豊 |
| 健康福祉課長 | 松澤孝行 | 参事兼総務課長 | 吉田久夫 |
| 建 設 課 長 | 矢口俊樹 | 会計管理者・室長 | 田中 哲 |
| 農 政 課 長 | 下川啓一 | 観 光 課 長 | 太田雄介 |
| 税 務 課 長 | 横川辰彦 | 上下水道課長 | 酒井 洋 |
| 教育課長兼子育て支援課長 | 田中克俊 | 住 民 課 長 | 山岸茂幸 |
| 総務課長補佐兼総務係長 | 下川浩毅 | 生涯学習スポーツ課長 | 関口久人 |

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。これより令和元年白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は、うち4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。令和元年、初の定例会、1番に一般質問ができることを光栄に思っております。戦後70数年、昭和、平成と戦争をすることなく今まで来ました。住民にとって平和こそが最大の福祉であります。令和の時代もこの最大の福祉が継続できることを願ひまして質問に入らせていただきます。

まず、1番目です。自治体戦略2040構想研究会報告と当村への影響についてであります。

今定例会が藤本副村長の白馬村における最後の定例会となります。そこで、総務省の官僚でおられる藤本副村長に総務省の有識者研究会である自治体戦略2040構想研究会が昨年提出した報告に関して、次の点について伺います。

1、この研究会に諮問した理由で、国が上げている一番の課題は何か伺います。

2つ目、報告では地方はどうすべきと言っているのかを伺います。

3つ目、今年度、予算計上されている立地適正化計画はどうこれと関連をしているのか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 自治体戦略2040構想研究会報告と当村への影響について、3つの項目のご質問をいただいておりますので、順次ご答弁させていただきます。なお、最初にですけれども、

私、現在の立場としては総務省職員というわけではなくて、白馬村役場の副村長という立場ですので、総務省の立場でお答えすることはできません。ですので、あくまでホームページですとか公表ベースでこういうことを総務省は知っているとか、いわれているというところの形の答弁にさせていただきますので、その点はご了承いただきたいというふうに思います。

まず、1点目の自治体戦略2040構想研究会を開催した背景として、国が挙げている一番の課題についてお答えいたします。

研究会の開催趣旨は、「今後、我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で質の高い行政サービスを提供する必要がある。このため、多様な自治体行政の展開によりレジリエンス——社会構造の変化への強靱性、を向上させる観点から、高齢者——65歳以上、人口が最大となる2040年ごろの自治体が抱える行政課題を整理した上でバックキャストिंगに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的として、総務大臣主催の研究会を開催する」というふうにされています。

このように、国が一番の課題として、人口減少と高齢化を挙げており、この中で持続可能な地域をつくるためにはどのような対応が必要かを研究会において議論したものというふうに考えられます。

2点目の、報告では地方はどうすべきと言っているのか、についてお答えします。

報告書の内容は多岐に渡りますが、地方圏にかかわるものとしては、「スマート自治体への転換」「公共私による暮らしの維持」「圏域単位での連携」といった事項が挙げられます。

「スマート自治体への転換」としては、これまで自治体が個々にカスタマイズしてきた業務プロセスやシステムは大胆に標準化・共同化し、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用する等、ICT活用を前提とした自治体行政を展開することが提言されています。

「公共私による暮らしの維持」としては、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれの暮らしを維持する力が低下することから、自治体の役割が新しい公共私相互間の協力関係を構築することへ転換することが求められるとされています。地方ではシェアリングエコノミーによる対応や地縁組織の支援等による暮らしの維持が必要というふうに考えられています。

「圏域単位での連携」としては、人口減少で行政基盤も弱まっていく中で、個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政を行なっていく等、深刻な行政課題に対して広域での対応力を高める仕組みが必要であるというふうにされています。

3点目の研究会報告と立地適正化計画との関連は、との質問にお答えします。

立地適正化計画は、自治体戦略2040構想研究会が開催される以前から国交省が立ち上げた制度です。

人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能なまちづくりを行なうことが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を初めとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造の見直しが求められており、そのマスタープランとなるのが立地適正化計画です。立地適正化計画の中では、例えば、都市機能誘導区域として、公共施設や商業施設を緩やかに集積させるエリアを定めることとなります。

研究会報告と立地適正化計画が直接的に結びつくものではないというふうに考えますが、急激な人口減少への対応が必要との問題意識は共通しています。白馬村でも人口減少が進み、公共施設管理計画や公共施設の見直しというのを鋭意行なっております。

また一方では、外国人経営施設の増加もあり、今後無秩序な開発が懸念される場所でもあります。このような状況に対応し、白馬村版のマスタープランを策定するため、本年度、立地適正化計画策定のための予算を計上したものであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） この2040構想研究会に対する答申と申しますか報告内容はかなり批判もありまして、おっしゃられたように人口減少とか高齢化、これが2040年にピークを迎えるということで、それに合わせてこうしていきましょうというプラン等もつくっていきましょうということだと思います。

それで、私どもの村もそういう高齢化になるかと思えますけれども、そもそもなんですけど、どうして人口が減少するのかというところなんですけど、今現在、非正規系労働者って40%もいるわけでありまして、派遣の範囲の拡大とかそういった非正規が働く方が多くなってきている。それで結婚ができない、特に30代後半から40代に非正規の方も多いいわれています。これ、私はやっぱりこういうことは国がいう前に国の責任というのはかなりあるんじゃないかとそう思います。それは置いておいて、地方はこうしなさいと、効率化しなさいと、それは違うんじゃないか。すなわち効率化ということはお金で換算されるべきものだと、私はそういうふうに考えるんですけども、そのお金で換算できるものというのは言ってみればこちらのほうも中央で考えていること、私たち白馬村に当てはまるかという、そういうことがいえるかと思えます。

副村長はこの2年間、白馬でお過ごしになられて中央で考えていることとこちらで考えていること、何か違いはありましたか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 人口減少の原因と申しますか、それは多岐にわたる内容ですので、今、議員

がおっしゃったようないわゆる若年層、非正規雇用がふえているというところもその理由の一つとして挙げられていることとしてありましょうし、ただ一方でそもそも結婚する人の数が減ってきて、あるいは子供の数が減ってきたというのは、これは1970年代から既に始まっていることなので、それ以外の原因、子育てのしにくさですとかそういったこともあるんだらうというふうにも考えられます。ですので、そこのところは一概に言えることではないと思われまじけれども、実際にそれで国が考えている施策と地方の現状とのギャップというのは当然ながら地方はさまざまな地域によって全く異なる課題を抱えておりますので、それは一概に国の示している施策というのが地方にフィットするというものではないのかなというふうにも考えます。

ただ先ほども申し上げたような、この中でことし立地適正化計画をしていこうというところに関しては、例えば人口の急激な減少、あるいは高齢化の進展、それによって白馬でも以前よりいわれられておりますような行政区の弱体化というところというのはある程度共通する部分もあるのかなというふうに考えております。そういったところで、共通する国が考えている事項と、白馬で実際に起きている事象について共通する事項もあるし、当然違う事象もあるんだらうということは考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） その立地適正化計画なんかいうのはスモールバージョンの圏域だと私は思っています。ですから、国でこの2040構想研究会が言っているところの個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却する、それで都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要だ、要するに集まれとっているわけですよ。それで圏域にお金を出すと、個々の自治体にお金を出しません、これからはそういうところにお金を出していきますという考え方だと思います。私たちはそれを頭にしっかり入れておくべきだと私は思っています。いずれはこういうふうになって、ゆくゆくは道州制に持って行きたいんだらうなど。

そういった場合、先日も私、小谷村の議会定例会、一般質問に行ってまいりました。そのときにやっぱり小谷村で持っている課題と白馬村の課題、全く違います。

副村長は、今、白馬村で課題と思われていることはどのようなことだと思いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） ちょっと話題が広くなり過ぎているので、どこから答えていいのかというところがあるんですけども、課題は本当に行政サービスというのは多岐にわたりますので本当にいろんなことがあると思います。例えば、住民福祉の観点でいえば、先ほどの少子高齢化というのは確実に白馬村では進行しているわけです。それは一つの課題でしょうし、あるいは観光という面でいえば、ずっとインバウンドの需要というのはふえてきている、一方で、これがではいつまで続くのかというところの懸念というところもありまじょうし、日本人観光客がずっと減ってきてる。それ

から、グリーンシーズンをいかに盛り上げていくかというところも課題の一つだろうというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） いろいろと言うんじゃなくて、一番課題だ、この村はここが本当にまずいと思っっているところはどこかということをお聞きしたかったわけでありませう。

それで、いってみれば今の国の方向性としては古くは国鉄、たばこ、電話、電力、最近では郵政、税金でつくって民営化していくと、こういう形になっております。最近では国民の財産を、これで国民の財産を売って一部の投資家の利益を上げる、こういう方向であります。国で売るものがなくなりましたので、今度は水道の民営化ですよね。そういうのがどんどん進められているという形だと思います。

村長は、私はやっぱりこの辺にすごく危惧しております、こういったことはよろしくない、地方が消滅するなと思っております。

ご存じかどうか、いろんな山あいのほうに昔いろんな人が住んでおりました。昔、何であそこに住んだかということ、偉大なる副業だと言っていました。要するにお金に換算できない、そういった生活がある、だからそこに人が住むようになったんだということを確認内山節さんですか、おっしゃっていたかと思っております。やはり、そういう生き方を中央で決めていただきたくない。私はそう思います。そういう生き方があって、お金に換算できない生き方が私たちにはあるんです。ですから、中央でこれが効率化というのは必ずしもこういった地方では当たらない、そういうことを胸に秘めていただきたい、そのように思っております。

それで、白馬村は藤本副村長にとってどういう場所になりましたでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） もしお答えできるようだったら、すみません、答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 前段のところの、先ほど議員がおっしゃったような国がこういう仕組みを整えてというところに関しては、そこは、今、地方分権の時代ですので国がどんな方針を出したとしてもそれを地方が使っていくのかというのは、それは地方の自由ですし、それはまさに白馬村で決めていくことなのかというふうに思っております。

そういうことも含めて、この2年間、地方の現状も見させていただきました。いろんな村民の方々とお話しさせていただいて、職員も含めて本当に温かく受け入れていただき感謝しております。

この2年間で学んだ、実際に地方の現場の実情というのはしっかりと中央に、国に帰ってもそのところは心にとめて今後の政策づくりに役立てていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。ただいまの伊藤議員の質問ですが、通告内容がだんだん拡大していっていますので、焦点を絞った形で質問をお願いしたいと思います。質問はありませんか。

第5番（伊藤まゆみ君） 後ろのほうからもやじが飛びまして、私はやはり藤本副村長が最後ですの
で第三者としてどのように見ていただいたのか、すごく興味がありましてお聞きいたしました。こ
んな機会でないとはやはり国の官僚の方に質問することもできませんし、最大限生かしていただき
たい、そのように思った次第であります。

ぜひ、藤本副村長にはお帰りになられましたら、ふるさと納税のほうをよろしくお願ひいたしま
す。

ということで、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

2つ目なのですが、観光行政についてであります。

去る5月28日に宿泊業者421件が宿泊税に対して徴収義務を果たさないとして決意書を提出
いたしました。そんな中、29日の観光局総会では村長は再び代表理事に就任されました。会費を
半額にした改革の効果はなく、観光局の会員数は減る一方であります。そこで、下記について伺
います。

1、村のなりわいを支える宿泊業者がこのような署名行動に至った背景にはどのような思いがあ
ったとの認識か伺います。

2つ目、また、この決意書提出を踏まえて、今後どう対応していく予定か伺います。

3つ目、大型宿泊施設の建設予定が相次いでおります。総合戦略策定時に開発基準を見直すのは
雇用確保のためとの答弁でしたが、宿泊税導入とともに宿泊業者をさらに圧迫し、これまで以上に
多くの宿泊業者を廃業に追い込むとの懸念はないのか伺います。

4、このような状況下で村長は観光局代表理事に就任されましたが、どのような効果をもたらす
との決断だったのか。また、観光局がどう変わると期待できるのかを伺います。

5、3市村DMOの体制は白馬村の索道事業者が主体となっておりますが、どのようなビジョンを
描いているのかを伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員から2つ目の観光行政についてということで、5つの項目につ
いてご質問を受けておりますので順次答弁させていただきますが、まず初めに、4月3日に白馬村
観光振興のための財源確保検討委員会から村長宛てに報告書が提出をされたというようなことで、
4月8日にはそれぞれ議会のほうにもその内容について説明をされたというふうに聞いております。
そしてまた、先ほど来、5月28日に議員3名を含めて10数名が村長室に来て決意書を提出され
たというようなことであります。

そんな中で印象的に10数名いたわけではありますが、その中でもいろいろな意見がありまし
た。反対だというような意見もあり、逆には重要性はよく認識をしていると、使い方さえしっかり
していれば私は賛成だというような意見もございました。伊藤議員も一緒に出席をされておられ

たのでその内容については十分認識をしているかと思いますが、そんなことも含めて答弁をさせていただきますが、1点目の宿泊業者が署名行動に至った背景はどのような思いがあったとの認識かということでありますけれども、白馬村観光振興のための財源確保のあり方に関する報告書にも書かれているように、幾つかの思いがあるというふうに認識はしております。

1つ目は、少しでも安いものを求める観光客もいる中で、観光客の理解が得られるか懸念があるというようなこと。そして、2つ目は低価格帯の小規模民宿やペンション等では、宿泊客から徴収をしづらいつ感じられ、宿泊者から徴収できずに宿の持ち出しが生じる可能性がある。そして、3つ目は消費税増税や入湯税、観光協会、観光局の会費等、宿泊施設及び宿泊客にはさまざまな金銭的負担が既に存在していること。4つ目は労働力不足の中で、税の説明、徴収、申告、納付に当たる宿泊施設における徴税手続等への負担が大きいと感じていること、また、宿泊事業者のみへの負担や徴収の公平性についての疑問などが背景にあるというふうに認識をしております。

2つ目の、この決意書提出を踏まえて、今後どう対応してく予定かについてであります。村では検討委員会からの報告書を受けて、現在、課題に対する調査研究を実施しているところであります。決意書で上げられている懸念事項は貴重なご意見として、検討委員会の中で出た懸念事項とあわせ、今後の制度設計に生かしていきたいというふうに思っております。制度設計と使途の骨子案など、今後の方向性についてめどがつかましたら、事業者説明会やパブリックコメント等により、広く皆様から意見を伺いたいというふうに考えております。

3点目の宿泊税導入とともに宿泊業者をさらに圧迫し、多くの宿泊業者を廃業に追い込むとの懸念はないかについてであります。検討委員会の報告書では、観光客を対象としたアンケート調査と北海道の阿寒湖温泉における入湯税引き上げについて示しています。観光客アンケート調査によれば、観光振興のための金銭的負担について「積極的に協力したい・協力したい・使途が明確であれば協力したい」と回答した割合が95%を占めております。また、阿寒湖温泉における入湯税引き上げの後、宿泊者数の減少は見られていないとのことでもあります。

一方で、消費税増税に伴う観光業への影響としては、平成26年の消費税増税後1年弱程度は観光業においても消費の落ち込みがあったところですが、その後、緩やかに改善をしております。新規財源確保策を導入する場合には、これらの時期についても配慮が非常に必要であるというふうに認識をしておりますし、さらに、報告書ではエージェント経由の宿泊単価は低い水準にあるなど、小規模事業者や低価格帯施設への配慮は必要とされております。

これらを踏まえ、報告書では「税を含んだ料金の値上げが、このまま宿泊者数の減少につながるわけではなく、適切な税額の設定や使途の明確な説明等により、観光客から協力をいただくことは可能」とされており、こういったことを踏まえて今後十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

4点目の観光客の代表理事就任についてでありますけれども、私は、以前から観光のリーダーは

観光に精通をした民間のプロフェッショナルに任せるべきというふうに申し上げており、その考えに現在も変わりはありません。しかしながら、昨年から白馬村観光局理事会の方々を中心とした民間事業者と協議を続ける中で、白馬村全体の将来を見据えた中で観光事業の占める役割と責任は非常に大きく、村全体のリーダーである村長こそが代表理事を務めるべきだとのことをご意見をいただき、これを尊重し、今回代表理事の任を受けることといたしたところであります。

白馬村観光局の定款第3条には、「当法人は、白馬村と観光事業者が英知を結集し、白馬村の豊かな自然環境を生かしながら、多様化する観光志向に対応できる環境の整備、観光客の誘致、国際観光の推進を行なうことにより、観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化を資することを目的とする」とあります。

つまり、白馬村観光局は官民一体となった組織でありますので、今まで理事会や事務局が遂行してきた事業を、私の一存で大きく変えるということはありませんが、理事、事務局、そして社員の方々と対話をしながら協働し、そして多くの村民から信頼をいただけるような観光局を目指してまいりますというふうに考えております。

最後に、3市村のDMOについてでありますけれども、本定例会の開会の挨拶でも触れさせていただきましたが、4月16日に一般社団法人HAKUBA VALLEY TOURISMの設立総会が開催されました。

大町市、白馬村、小谷村、大北地区索道事業者協議会で構成する組織は、地域連携DMOとしてエリアの観光地域づくりを進めるために設立をした組織であります。ご質問にあるビジョンに関係してきますので、まずは設立までの経緯を簡単にご説明をさせていただきます。

平成25年に長野県の呼びかけに応じる形で、大町市と白馬村、小谷村の3市村は山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりに参画し、このエリアを1つとみなした北アルプス3市村エリア周遊・長期滞在促進プランを（平成28年度）に策定いたしました。このプランの中でエリアを一体的にマネジメントし、このプランを主体的に推進する体制を構築することが示されており、3市村と索道事業者協議会の協議・調整を経て、本年4月にこの法人を設立いたしました。このような経緯で設立をした組織でありますので、この組織は平成27年度に策定したプランをベースに観光地域づくりを進めることとなります。

ご質問にある、どのようなビジョンを描いているのかという点でありますけれども、一言で表しますと、世界から選ばれる山岳観光地域を構築することです。世界に誇る雄大な北アルプスの自然環境、日本らしさを感じる地域文化を背景に、国内外から訪れる観光客を魅了する満足度の高い滞在環境を提供し、観光を軸とする地域経済が豊かに循環し、そこに住む人々が誇らしく生活することができる地域が持続されていくという姿を描いています。これは平成27年度プランに共通するビジョンです。

4月の設立時の社員は3市村と大北地区の索道事業者協議会でありましたが、現在は3市村の観

光団体、大町市観光協会、白馬村観光局、小谷村観光連盟も社員として加わりました。

今後は、直接的な観光事業のみならず、間接的に関連する農業や商業、交通等の幅広い事業者を巻き込みながら、エリア内の観光資源はもとより、文化、産物、人物に至るまであらゆる資源を総動員して、世界から選ばれる山岳観光地域の構築を目指してまいりたいと思います。そのための舵取り役がHAKUBA VALLEY TOURISMであります。

以上、観光行政についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

訂正させていただきます。すみません、訂正させていただきますが、北アルプス3市村エリアの周遊・長期滞在促進プランを平成27年度、先ほど28年度というふうに申し上げましたけども、平成27年度に策定をしたということで訂正をいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 1番目の質問ですが、私、この宿泊業者が2回目の署名に至った背景にはどんな思いがあったかというのを伺ったわけです。そこを思い計っていただきたかったんですが、答えとしては答申内容を言っていたかと思います。ですので、かわって私がどんな思いであるのかをちょっとここで述べさせていただきたいと思います。

「失われた4期16年、間もなく5期20年になろうとしている」、多分これは村長の任期のことだと思います。昨年の今ごろですか、多分これは意見として出されたものですが、「理事者、職員は村民にとってより自分にとってどちらがよいか、らくかで決めている。全て行政任せで異を唱えて来なかった村民の責任も大きい。その結果が類いまれな自然景観を有しながらも税金徴収率全国ワースト4位としてあらわれている。全国から『墓場村』と言われないように、行政任せにせず、全員で頑張らなければならない。宿泊税に関しても同じ道を歩まないよう賛同できないものは勇気を持って異を唱えていかなければならない」、こういうふうに言っている方がおりました。私もこれを読んでびっくりしました。「墓場村」って呼ばれているんですね。本当に何かこれは笑って過ごせないかと私、思っています。

それで、この今一番最初の質問に関連することなんですが、421名の方が徴収拒否という署名を出すに至った、この村にとってはすごくゆゆしき問題だと思うんです。一番の問題は何だとお考えですか。村長、お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほども申し上げましたけども、421名の決意書が提出をされたということでもありますけども、先ほども言ったようにその中にもいろいろな思いの方がいるというふうに思っておりますので、全てが答申書に対しての拒否反応は起こしているふうには私は感じられません。強いて言えば、もっとゆっくりお話しができればというふうに思ったんですが、先ほど言ったように10数名の方が報道陣を交えて村長室に来たというようなことで、非常に私もびっくりをしていたわけでもありますけども、その感想といたしましてはいろいろな意見があるなというふうに

改めて思ったところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私が一番問題だと思うのは、まさにこれこそ問題だと思うのは、宿泊業者と行政の信頼関係が崩壊しているということだと思っています。話し合いすらない。お互いを信頼していない。住民と合意をとれないところで計画や事業をやっている。ここが一番問題であります。

それをここが問題だということを行政が認識しなければなりません。まず、認識しなければ。コミュニケーションがとれていないんです。こんな状況で、今後、白馬村として本当に生き延びられるのかな。住民は行政に協力しません。これからの10年、20年、ますます人口は減り、大資本が入って来て自治体崩壊であります。そんな憂き目には私は本当に「墓場村」と言われてしまう、そういう状況になるんじゃないかと私はそう思っています。これは笑いごとじゃないです。

この241名の方というのは、これは昔でいうところの百姓一揆であります。お上の言うことを聞いていたらとんでもないことになる、生き残れない、かなりの覚悟を決めてこれは出しているはずであります。前回、焼却炉の問題は移住してきた方たちがメインでありました。今回は、地元住民といわれる方、こういった方たちが中心であります。土着民なんて言い方は失礼ですけども、そういった方たちになります。なぜこんなことになったのか。これはやっぱり1度や2度のできごとじゃないんです。今までの積み重ねだと思えます。

これ、やっぱり今問題になっています老後2,000万円必要ですという自己責任論ですよ、これと本当に似ていると、これは100年大丈夫ですといわれている年金、あれはうそだったんですかとこの前、蓮舂さんが言っていましたけど、これと一緒に思います。この観光地経営計画はPDCAサイクルで検証するので、今までつくった観光計画は違います、あれはうそだったんですか。この計画でやれば観光地としてのレベルアップし、入れ込み数がふえ、豊かになる、だから何千万の血税を注いいだんですよね。今までの過去3年間は何だったんですか。過去15年、観光局に血税をつぎ込んで、この村はどのくらいよくなったんですか。言われてきたことが現実になってきているんですか。もうお上にお金を吸い取られるのはいやだと住民が言っているんです。彼らが怒るのも無理はないんじゃないですか。私はそう思います。

それで、お渡ししてありますこちらなんですけど、資料の1ページ、①観光有名地の比較表であります。見ていただいてもわかるように白馬村、1人当たりの所得、一番低い、この白馬村、小布施、倶知安、湯沢、箱根、この5つの中で。この出典は公民館の「お金のはなし」という傘木氏の講座だったんですけども、ここで傘木さんが提出してくださった資料であります。

それで、一番本当にこれで世界に冠たるというふうにいえるのかな、この1人当たりの所得でと、本当にちょっと首をかしげる、本当に村長の口から「世界」という言葉が出るたびにちょっと私は気恥ずかしい思いがしております。

宿泊業と売上、これは意外に多いんですが、1人当たりの売上になりますとこちらも白馬が一番少ない。宿泊業等従業員数、これは2,527なんですが、うち宿泊業というのは2,095名もいるわけです。優に5人の家族に1名はこの宿泊業に携わっている、こういう計算になります。

固定資産税のほうも、この前、税務課に調べていただきましたら家屋しか調べられないということで、2億3,500万円で宿泊料がこれを負っている、家屋の全体の43%、平成29年度の固定資産税全体の25%であります。やっぱり苦しいのも無理ないです。そうですね。これだけ払っているんです、固定資産税。

そうであるならば、先ほど申し上げたこの1人当たりの所得、あるいは従業員の1人当たりの売上、これを上げていく、それが私は本来ある行政の王道ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 先ほどおっしゃったような1人当たりの所得を上げていくというところが政策として一つ必要なんじゃないかというところは、まさにそのとおりであるというふうに思います。

観光ということであれば、では何をすれば所得を上げていけるのかということになるんですけども、そこではいろんな施策が必要で、やっぱり滞在環境としての魅力を高めていくこと、さっきおっしゃったような世界級というところが、今、そのレベルに至っていないということであれば、世界級というワードが正しいかどうかは別として、そのレベルというのを一つ一つ上げていく、それによって観光地としての魅力を高まって所得が上がっていくという、こういうことができれば理想的なんじゃないだろうかというふうには考えます。そこに関しては、今後、絶えず観光地としてやっぱり投資をし続けたいといけない。これはやはり2次交通を整備していくですとか、景観を整備していくですとか、まさに観光客の皆さんから課題として挙げられている点の一つ一つクリアしていくということが今後も白馬村が観光地として観光立村として生きていくためにも必要なんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私、宿泊業者の方の代弁をしているつもりでこれを読ませていただいていますけども、先ほど申しましたように彼らの、彼らといいますか、この村のなりわい、その人たちの収入を上げていく、まさにここしかないと思っています。

それで、ある方の意見ですけれども「既存宿泊業者の営業を圧迫する、違法と思われる民泊を見て見ぬふりして」、これは多分、軽井沢との比較だと思います。軽井沢は早めに手を打ったということで、そういうことを言っているんだと思いますが、「野放しにし、新たに宿泊税の検討、村で一番売上の多い産業を守り育てる気持ちは全く感じられない。徴収などで協力する気になれない。金が要るなら村長を初め、職員、賛成した議員がみずからホテル、旅館に出向き徴収に当たればよ

い。どれだけ大変な仕事かわかる」このように言っております。

それで、先ほどの答弁でいただいた中で阿寒湖ですか、そちらのほうの観光振興のためなら協力したいとってお客さんに対する影響はないとおっしゃいましたが、これは徴収するのはこの方たちです。この方たち、人手不足で困っています。特に小さい業者は、そういう方たちに負担を強いるわけです。お客さんもただ単に来ればいいというものではありません。その方たちの思いというものをくんでいるのかと私は本当に疑問になるわけであります。

それで、また、この前、村長にも手渡された宿泊業者からの声というのでありますが怒りの声です、「財源検討委員会の設置と報酬、給与の同時に上程」、多分、村長もいただいています、このカラー刷りのやつだと思えます。この一番最後に書いてあります。「賃上げのための財源検討だろうか、観光振興のための財源確保検討委員会の設置と職員の賃上げを同時に上程、不足する財源を確保するためお客様、村民に負担を求めながら職員の手当を上げる無神経さ、村民に対して配慮がみじんも感じられない」、こういうふうに書いてあります。私、これは反対しましたので、村長の給料アップも私反対しました。なぜなら、私は多分こういう意見が出る、そう思いました。だから反対しました。全く聞いていただけず本当に残念であります。

村長は今年の村長選挙後、自主的な報酬引き上げを行ないましたけれども、今後も現時点の報酬を貫く予定でおられるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 通告にない質問で、今いきなり言われても答弁の、どう答えていいかわかりませんが、いずれにいたしましても、今、長野県の特別職の給与体系を見ておきますと、白馬村は決して高いわけではありません。58町村の中で白馬村の長、それから副を含めて真ん中より下位であります。ちなみに、議員の報酬は長野県でも上位から5番目くらいに位置しているわけでありますので、別段そんな高いというふうに思っておりません。

そんな中で、先ほど来、伊藤議員、いろいろなことを言っておられますけども、今、白馬村がこれだけ世界から、全国からいろいろな注目をされているということはいろいろな方々の努力もあつたんです。そして、村の観光施策、そしてまた観光局のいろいろな取り組みが少しではありますけどもだんだん成果が上がってきているというふうに思っております。先ほど、伊藤議員は余り夢のないような話をしておりますけれども、私はそうではありません。今回のこの財源確保ということも、将来、白馬村が観光で生きていくためにはどうすべきかということで観光地経営計画にもそういった項目があり、それを検討したわけであります。そして、その中でも特にこの検討委員会、8名の方にお願ひしたり、それからワーキンググループも20名の皆さんから参加をいただきまして3回、それで検討委員会は6回を検討してきたわけでありますけども、そういった中で報告書が出たわけでありますけども、これから、先ほども言うように村民の皆さん、そしてまた観光事業者、そしてまた議会の皆様方からいろいろなPRというか説明をしっかりとしながら白馬村のこれから

の観光財源、どうしたらいいかということは当然進めていかなければいけないというふうに思っております。まだ報告書の中でもこの間もまとめの文書を皆様方に朗読をさせていただきました。決まっているわけではありません。これからいろんなことを検討していくということでありますので、あたかもこうだという、まだそういったことにはなっておりませんので、またいろいろな面で検討しながら住民の意見等を吸収しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今、本当に世界に冠たるという言葉が伊藤議員から言われましたけど、これだけのすばらしい山岳景観、環境は我々……

第5番（伊藤まゆみ君） すみません、答えてないんですけど。

村長（下川正剛君） 進めていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） すみません。答弁は簡潔にということでよろしく願いいたします。

村長（下川正剛君） 質問が簡潔じゃない。

第5番（伊藤まゆみ君） 質問は簡潔だったと思います。すみません、やじはやめていただけますか。

第8番（津滝俊幸君） 議長、私、議運の委員長をやっております津滝ですけれども、伊藤議員は先ほどからこの質問内容についてかなり逸脱した質問をしていると私は思います。ですので、そのところは議長からしっかりと、先ほど議長から注意されていますけど、伊藤君、聞いていないのでしっかりとそのところは聞いていただきたいなというふうに思います。

先ほど村長の給料を聞いていることはこのところには1行も出ていません。ですから、村長も通告にないと言ったのはそういう意味であります。ですから、関連質問はしないということになっていますから、関連質問は控えていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

第5番（伊藤まゆみ君） 私……

第8番（津滝俊幸君） 議長に言っていますから。

議長（北澤禎二郎君） 簡潔に質問をお願いします。

第5番（伊藤まゆみ君） すみません、今の時間は長引いていただいてよろしいですか。

そうしましたら入湯税のほうに入りたいと思います。入湯税に対するこれの批判もかなりあります。

2ページ目のほうの3です。立科町、こちらのほうはちょっと矢印で見えませんがどれも皆増ということはかなり上がっております。なぜかといいますと、こちらは白樺リゾート池の平ホテル、こちらのホテルが入湯税を納めたい、そういうことでみずから申し出たそうであります。そのかわり観光振興、整然に使うほしい、税額、お客さんの数に比例して増加しております。納税すれば自分のところがよくなる、だから協力するし、町も支援する、ウイン・ウインの関係、だから長続

きします。白馬村も増加になっています。これは温泉三昧でしたか、何年か前にそこで白馬村は温泉地という印象がなかったけれどもこういう形で温泉を前に出した結果、こういう形に上がっている、そのようにこの講師の方は述べておられました。

それで、立科町における入湯税の使途であります、これは先ほど申しましたように観光施設の整備、それと振興事業、これに特化しております。白馬村は何に使われているんだという、こういう意見もあります。だから、ここはやはり白馬村もちゃんと、この立科町は毎回広報に出しているそうです、何に使われているか、どういうことに使っているか。白馬村は出していますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 目的税となりますので、これについては使途というのは広報紙で出させていたいただいているというところがございます。広報はくばで出させていたいただいている。これは決算の関係になりますので、決算の認定が終わった後ということになるかと思いますが、そこで周知のほうはさせていただいているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私、この前の傘木氏の講座でびっくりしたんですが、平成29年には3,300万円が観光振興という名目で観光局に行なっているんです。ぜひともこういう使われ方をしているんでしたら、こちらにあります、後ろの1ページのほうにあります入湯税の徴収義務者、102名、白馬おります。こちらの方にこういう使い方をしておりますというふうに個別にぜひとも知らせていただきたい、そのように思います。

それで、先ほど観光局のお話も出ましたけれども、何年か前に組織改革をやられて、それにもかかわらず会員の方は減ってきている。これからよくなるというふうに村長はおっしゃいましたけれども、本当にこの白馬村はよくなるとお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） よくなるという、そういった表現ではなくて、これだけの観光山岳景観があるという中で、今、世界から非常に注目をされているという話をしたところであります。そしてまた、特に白馬村はいろんな観光の会員が減っている、商工会しかり、大北農協の組合員しかり、今、どこの組織も減ってきているわけではありますが、特に観光局の場合につきましては、観光局の会員が減っている一番の原因は宿泊施設がどんどんやめてきていると、その原因は高齢化が一番の原因だというふうに認識をしております。そんなことで会員はどうしても減っているというのは避けて通れない部分ではあるかと思いますが、そんな中でどうやって観光振興を進めていくかということは、これからの課題だというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そのことは前から観光局のほうも認識しております、私、お配りした資料の②のところ、ここに矢印が入っていますが、脅威としてこちら、出典が観光局の日本版DMO

形成確立計画という中であります。こちらのほうが脅威ということで、高齢化による宿の廃業に伴う地域地盤沈下、これが脅威となっております。果たしてこれに対して観光局が真剣に取り組んでいるのかといたら、私はかなり疑問だと思っております。

それで、先ほど申しましたこの421名の方の思いに今後どう応えて信頼関係を築いていくか、構築していくかということだと思いますけれども、この鍵というのがコミュニケーションだと先ほど申し上げましたけれども、先月、滋賀県にありますJ I AMというところで、私はコミュニケーションの研修に行っていました。そのときに先生がおっしゃっていたことは、政は聞くこと、王様をやるとき何の声を聞くか、天の声、天声人語、天の声を聞く、民の声を聞く、「廊下」の「廊」というかこういう「まだれ」ですか、これがつくものは建物なんです、建物の意味だそうです。王様は耳を立てて素直な心で話を聞く場所、その建物が庁舎の庁であるということでもあります。それで、現状そのコミュニケーションの現状、どこへ行くのか、安心な気持ち、これを伝えてあげる、目標、どこへ行くのか見えない、だからみんな不安になるんです。工場誘致では無理です。これからは満足度を上げていく、クオリティライフだと、個人の未来についても知恵を出し合って考えていくことが大切だと、このようにおっしゃっていました。一歩ずつしか信頼の階段は上がれないと、ジャンプできないんだそうです。信頼のレベルは一歩ずつで、それで信頼が崩れるのは一瞬だそうです。落ちたところがスタート地点ではないそうでもあります。コミュニケーション、大切、お金がないなら知恵を出す、役割分担をして経費を節約する、村はこれができます、これできません、住民の皆さんは何ができますか、やってくれますか。コミュニケーションをとることがいかに大切か、私はそう思います。村長の任期含め、今後5年間は自治体にとって生き残りがかかったとても大切な期間であります。生き残れるものはお金のあるものでも強いものでもない、変われるものだ。東日本大震災の被災者で代々続く魚屋さんを再建した助成の話であります。これはよく言われていることだと思いますけども、代表理事に就任した村長はこの村のトップセールスマンであります。どのように観光局が変わるか、私は村長はとにかく会員をふやせと、ふやす、どうやってふやすか自分たちで考えてくれ、一番君たちは現場に近いんだと、それを言えるのは村長、あなただけだと私は思っています。そうやって変わらない限り、今までの認識を変えて住民とのつながりを構築し、信頼関係を取り戻せるか、すなわちこの村が変わり、生き残れるか、この村の命運は村長にかかっている、私はこのように思っております。ぜひとも、20年、30年後に「墓場村」などと呼ばれないような、今が大切です。ぜひともその辺を心にとめておいて、この宿泊税、どう考えるか、ぜひともコミュニケーションを住民の方たち、特に421名の方、先ほどワーキンググループをやったと、20名が来たとおっしゃっていましたが、2回やったんですか。そのときになぜ言わなかったんですか。なぜあの人たちを呼ばなかったんですか。その辺がもうコミュニケーションをとろうという意欲が見えません。これでコミュニケーションがないと、本当にこの村の一番まずいところだと私は思っております。

それで、本当はもうちょっと用意してきたんですけれども、私これで終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、盛んに片方の方向から見ている意見だけとうとうと言いましたけれども、伊藤議員、逆な方向からも見ていただいて、白馬村の観光全体を考えると、そういった意味で貴重なご意見をいただきたいというふうに思います。

そして、先ほど何で呼ばなかったんですかという話がありましたけれども、私、ワーキンググループという話を20名という話をしましたけれども、30名の中に観光をやっている方が大勢入っています。大勢入っている中でいろいろな検討をしながら、いろんな懸念事項も出していただきながら、この報告書にまとめたというふうにしておりますので、一方的にそのワーキンググループ、検討委員会がやったということではありませんので、ぜひその辺はご理解いただきたいというふうに思います。

伊藤議員、いろいろなことをおっしゃっておりますけれども、ぜひそういったいろいろな思いがあるなら、ぜひ観光局の委員になって、私も次の段階には伊藤さん、ぜひ観光局の声もできれば代表理事でもやってもらえればいかなというふうに思っておりますので、そのときはぜひまたよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

第5番（伊藤まゆみ君） 先ほどのワーキンググループのことですけれども、私だったらその＋ワーキンググループの中にこの署名された代表の方を含めてそういう方たちを呼ぶと、そういう意味であります。宿泊業者を呼んでないとは言っておりません。271名の方ですよ、その方たちを中心に私だったら呼ぶ、そういうことをなぜできなかったのかなというのがとても残念であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番太田伸子議員の一般質問を許します。第11番太田伸子議員。

第11番（太田伸子君） 11番太田伸子でございます。2番目の質問者であります。ちょっと村長、少し気を落ち着けて聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

5月28日に村内宿泊事業者の421施設の署名を添えた決議書が村長に提出されました。そもその混乱は、平成29年度12月定例会で、村長は、「観光振興のための財源確保検討委員会を設置し、この財源のあり方として、宿泊税のほか入湯税の拡充、分担金等を候補として議論を進めることを考えています」と挨拶しています。また、次の日、議員の質問に対して、「この財源は、観光局の財源確保のため」とも述べられています。また、この定例会で、議案第59号 白馬村執

行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてが上程されています。その中に、新規で白馬村観光振興のための財源確保検討委員会設置が含まれていました。付託案件として、産業経済委員会では、宿泊税ありきの委員会設置であり、まだ検討が十分でない、時期尚早と否決いたしました。しかし、本会議においては、賛成多数で可決になりました。このように、この議案が既存の委員会と新規の委員会を含めた議案を上程する行政の姿勢を改めて問うところでもあります。

さきの村長選においても、候補者同士が、宿泊税ありきではない、宿泊税は反対などと発言されていましたが、それまでの行動はどうだったのでしょうか。このように宿泊税という言葉がひとり歩きし、宿泊事業者の皆様の不安を増長させているのではないのでしょうか。そこで、今回は観光財源及び事業に絞り、質問させていただきます。

1番目に、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の答申を受けて、今後の行政の検討計画を伺います。

2番目に、村長がいつもこの決議書などを受け取られたときに、まだまだ越えなければならない壁があるとおっしゃっていますが、その「越えなければならない壁」というのは何かを伺います。

3番目に、現状の観光財源に対するの検証、また不足していると考えられている額を伺います。

4番目に、今年度当初予算に白馬村観光局負担金6,932万5,000円を計上しています。5月29日の観光局紹介資料で示されている村負担金の内訳は例年のような内容ですが、検討されている内容を伺います。

5番目に、先日の観光局の総会で、県観光部の説明では、一般社団法人HAKUBAVALLEY TOURISMが指定基準を満たした場合、広域型DMOに指定するとのことでした。一般社団法人HAKUBAVALLEY TOURISMは、索道事業者が広域的プロモーションを推進しています。白馬村の社団法人HAKUBAVALLEY TOURISMへの負担金を伺います。

また、白馬村DMOを観光局で申請すると聞いていますが、局ではどのような事業を計画しているのですか。

6番目に北アルプス連携自立圏連携ビジョンでも、北アルプス地域旅行商品造成促進事業があります。白馬村も平成29年度から事業費の負担金を拠出しています。今年度は153万5,000円です。この事業の検証と成果を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員から、観光財源及び事業について6つの項目で質問をいただいております。順次、答弁をさせていただきますが、先ほどの伊藤議員の答弁と重複する部分が多々あるわけですが、あらかじめおことわりをさせていただきます。

1点目の、財源確保検討委員会の答申を受けた今後の行政の検討計画についてお答えをいたしません。

村長の諮問機関である財源確保検討委員会では、昨年5月から観光財源のあり方についてご議論

をいただき、本年4月に「白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書」として答申をいただいたところであります。

この答申の中では、新たな観光財源のあり方として、観光客から金銭的協力をいただくものとして、「白馬のみらい観光税」が有力であるとされております。特に宿泊行為に対する課税については、財源としての安定性、課税対象の明確性や国内外での事例の蓄積といった点から有力なものとして評価をされております。

一方で、低価格帯の小規模民宿やペンション等にとっては負担感が大きいことや、観光客の理解が得られるかなど、懸念事項も挙げられているところであります。

答申を踏まえ、新たな観光財源について、どのような形であれば観光客や観光事業者の理解を得て制度化ができるのか、今後は庁内で引き続き検討委員会の御意見等々を勘案する中で、しっかりと調査検討をしていきたいというふうに考えます。

2点目の観光財源については、「越えなければならない壁」についてお答えをいたします。

財源確保検討委員会の答申では、宿泊行為に対して課税するに当たっての慎重論として、幾つかの事項が挙げられております。

1つ目は、少しでも安いものを求める観光客もいる中で、観光客の理解が得られるかの懸念、2つ目は、低価格帯の小規模民宿やペンション等では、宿泊客から徴収しづらいと感じられ、宿泊者から徴収できずに宿の持ち出しが生じる可能性があること、3つ目は、消費税増税や入湯税、観光協会、観光局の会費等、宿泊施設及び宿泊客にはさまざまな金銭的負担が既に存在をしていること、4つ目は、労働力不足の中で、税の税込、徴収、申告、納付に当たる宿泊施設における徴税手続等への負担が大きいと感じていることなどです。

こういった課題をクリアし、どのような形であれば観光客や観光事業者の理解を得て制度化ができるのかを課題として存在すると考えております。

また、答申では、新たな観光財源の用途を明確にする組織体制を整え、用途の優先順位をつけながら財源を運用する体制を整えることが求められており、こういった事項も、新たな観光財源導入に当たっては整理をすることが大変重要であるというふうに思っております。

3点目の現状の財源に対するの検証と不足している額についてのお答えをいたします。

現状の財源に対するの検証としては、毎年度、予算査定の中で、議会での審議をいただきながら、必要な事業の絞り込みや事業内容の精査を行っております。また、財政負担軽減の観点から、必要な事業の執行に当たっても、なるべく特定財源を確保するよう努めており、例えば本年度では、新たに発足をしたDMOHAKUBA VALLEYの負担金や、山案内人組合100周年記念行事など、交付税措置を活用しているところであります。

また、不足額に関連して、今後進めていくべき観光振興施策としての観光景観整備、観光案内の施設の整備、二次交通整備、情報発信の強化等があると考えております。

こういった事業に要する額としては、検討委員会の中では約2億円程度が示されている所であり
ます。ただし、今後求められる観光施策は、将来の社会経済情勢の変化や使途の優先順位をつけて
いく中で変わり得るものですし、財源のあり方によっても確保できる額は変わってきますので、こ
の額はあくまでも目安として捉えていただければというふうに思います。

先ほど来、伊藤議員の答弁にもありましたけども、この答申書の中で、まだまだいろんな問題が
提起をされております。早急にどうのこうのということもいかなものかと思えます。そんな中で
住民の声も聞きながら、そしてまた観光事業者の意見も聞きながら取り組んでまいりたいというふ
うに思っております。

先ほど、若干くどうようでありますけども、この前、決議書を持ってきた方の中にも、「我々と
よく話をしてくれた」、こんなお話もいただいております。そんなことも含めて、行政として説明
責任、そしてまた今後の観光財源、どうあるべきかということを含めて、白馬村が永遠に観光で生
きていく村としてどういった方向ができるのかということが大変私は重要であるというふうに思っ
ておりますので、ちょっとくどうようでありますけども検討してまいりたいというふうに思ってお
ります。

4点目の白馬村の観光局の負担金についてお答えをいたします。

今年度の当初予算における白馬村観光局の負担金6,932万5,000円です。その算出方法に
ついては、本年3月の予算特別委員会でも説明したとおりですが、事業費に対する負担金として
2,911万5,000円、職員費に対する負担金として4,021万円を合計した額となっております。
事業費に対する負担金は、塩の道まつりや白馬連峰開山祭、白馬Alps花三昧といった、村
が主体となって実施をする事業に対するものとして1,091万5,000円、宣伝販売促進事業に
対するものとして650万円、公式のパンフレットの制作に対するものとして520万円、グリー
ンシーズンにおけるシャトルバスの運行に対するものとして650万円となっております。なお、
職員費は、プロパー職員の6名分の人件費であります。

この算出方法は、平成30年度から採用しているものであり、事業費に当たっては、村が担うべ
きところを観光局の経験や知識、センス等を活用することで、より効率的かつ効果的に実施できる
ことから、該当事業に要する費用を負担をしているところであります。

なお、本定例会の開会の挨拶でも触れさせていただきましたが、グリーンシーズンにおける二次
交通として運行を開始をいたしました白馬シャトルの運行は、観光局の経験や調整力をベースに実
現することができた事業の一つであり、さまざまな場面で課題として指摘をされる二次交通の充実
に一定の効果も得るものと期待をしているところでもあります。

白馬村観光局の第16期の事業計画においては、白馬マイスターツアーのプランを充実をさせる
ことや、土産品や白馬ファンの嗜好品として、「白馬」や「HAKUBAVALLEY」等を使用
した衣類や小物等のグッズの企画制作と販売を行なうことで、事業収入の増加を目指しているこ

ろであります。自主財源の確保とブランド化につなげていくことと期待をしているところであります。

5点目の一般社団法人HAKUBA VALLEY TOURISMについてでありますけども、4月の16日に設立総会が開催をされました。本年度の事業計画及び予算を決議いたしました。

この法人は、大町市、白馬村、小谷村、大北地区索道事業者協議会で構成をしており、それぞれが会費として運営費を負担をしております。本年度の会費負担は、大町市と白馬村、小谷村がそれぞれ700万円、大北地区の索道事業者協議会が1,100万円をそれぞれ負担することとしております。

なお、5月の下旬には、大町市観光協会、白馬村観光局、小谷村観光連携も、この法人の会員に加わっているところであります。

次に、白馬村観光局のDMO登録に向けた動きについてであります。白馬村観光局は現在、日本版DMO候補法人として登録されており、HAKUBA VALLEY TOURISMと同じタイミングでの本登録を目指し、達成目標等の整合に向けた調整を重ねているところであります。

続いて、白馬村観光局の今期の事業計画についてであります。本年度も引き続き、閑散期と呼ばれる4月から7月と9月から11月の集客の増加、そして若年層の訪問率増加を中心に事業を進めてまいります。

具体的な事業の一例を申し上げますと、登山やアウトドアアクティビティを軸としたグリーンシーズンにおける誘客の強化であります。台湾や香港からのインフルエンサーの誘致や現地でのセミナーの開催、楽天等OTA（オンライントラベルエージェント）での閑散期予約増加に向けた特集ページの作成、Instagramを中心として若年層へのSNSのプロモーションなどを実施いたします。

加えて、負担金に関する答弁の中でも触れましたが、アウトドアブランド、ファッションブランドとのコラボレーションによるグッズの企画制作と販売により、自主財源の確保とブランド力の向上もあわせて強化をしてまいりたいというふうに思っております。

また、白馬村観光局がDMOとして観光地域づくりのかじ取り役を担っていくことを想定すると、現在も取り組んでいる各種データの継続的な収集と分析に取り組むとともに、それに基づく戦略の策定、多様な主体との連携や調整機能も強化をしていく必要があるというふうに考えております。

最後に、北アルプス連携自立圏事業についてお答えをいたします。

北アルプス連携自立圏では、平成28年3月に策定した連携ビジョンに基づいて、本年度であれば9分野において21事業を実施いたします。その中の一つに、広域観光の分野で北アルプス地域旅行商品造成促進事業の実施があります。この事業は、圏域内に1泊以上、かつ圏域2市町村以上の観光施設等を巡る旅行商品を企画販売する旅行者者に対して、商品の広告宣伝費用及び造成費用の一部を助成し、当圏域への誘客促進を強化するといった内容のものであります。

具体的には、信州まつもと空港を活用した誘客促進では、1旅行商品につき最大20万円の広告宣伝費用を助成するほか、販売実績に応じて、旅行商品購入者数に5,000円を乗じた額を造成費用として助成をいたします。また、初夏及び秋のツアー造成では、旅行商品購入者数に3,000円を乗じた額を助成をいたします。

まず、事業費とその費用負担についてですが、平成29年度と平成30年度は決算ベース、令和元年度は予算ベースでお答えさせていただきますと、平成29年度の事業費は400万円、白馬村負担金は125万2,000円で、平成30年度の事業費は500万円、負担金は149万3,000円で、令和元年度の事業費は500万円、負担金は、白馬村の負担金は153万5,000円となっております。

白馬村の負担金は、均等割10%と観光客割90%を合算した額でありまして、次に、事業の成果についてであります。平成29年度においては、広告宣伝費用として2件、造成費用として719人分を助成をいたしました。平成30年度においては、広告宣伝費用として4件、造成費用として957人分を助成をいたしました。多くは九州方面の旅行業者が北アルプス地域を巡るツアーを企画販売したのものに対する助成であります。この事業では、さきに述べましたとおり、1泊以上の宿泊を助成条件としていますので、平成30年度を例にとれば、この事業により、圏域内に最低でも957泊を誘発をしたこととなっているところであります。

いずれにいたしましても、白馬村の観光振興、特にこのグリーンシーズンというところにかに照準を合わせるかといったこと、そしてまた、若年層をいかに白馬村においでをいただくかということが非常に大事だというふうに思っております。そんなことも含めて、村民のご理解、そしてまた議会の皆さん方のご理解をいただく中で観光振興に取り組んでまいりたいと思っておりますので、また、大所高所において、ぜひご指導ご意見を頂戴をしたいなというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） まず、この4月3日の検討委員会の答申の中で、白馬のみらい観光税として徴収して財源を選択肢としていくというふうにしていけばという報告書の内容を精査すると、やはり宿泊税が有力ではないかというふうに読み取れます。宿泊税は預かり税なので村民の皆さんが負担するのではない、宿泊された方、観光客の方からのお金を預かって払ってもらって、預かったものを納めていただくというところではあります。

先ほど村長の、「越えなければならない壁」というところで、そのお金を預かるというひとつの作業というんですか、手間が、なかなか人手不足の中でも、できる、困難であるというところは村長も認識されているというふうに私は今感じました。もちろん預かり税なんですけれども、預かり税であるがゆえに、預かっていただく村民の方にも理解をしていただいて村民の方々とも協力していかなければ、この財源確保にはなかなかないのではないかなというふうにも考えます。

そこで、まだ答申書が出されて、村がこのみらい観光税として宿泊事業者にそういう税をお願いするところの話も出てきていません。いませんというか、答申書から読み取って、私たちがこういうふうになるのではないかとかというふうな危惧をする中で、みんなの話がいろいろと大きくなってきているのではないかと。なので、まだまだ村としても、村民の意見を聞かなければいけない、そういう村民の意見を聞いたりとか吸い上げるという、そういうスケジュールは何かお考えになっていますでしょうか。いつごろかに意見交換会をすとかというようなことは、お考えになっているのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今のこの答申書、この前も421名の皆様が村長室に来たときに、この文面を朗読をさせていただきました。その中で、新たな観光財源の必要性、使途についてということが1番目。その中には、具体的な財源導入をする前段として、地域経済の分析等の統計データをとりながら施策の具体的方向性や優先順位を設定する仕組みづくりが必要であるというふうに答申をされております。

そして、2番目には、新たな観光財源の運用についても言われております。新たな観光財源は観光振興のみに使われるよう、行政の一般財源と切り分けて基金化することが必要だと、こんなことも書かれております。

そしてまた、3点目の新たな観光財源のあり方についてということで、新たな観光財源は、それが観光振興目的に使われることを明確化するため、白馬村観光整備税、仮称であります。このうちの観光客から金銭的に協力をいただく方法として、いわゆる宿泊税、そしてまた登山協力金、ふるさと納税が有力な選択肢であるということも言われているところであります。

そしてまた、1番というか大事なことは、宿泊事業者の営業実態を踏まえた制度設計が必要であるということも言われているわけであり。そしてまた、次なる集客のために、観光事業者が幅広く事業規模に応じた税または分担金を事業規模に応じて負担することも選択肢の一つであるというふうに言われております。

また、村民負担が生じることに十分留意をすることと、こんなことも報告書の中で言われておりますので、そんなことも、この庁内で今後検討しながら進めていく、そのためには、まず庁内で検討していくということが、真っ先でありますので、あたかももう決まったというようなふうに捉えられているふうに思われている方もおりますけれども、これから将来的に白馬村が観光で生きるんだとして、観光財源を確保しなければいけないということが根底にあるわけであり。そんなことも含めて、しっかりと検討をしながら、そしてまた、住民の声、意見も聞きながら、また議員の皆さん方からもいろいろ協力していただきながら、方向性に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 検討、もちろん大事ですし、今庁内で、まず検討してから、村のほう、議会のほうにも話をするとおっしゃっていますが、その庁内の検討というのをいつごろぐらいまでに、ある程度村民のほうへ出してこれるぐらいというのは、まだ全然その範囲でもまだないということですか。ある程度、何月とかということも、まだお考えになっていないということですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 答申を受けたところですので、庁内でもどういうふうに考えていけばいいかというところを考えているところですので、具体的に何月にこれをやっていますというところまでのスケジュール感は正直組めていないというところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 人によれば、9月ぐらいまでには出てくるのではないかとかという話がある。いろいろ出ています。それなので、このいろんな村民の皆さんも、もう9月ぐらいには、いろんな話が出てくるのではないかと、そういうところが不安をおおる原因だと思えます。

なので、庁内では、早く、どれぐらいまでに庁内の検討を終わらせ、皆様と、まあ言えば12月までにお話をしておかいう、そういうスケジュールを、まず決めていただきたいなど。答申書が出たというところで、やはりもうその答申書に沿った内容で進められるのではないかとこのところの不安がありますので、ぜひその辺、お願いしたいと思うのですが、そういう具体的なものというのは、本当、全然考えられないんですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど言ったとおり、いろいろな意見もあるということをお話しをしました。そうした中で、この答申書の内容もしっかり村としても検討しなさいよという答申をいただいておりますので、拙速に埋めるのではなく、しっかりとした今後の白馬村の観光のあるべき姿が、どういう姿がいいのか、そういったことを念頭に組み立てたいというふうに思っておりますので、じゃあいつという、このスケジュールが言えればいいんですが、まだそんな段階ではありませんで検討してまいりたいというふうに思います。

先ほど来、いろいろな意見が出ていることは、非常に私も十分認識をしているところであります。観光事業者から見た意見、そして一般の村民から見た意見、いろいろな意見があるわけですので、そんなことも含めて組み立てたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今の村長のお話を聞くと、まだまだじっくりとみんなで考えていきたいというところなのかなというふうに思っています。それで、今、言葉が、「宿泊税」とか「みらい観

光税」とか、「税」という言葉がつくというところで、やはりもう私たち、普通の人間にとっては、税金が取られるのではないかなというふうな、そういうふうな不安も持ちます。だから、税ではなく違う方向でも負担金とか協力金とかと考えられることもあるのかな。だから、まだぜひぜひじっくりとみんなで協議していってもらいたいなというふうに思っています。

それで、先日の観光局の総会で、HAKUBAVALLEY TOURISMの総会資料というものもいただきました。それで、代表理事には、白馬の索道事業者の方がHAKUBAVALLEY TOURISMのほうですけれども就任され、また理事にも白馬の索道事業者の方が入られています。それで、観光局の理事会において、村長が代表理事に就任されたんですけれども、業務執行理事という方々が5人おられて、その中にこのHAKUBAVALLEY TOURISMの代表理事である方も観光局の副代表理事というふうに就任されています。また、もう一方で、HAKUBAVALLEY TOURISMの理事の方も、その執行理事のほうに入られています。今度、広域型DMOとして、HAKUBAVALLEY TOURISMが索道事業者でインバウンド関係などプロモーション、外への事業を展開していただけるのであれば、この際、白馬村観光局は索道事業者でない宿泊事業者や飲食業や、私たち、私は建築のほうのことをやっていますけれども、やはり宿泊の人たちが潤ってくれば建築とかも仕事が出ます。なので、私たち建築とかも関係ない人たちも、今度観光局というところに入って、観光局を村内みんなで盛り上げるような、そういうふうなブランド観光を推進していけるような方向へ推進というか、方向に持っていった方がいいのではないかと思います。今回、観光局の代表理事に就任された村長のお考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、HAKUBAVALLEY TOURISMの役員の関係で、代表理事が索道事業者の高梨さんが代表理事になったということでもありますけれども、この関係につきましても、特にHAKUBAVALLEY TOURISMということで、HAKUBAVALLEYを売り出していくためには、どうしても小谷村、白馬村、大町、一緒に宣伝をしていけばどうかというようなことで、今現在あるこのプロモーションボードが主体となって今、HAKUBAVALLEYを売り出していくということのようでありまして。そして、その代表理事の中に、誰が代表理事になるかということをお聞き、索道事業者の方々みんなで選任をしたようでもあります。そんな中で、プロモーションボードの高梨さんがいいのではないかなというようなことで選任をされたわけでもありますけれども、今索道事業者ということでもありますけれども、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、白馬村の観光局、そしてまた大町市の観光協会、小谷村の観光連盟も参画をして一緒にやっていくということでもあります。

これから今後どういうふうに展開していくかはわかりませんが、私としては、先ほど言ったように、広域連携することによって、この地域が潤う、北アルプス山麓が潤うということが一番大事でありますので、この3市村のDMOのことにつきましては、長野県も非常に力を入れて注目を

しているというようなことでありますので、その後、どうなるかはともかくとして、今HAKUBAVALLEY TOURISMについては、そういったことで発足をしたということで、まだまだいろいろな課題が、多分出てくるかと思えますけれども、それを一つ一つ乗り越えることによって、この地域連携、そしてまた白馬村の観光が育つことを願っているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） もちろん、HAKUBAVALLEY TOURISMが広域型DMOとして、いろんなプロモーションしていただいて、索道事業者の方々がほとんどですので、スキー場関係とか、冬、それから山岳のこともいろいろ考えていただける大きなこのエリアとして観光を推進していただけるのではないかと。

なので、白馬村の観光局としては、村の中をしっかりとまとめて、観光の方向を持っていくという検討もいいのではないかと考えていますので、ぜひその辺、頭に入れておいていただきたいなというふうに思っています。

それで、HAKUBAVALLEY TOURISMの予算を見せていただいたんですけども、先ほど村長が、この3市村が700万円ずつ出して、あといろんなところからの費用で総額3,321万円が盛り込まれています。管理費として3,121万円で、事業費が今200万しか取られていません。大きくこの事業を展開されるようになれば、もちろんこの200万という数字はちょっと少なすぎるのではないかと思います。また、事業費がふえてきた場合、この3市村で事業費を拠出するということになるのでしょうか。その辺、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） この3市村DMO、準備段階から携わらせていただいたので私のほうから答弁させていただきます。

まず議員さんおっしゃった事業費が200万にとどまっていると、これは明らかに事業費と呼べる規模のものではありません。この理由につきましては、準備段階においては数千万の予算を見ていたわけでありまして、準備段階において、税務上の指導をされている会計事務所のほうから、いわゆる既存の事業について、全部そこに集約した場合、この集約した団体が、たとえ負担金であろうとも、いわゆる課税の対象になるのではないかと指摘をいただきました。懸念をいただきました。ということで、とりあえず、それぞれ持っている、プロモーションボードならボードで持っている事業費、それぞれの観光団体で持っている事業費、それぞれ支出は、その団体で行っていこうということで、初年度はそういう対応をするということでもあります。

もちろん、今後このHAKUBAVALLEY TOURISMのほうで主体となる事業があれば事業費に持っていくということになりますが、基本的には事業費については、今持っている既存の団体から、そっちからシフトしていくというのが基本だというふうに私は認識をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） それでは、当分の間は、白馬村としては、HAKUBA VALLEY TOURISMのほうへは700万の拠出というところでよいというふうに捉えさせていただきたいと思います。

それで、昨日の新聞報道の中で、ドローン配送の実用化というところが大きく新聞記事に載っていました。こんなに大きかったんですね、字が。それで、これ朝です、出たのが。6月の定例会の議案第32号の令和元年度一般会計補正予算の中で、観光宣伝振興費として3,400万が計上されています。国の地方創生推進交付金1,700万円と、一般財源が1,700万円で補正予算が出されています。まだ議会も始まっていない、それから上程の説明も議員に、まだされていないところで、この報道がなされるというのは、前にも何回か、この行政ではあって、村長が議長のと きなどは議会軽視だと結構言われていたと思いますが、こういうふうな報道がなされる、まだいまだになされるというところは、どういうことなのでしょう、ちょっとお聞かせいただきたいと思 います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） ドローンの事業が新聞に載ったということですが、議案としては、既に議員さんの皆様方には配らせていただきまして、まさに新聞に載っている事項としては、そういうことが上程されるという事項ですので、その内容自体は、特に誤りのある事項でもないですし、それが新聞報道にされるということに関しては、我々として、それを積極的に報道してくれと言ったわけではないですし、それは報道機関のほうで処理される事項ですので、そこは報道機関のほうで判断されることなのかなというふうに考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ちょっと違うと思います。議案として上程されても、まだ議会、始まっていない段階で、報道の方に、これ申しわけないですけど、観光課長ですかね、何ていうんですかね、お話もちょっと載ったりもしているんです。やはり、議会が開会されて議案が議員に一応説明があった後、新聞の報道があるというのが普通じゃないかと思うんですが、村長、その辺どのようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 私もあの記事を見て、「おや」というふうに思ったのは事実であります。その中で、報道は非常に何というか、いろいろニュースにしたくて白馬村へずっと来ているというふうな状況の中で、担当のほうでそういった情報、出たのかどうかわかりませんが、私、前から、議長やっているときにも、新聞に出るようなことについては、事前にこの議会の皆さんに言ってお

かないと、村民から議員が質問されたときに答弁ができないようではいけないという、私は、かねがねそんなふうに思っていたところでありまして、今でもそういった思いはあるわけでありましてけれども、今非常に、この流れが早い、このことだけではありませんけれども、非常に流れが早いというような中で、そういったこともあるのかなというふうに思っておりますけれども、できるならば、そういったことは事前にちゃんと話をしてからの方がという思いは、今でも変わりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） このドローンのことは、3月の定例会でもお話聞いていますし、交付金がつく可能性があることも聞いています。ただ、この記事によると、実用化に向けていくというところは、私たちはまだ検証と言うんですか、検証実験って言うんですか、そういうところでの交付金がつく、ついた、つくというふうなことを聞いていたように思いました。なので、ぜひ何でもかんでも議員が先に聞いていなければいけないというふうな言い方はしたくないですけれども、やはりこれは議決事項でありますので、ぜひ説明されてから皆さんにお話ししていただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、藤本副村長は、平成29年8月から2年の任期で国の人材支援制度というところで白馬村の副村長として就任されています。この定例会が最後になると思っています。就任以来、白馬村の観光財源に危機感を持って検討していただいているだけでなく、さまざまところで職員だけでなく行政にも新しい風を吹き込んでいただきました。副村長の白馬に対する思いやアドバイスがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。通告にないけど、副村長、よろしいでしょうか。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） お答えさせていただきます。

白馬は2年間いさせていただきまして、非常に、住民と接する最前線で行政をするというのは私にとっても初めての経験でしたので、本当にいろんな住民の方々と実際の現場でお話しさせていただいて、本当にいい経験になったというふうに思います。なかなか国ではできない経験をさせていただきました。

白馬についての思いということですが、例えば、観光を中心にですが、本当に民間の活力が、この小さな村にしては、小さな村、その規模以上に民間の活力が非常にある地域だなというふうに感じました。本当に国内外からいろんな方々が来て、ここで事業を起こしたり、新たな動きが本当に速いペースが起こっている地域で、非常に可能性があるというところは、私、来た直後もそう思いましたし、今、よりそういうふうに思っています。

いろいろ、私、白馬の外に行くと、本当に白馬はよくやっているねと、観光もそうですし、それ以外のことも含めて、非常にいい評価をいただきます。そういったことは、民間の皆さんの本当の努力のおかげなのかなというふうに思っております。

ただ一方で、村内に帰ってくると、どうもあいつが気に食わないとか、あるいはちょっと違うんじゃないとか、なかなか村内でどうしてもまとまらないところが、この地域性としてあるのかなというところは感じまして、そこはちょっと残念なところなのかなと。これだけ活力のある地域が一つにまとまって、ある一定の方向性を出していければ、本当に大きく物事が変わっていくんじゃないのかなというふうに考えています。

それからもう一つ、最近思っていること、私、これは個人的な話ですけども、行政と民間のコミュニケーションというのが、今後より重要になってくるのかなというふうに思います。人口減少ということありますけども、これからどんどん、行政も民間も含めて、できないことというのは、たくさん出てくると思うんですよね。

そういった中で、じゃあこれをやっていこうというときに、どうしても、今までだったら、じゃあ民間は行政にお願いしてやってくれということであれば、それで回っていった世界であるのかもしれないし、行政もそれでできていた世界というのがあるのかもしれませんが、今後、どうしてもそうじゃないところができてくるというところの中で、このコミュニケーションのあり方というのは考えていく必要があるのかなというふうに考えています。

それは、一つは行政からの情報発信のあり方というのは、ちょっと考える余地があるのかなというふうに思います。どうしても、行政いろいろやっているんですけども、やっていることが伝わっていない。さっきの入湯税の話もありますけれども、どうしても情報は出しているんだけど、うまく伝わっていないとか、それから、これは白馬だけじゃないですけども、情報がどうも違う情報が伝わっていたり、例えば話でいくと、Aさんが風邪を引いているという話が3日後ぐらいには、何かAさんが危篤で死にそうだというふうな話になっている、何かそんなことが結構あるように思います。

それは、じゃあ村民がしっかり見ないから悪いんだということを使うつもりはなくて、そういうことを効果的に村民に対してどういうふうな情報発信をすればいいのか、どういうふうになれば村のやっていることが伝わっていくのかということ、今後考える余地があろうかと、それが一つ行政民間の協働の一つの一步なのかなというふうに思っています。

これから白馬だけではなくて、日本全国、厳しくなっていくと思います。私はさっき、下で、人口見たら8,300人なんですよ。さっき総合計画見ていたんですけども、総合計画見てみると、これ2016年に策定した人口の将来推計ですけど、そのときは2025年には人口8,400人ということが予想されていたと。2019年の時点で、その予測を既に下回っているということなので、人口だけではないですけども、本当に思っているよりも早いペースで世の中大きく変わっていくのかなということは非常に痛感しています。なので、本当に早いペースで意思決定をしていくことをしていかないと、これから厳しいのかなというふうに思っています。

そういうことができれば、数少ない白馬村というのは、地方の中でもしっかりと持続可能な地域

になる可能性があるところだというふうに思っていますので、私も国に帰っても陰ながら応援したいというふうに考えています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと7分です。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 「国へ帰っても」とおっしゃいますが、まだ1カ月ぐらいは、1カ月以上あると思います。今感じていただいていることを、ぜひ職員にもいろいろ教えていただいたり、村民の方とも最後まで交流を持っていただき、また国へ帰っても、交流は続けていっていただいて、白馬を第二のふるさとと思っていただき、いつまでも応援していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第11番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの太田議員の再質問の中で修正の申し出がありましたので、副村長からの発言を許可いたします。副村長。

副村長（藤本元太君） すみません。先ほど太田伸子議員からの質問の中で、私の答弁の中で白馬村の現在の人口を8,300人程度ということで申し上げましたけれども、住民課のところの表記されている数字が、ちょっと前まで外国人のところの人口が含まれていなかったというところで、正確には今8,727人という数字が出ておりますので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

議長（北澤禎二郎君） 次に、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番丸山勇太郎です。今回、私にとって大事な質問を2問いたします。質疑応答が村のために有意なものになることを願って質問に入らせていただきます。

最初の質問です。防災行政無線と行政区問題について。

防災行政無線、いわゆる同報無線をデジタル化し、スマホアプリへの配信システム導入は、従来方式の聞こえや普及の不備を解消し、防災力強化と住民の安心・安全の向上に大いに役立つものと期待されます。

全体事業費は3億円超え、本年度事業費も2億3,600万円余と多額の予算が投じられます。

ゆえに新システムでは、現在の55%、これは宅内機の設置率ですけれども、にとどまっている普及率の向上は必須であり、これを同時に行わなければ3億円を投入する価値がありません。そのためのソフト的施策は、同時に懸案の根幹的行政区問題の解決、精度が低い実態が明らかになった観光統計における宿泊施設等の把握を行なう絶好の機会になるのではないかと考えます。そこで次

を伺います。

1つ、目指す宅内受信機の導入率目標、防災アプリの普及率目標を伺います。

2つ目、そのための具体的施策を伺います。また、それには別の予算立てが必要なのかを伺います。

3つ、防災以外の情報、現在の声広報による各種お知らせのことですけれども、この防災以外の情報はどのように扱うのか、その質の向上、また、チャイム音の更新などの考えを伺います。

4つ目、以前に行った2回にわたる行政区問題の一般質問において、村長答弁を初め執行部の唯一無二の答えが、集落支援員を雇った、集落支援員を増員したでした。集落支援員の活動によって根幹的行政区問題の改善に進展はあったのか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山勇太郎議員から、防災行政無線と行政区問題について質問をいただいておりますので、4つの項目について順次答弁をさせていただきます。

ご質問にお答えする前に、まず、新防災情報配信システム事業の進捗状況をご説明をさせていただきますと、現在、設計・工事一括発注方式となる公募型プロポーザルでの公告準備をしておりますので、現時点では配信システムの方式が決まっておりません。予定では6月下旬に公告をし、8月下旬に本審査を行い、9月上旬に仮契約、9月の議会定例会に契約案件を提出をする予定で進めております。

このように、まだ採用する方式が決まっておりませんので、村が考えている2つの方式について説明をさせていただきます。

まず、1つ目の方式は、デジタル無線を主とした防災アプリとメール配信であります。こちらは、戸別受信機は無償で全戸配付を行なう予定ですが、37カ所ある屋外子局を指定避難所の14カ所に減らす予定であります。このため、屋外での情報伝達を補うことや防災無線以外でも情報が取得できるよう防災アプリとメール配信を行なう方式であります。

2つ目の方式としては、携帯網を利用した配信システムで、屋外子局、戸別受信機、防災アプリ、メールなどで情報を配信をします。

こちらの方式は携帯網を利用していることから、個々に通信料が発生をします。そのため、戸別受信機本体は無料としますが、通信料は個人負担となることから、スマートフォンや宅内でのWi-Fi環境がなくタブレットなどで防災アプリが見られない方など、希望する方みの配付を予定しています。

そのため、先ほどの方式とは異なり、屋外子局は現状数を維持すること、また、戸別受信機のかわりに各自が保有しているタブレットやスマートフォンによる防災アプリ、メールの配信により情報を伝達をする方式となります。

それでは、1点目の質問の宅内受信機の導入率の目標、防災アプリの普及率目標であります。

1つ目の方式では、戸別受信機はほぼ100%で防災アプリは4割程度、2つ目の方式では、戸別受信機のかわりとなる防災アプリを6割以上の普及を目指して周知をしております。

防災アプリのダウンロードは個々の判断となりますが、防災アプリを通じて熊の出僕情報等さまざまな情報を配信しますので、一人でも多くの方にダウンロードしていただきたいと思っておりますし、村としても積極的に周知をしております。

2点目の具体的施策についてですが、先ほど答弁したとおり、方式につきましては決定しておりませんので、具体的な施策等は決まっておりますが、防災アプリの活用に関しては、さまざまな媒体を活用し周知をしております。また、防災訓練等とあわせた活用も考えていきたいと思っております。

別の予算立てが必要なのかという質問ですが、今のところ考えておりませんが、2つ目の携帯網を利用した方式による戸別受信機の通信費については、一定の期間、予算を講じることも考えております。

3点目の質問であります。取り扱う情報の扱い方については、現在の声の広報による各種お知らせは合成音声による放送が多くなりますが、現状と同様の運用を考えております。

特に防災アプリやメールによる配信は、村からはさまざまな情報を配信しますので、利用者が取得したい情報、カテゴリーを選べる設定にする予定であります。なお、チャイム音については業者が決定してから検討をしております。

最後に、集落支援員の活動によって、根幹的行政区問題の改善についての質問について答弁をさせていただきますが、私は、行政区・自治会に関することは問題ではなく課題だというふうに認識しておりますので、そんな観点から答弁をさせていただきます。

まず、集落支援員については、経歴を生かした活動が集落支援の一助になればという考えのものと、総務省の制度を活用し雇用をしております。行政区問題を集落支援員に任せきりにするのではなく、区から相談や支援要請があれば職員も可能な限りこれまでも対応をしております。

以前、地区懇談会を実施した結果、5つの共通課題があるとの答弁をさせていただきました。おさらいになりますが、1つ目は、少子高齢化に伴う地域の担い手不足、2つ目は、未加入者の防犯灯等の区所有施設に利用に関する不公平感、3つ目は、若者が村に残れるような仕組みづくり、4つ目は、道路・水路等の維持管理、5つ目は、ごみ地区集積場の利用方法です。

これらの課題が早急に解決できるとは思っていませんが、それぞれの課題に対して、役場各課と集落支援員が力を合わせて取り組んでおり、日々活動しているものと認識をしております。

また、30の行政区は、それぞれの課題がありますので、小規模集落を中心に支援できることから、少しずつではありますが取り組んでいることをご理解をいただくとともに、大きな前進ではなくとも、地区のお役に立っているものと確信をしております。

村内には、自主的に区の今後を考える委員会の設立をする動きもあると聞いております。こうし

たことをきっかけに、区内でも将来的な話し合いができる機会になればと思っておりますし、自分たちのことは自分たちで決めていく、自分たちでできることは自分たちで行なう、これこそが自治だという思いで、行政運営、区運営をしていくことが大切だというふうに考えております。

これらの視点から、集落支援員は少しでも区運営のお役に立てればという思いから、区（自治会等）役員の手引きを作成をし、区長、議員各位にも配付をいたしましたので、ご一読いただければと思います。今後は、要約版を作成をし、地区配付をする予定をしております。

以上、1点目の質問に対してのご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 行政区問題を行政区課題、問題、課題、言葉遣いはどっちでもいいんです。

要は、それをまだまだ解決することがいっぱいあるということをお互いの認識としてもらいたいと思いますし、この事業を、その行政区問題、行政区課題でもいいですけども、その解決の絶好の機会にしてもらいたいということなんです。単に設備だけを新しくする事業で終わらせてもらいたくないということなんです。

私は、行政サービスには大きくは2つあると思っています。個人単位で行なう行政サービス、これは、例えば教育とか福祉、それと、コミュニティ単位で行なう行政サービスというものがあると思います。それが防犯・防災・ごみではないかと思っています、究極のところ。

したがって、そのコミュニティ単位で行なう防犯・防災・ごみ、そのことは、いわゆるコミュニティというのは行政区のことですので、その行政区に入ってもらうことによって大事な住民サービスを行いたいと、それがゆえに行政区に入ってもらいたいということだと思うんです。

例えば、地域支え合いマップというマップづくりを村は進めておりますけども、半分しか行政区に入っていない地区では、これは、すき間だらけの支え合いマップになってしまって、マップ自体がつかれないわけです。

それと、行政区問題の中で情報過疎が今まで一番問題でした。広報が行き届かないこと、だから、この事業に私は期待しているところがあります。

1問目の質問の中で先ほど、方式は決まっていないと言いましたが、1つの方式では100%目指すアプリは40%、2つ目の方式では60%を目指すと書いてありますが、1問目は、実はわかっていて意地悪な質問をしているのは、そもそも分母の数字がないということです。

ここでちょっと私、この質問をつくるに当たって、総務課の担当係長からもらってきた資料があるんですけども、手元にあるのが、これ、平成30年度行政区の加入状況についてという資料です。

見ますと、昨年12月の区長会議で総務課から区長の皆さんに配られた資料ではないかと、これ推測しますけれども、この中で、住民登録世帯数4,021、加入世帯数2,783、推定加入率69%、推定外国人加入世帯数38、しかも、この欄外には米印で5つぐらいあって、これは聞き

取りによるものであるとか、推定だとかという言葉がいっぱい出てきます。

中でも米印の一番最後に、2世帯同居数が1割程度あると想定すると、加入率は77%となりますというようなことを書いてあるんですけども、ここでこの加入率を幾らかでもよく見せようとしてみても、これは余り意味のないことでして、ちょっとここで聞きたいことがあるんですけども、この2世帯同居等が1割程度あると想定するところですけども、いわゆる世帯分離のことではないかと思いますが、ちょっとこれ、これからの質問に関連しますので、住民課長にちょっとお聞きしたいと思いますが、世帯分離の今、実態というのは数字ではどのぐらいあるかわかっている範囲でお教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） ご質問の世帯分離の届け出の件数ですが、平成30年度年間を通しますと7件という数字になりますが、30年度までの5カ年の平均になりますと1年度当たり13.2件というような届け出が統計上出てまいります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） なんと先ほどの総務課がつくった2世帯同居等が1割程度あるというところの件数と比べると大変な開きがあるわけですけども、ちょっと関連でこれも住民課長にお聞きしますけども、世帯分離というのは、医療や介護、あるいは保険料の節約術としてこれまで1軒に家に住んでいながら世帯分離をするというような、そんなようなことがあったわけですけども、本来ですと1つ屋根の下で同じ釜の飯を食べていれば、本来は世帯分離すべきではないと思いますが、現実に世帯分離をしていない場合には保険料の減収にもつながりますし、そこにメスを入れ始めた自治体もあるというふう聞いています。

この4月から国保税の資産割が廃止になっていますし、10月からの消費税増税に伴って保育料も無償化になれば、いわゆるこの節約術としての世帯分離する必要はなくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 私のほうからの節約術云々につきましてはお答えをするのは致しかねますけれども、実態として、世帯分離の届け出があった場合の対応であります。やはり、住民基本台帳法上、調査権というようなものを持っていますけれども、生計の同一性というものまでは非常に判断をしづらいところがございますので、世帯分離の届け出があった場合につきましては、口頭で生計の別の有無について確認をして、生計が別であるという申し出があった時点で届け出は受理するというような状況でございます。

ほかの市町村に聞きましても大体同じような状況でございますので、節約術ということについては答弁控えさせていただきます。世帯分離の確認方法と届け出の受理の際の確認方法ということ

で答弁をさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） ちょっと関連で質問させてもらいましたけども、とにかく総務課がつくった資料の中で1割程度そういうものがあるというような想定というのも全くこれは崩れるものがございます。要は、その前提となる分母がわかっていないということを改めて強調させてもらいたいと思います。

そのことが、今回、私の質問の本当の趣旨であり、目的です。これだけの多額の費用を費やす防災行政無線の更新、これを、何回も繰り返しますけども、行政区の課題の解決につなげていただきたいと、そのために人手や予算も別にかかっても、それはしょうがありませんから、使っていただきたいというふうに思うわけです。

どこにどういう建物があり、どういう世帯状況で住んでいるのかいないのか、そういうことを把握しないと、これは仮の仮の話ですけども、午前中の質問にも関係する新税を本当に行なおうとするならば、それこそ必須の課題だというふうに思っております。普及率の拡大を図る、そのためには分母がわかっていなければ普及率も何もないということでございます。

結局、前回の観光統計の削除の質問でも触れておりますけども、ローラー的に一度は全ての建物を調査に回ってみる必要があると思います。特に加入率60%以下の地区は足で実態調査が必要だと思います。

先ほどのデータは、集落支援員が机上でただ地区からの回答を表にしたものではないかというふうに思っております。

足でその実態調査をする必要があります。それによって外国人宿泊施設の本当の実態や廃屋の状況の把握にもつながります。

観光統計の質問でも答弁にありましたけれども、いよいよそれをやってみる考えはないか、前回の関連で横山副村長にお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 3月のご質問の続きということでもあります。こと宿泊施設についてお答えさせていただきますが、宿泊施設の実態把握については、先ほど観光財源云々の話もありましたが、その前提になるものがあるということは重々承知しておりますし、それがなくても、やはり村として持っていなければいけないものであると実態を、何軒あってどのくらいの収容数があるのかというのはいくらも持っていなさいいけないということは重々認識をしております。

3月議会でもそういうご指摘をいただきまして、その後、私も観光課を離れたわけですが、観光課にはそういった状況を伝えまして、何とか踏み出していきたいという思いをしております、観光課のほうでも、ローラー戦術も辞さずということで取り組みたいという思いを持っているということ

を確認しております。

あと、その中で特に把握が難しいのはやはり外国人経営施設であるということでありまして、これはいち早く動き出そうということで、藤本副村長を中心に、関係各課、税の徴収や水道料金の徴収及び観光施設の把握といったような関係各課及び外国人との共生である総務課等々、課長が全部一堂に会議をしまして、とりあえず外国人施設の把握に取り組もうということで、打ち合わせ会議も第1回目を終了させていただいて、いよいよ取り組み出したという状況であることをお伝えさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 交番のお巡りさんが家に訪問に来ます。そして、世帯の状況などを聞いてきます。それと同じことを行政がやる必要があるというふうに思っています。

あるいは、その交番の情報というものを、もしうまく、この数だけでも教えてもらえるならば、それを利用するという手もあるような気もしますけども、ひとつ検討の対象として見てください。

ちょっと総務課長に質問しますけども、2方式のうち、まだどっちの方式するかも決まっていないうお話ではございますが、宅内受信機を配る方式にした場合に、それは有償なのか無償なのかをもう一度お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの受信機の配付につきましては、無償という形で配付をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） それは大変いいことだと思います。それを無償で配りながら、先ほど来申しているように行政区加入を促すというような施策を同時にやっていただければというふうに思います。

外国人がふえたことによって、新たな形の過疎も始まっております。施設のほとんどが外国人所有となって、日本人世帯がわずかとなり、区の機能が維持できないというような地区もございます。いま一度全ての施策の原点にある行政区問題に取り組んでほしいと思いますし、集落支援員もそうですけども、この大型事業をそのきっかけにしてほしいというふうに思うところです。

では、この質問は終わりにして、次の質問に入らせていただきます。

2問目の質問です。開発の基準と指導についてであります。

村は2年前に、延床面積5,000平米以上の大規模開発の基準見直しを白馬村環境審議会、以下「審議会」と省略しますが、に諮問し、おおむね審議会の答申に沿って見直しました。その審議会答申には、開発の大部分を占める大規模以下の案件が非常に大切。答申後の課題との一項目がありました。

現実的にはほとんど案件はない大規模基準は見直した一方、99%はそうだと言ってもよいそれ未満の開発の基準は、審議会答申から2年余が経過した今でも見直すことなく経過しています。

この間、特に外国人による多くの建物が建設され、現在進行形の大型計画も持ち上がっています。また、最近行われた一部の新築物件において、以前の指導ではあり得なかったものが建築されています。そこで次を伺います。

1つ、村長が2年前に、現実的にはほとんど出てこない5,000平米以上の大規模開発の基準だけを見直した意図について伺います。

2つ目、見直しの中で一番大きかったのは地元同意書を廃止したことです。今は開発の諾否を判断するのは審議会か行政かを伺います。

3つ目、開発を認めた後の協定書が極めて大事になっています。協定書には何をうたっているか、また、以前と比べ見直した点を伺います。

4つ目、大規模未満の基準見直しに早急に着手する考えはないかを伺います。

5つ目、建築を可とする接道条件、これは村道以上に2メートル以上接しているというのが建築基準法にうたわれておりますけども、この接道条件で従来白馬村では認められなかった農道に接して建築されているケース、明らかに路上に屋根雪が落下すると推測される建物が新築されたケースがあります。それぞれ村の方針が変わったのか。そうでなければ各課の連携不備、担当者の認識と指導力の不足、自信のない仕事ぶりを危惧します。村長の見解を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 開発基準と指導について、5つの項目についてを質問いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、2年前に現実的にはほとんど出てこない5,000平米以上の大規模開発の基準だけを見直した意図についての質問ですが、環境審議会に諮問した経過等も含め説明をさせていただきます。

白馬村環境基本条例は、白馬村開発基本条例を平成11年12月に全部改正をしました。従前の白馬村開発基本条例は、昭和49年4月に施行し、昭和63年全部改正をいたしました。このように、時代の流れの中で条例改正をしてきた経緯があります。

こうした中、平成28年3月に策定をした白馬村観光地経営計画では、産業・経済の強化に関する戦略の中で、宿泊施設とスキー場の活性化として、ルール of 適切な見直しについて検討といった意見があります。また、条例制定からかなりの年月が経過をしていること、インバウンド事業の成果により海外からの多くのお客様のお越しをいただいていること、富裕層をターゲットにした施設整備が行われ始めていたことも現実に見受けられました。

世界水準の滞在型観光地を目指す白馬村にとって、富裕層をターゲットにした今後の開発はどうあるべきかを考える時期が来ていると感じておりましたので、平成28年7月に白馬村環境審議会

へ、白馬村環境基本条例第25条第5号に規定する、規則に定める大規模開発事業について諮問し、平成29年3月に答申を得ました。その後、県等とも調整をし、平成30年より大規模開発基準に関する改定をしたということでもあります。

2点目の、見直しの中で一番大きかったのは地元同意書を廃止をしたことであるが、今は開発の諾否を判断するのは審議会か行政かを伺いますとの質問ですが、地区同意については環境審議会においてもかなり議論をされたと伺っておりますが、旧建設省の通達や不受理による敗訴事例、開発事業地の地区役員に相当な負担があったこと、事業者に対し行き過ぎた要求があったことなどから、行政が中立的な調整役となる旨の答申もあり、廃止として、住民理解を得るための手段として、地元説明会の開催には職員も同席をし、答申のとおり行政が中立的な立場で調整役となることとしております。

白馬村環境審基本条例の第22条の第2項の規定では、村長は、大規模事業については審議会の意見を聞くものとするとなっておりますので、以前より審議会の意見を参考に行政が判断していたと理解しておりますので、最終的な判断は行政ということはおかねてより変わっておりません。

3点目の、開発を認めた後の協定書が極めて大事となっております、協定書には何をうたっているか、また、以前と比べ見直した点を伺いますとの質問ですが、環境基本条例施行規則第6条により環境保全協定となっておりますので、基本的に環境保全のための内容になります。協定ですので、双方合意が得られることが大前提となりますが、以前は、緑化や自然環境のために改変を最小限に抑えるなどの内容が主であったと思いますが、最近では、個別事項として、このほかに除雪のスペースの確保や駐車場対策等も協定事項として加えております。

また、4点目の大規模未満の基準見直しに早急に着手をする考えはないかとの質問ですが、平成29年3月に環境審議会より、大規模基準以下の案件が非常に大切であるので、課題としてほしい旨の意見がありました。

現行の^{けんぺい}建蔽率60%、容積率200%という基準は、豪雪地帯の本村としてはいささか高いと思っておりますが、長年にわたる基準であること、財産権と公共の福祉のバランスの観点等も考慮しなくてはならないというふうに考えております。

ご存じのように、本村は2020年度中に景観行政団体移行を目指し、作業を進めており、景観法においては高さの最高最低限度、壁面位置の制限、敷地面積の最低限度等も選択事項として規定できると聞いております。2020年度が1つの目安となるというふうに考えております。このことは、平成30年度9月定例議会の一般質問でも答弁をさせていただきました。

最後に、建築を可とする接道条件と除排雪等の事由における道路後退の件ではありますが、結論から申し上げますと、それぞれにおける村の方針に変更はございません。

まず、建築基準法では、建築物の敷地は、幅員4メートル以上の建築基準法上の道路に2メートル以上接しなければならないとあり、さらに、幾つかの道路の定義がある中で、幅員4メートル以上

の認定道路や開発行為などにより設置された、俗に言う開発道路などがございます。

また、従来から村内建築として散見されるものの中に2項道路と呼ばれる道路、これは、本村の場合、都市計画区域の指定日、昭和35年以前から存在をしていた建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したもの、敷地接道にする道路として申請する案件は、3号道路と呼ばれる都市計画区域の指定日以前から存在をしていた4メートル以上の道路を敷地接道する道路として申請をする案件が見受けられます。

現在の確認申請受付の運用は、許可権者である特定行政庁が長野県であることから、接道条件や景観調整、上下水道接続などの計画を白馬村に提出いただき、各課の意見を取りまとめた意見書を添えて大町建設事務所に確認申請書類を提出をしていただくよう指導しております。

しかし、平成11年度の建築基準法改正に伴って、直接、大町建設事務所に書類を提出をすることや、国や都道府県知事から指定された民間の確認検査機関において審査を行なうことが可能になったことから、こうしたケースでは白馬村役場を経由することなく手続が行われる事例も少なくありません。

こういった指導の及ばない案件では、建設課を初め、各課において、小さな情報や問い合わせ内容などから、建物の建築に白馬村の指導が抜け落ちないように注意を払うよう改めて指示をしたところでございます。

ご質問の、従来農道への建築は認められなかったのに新築されたケースがあるということですが、先ほどもお答えをいたしましたとおり、いわゆる2項道路として位置づけられたものは、接道要件を認めてきたケースも多々あります。ただし、一般論としては、農道沿線はいわゆる農振農用地であることが多いことから、農地転用が容易に認められないという考え方を根拠に、農道には建築ができないという指導がなされたことは想像できます。

また、過去において都市計画区域の指定日以前から4メートルの幅員があった事実が確認できない農道を3号道路として認定をしてしまった案件も見受けられます。これに関しては、担当する職員の経験や知識、大町建設事務所との密なやりとりにおいて、過去に不備があったことや、庁内職員間での情報連携に落ち度があった可能性もあることから、その点については反省をし、今後改善をしていかなければならないというふうに思っております。

丸山議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 長々と言いわけを聞いたような気がしますけども、5項目のことからまず触れていきますけども、とにかく今まで農道には建てれないと言ってきたんです、ずっと言ってきたんです。言ってきたんです。今でも、一般村民の方はそうですし、行政経験のある私もそう思っていましたし、課長の中でもそう思っている方もいます。

ただ、建築基準法の、さっきも出ました43条の2項とかから読み解いていきますと、農道でも

4メートルの幅員があるならば可能ということですが、建築基準法上のオクケーというのは、要は救急車が入れるとか、消防自動車が入れるとかという、そういうことなんです。

一方で、村は農地を守るという意味で、農道には家を建てさせないということをやってきたと思うんですけど、村は、法43条2項、あと、施行規則の10条の3に農道にもオクケーということがありますけど、それに何か助けられたような気がしていますけども、ただ、法はオクケーでも、村の姿勢としては問題があるし、問題を残したように思っております。

また、屋根雪が路上に落ちることは全く論外なこととして、なぜそういったものが新築で建てられてしまったのかということも今後においては非常に心配なところがございます。

時間がないけども、ちょっと建設課長にお伺いしますが、今後とも、今回のケースの場合は4メートルあったし、県道白馬岳線沿いですから、私は、県道白馬岳沿いというのは今後、にぎやかなところになっていけばいいという考えがありますので、今回はオクケーとしましても、今後も農道への建築を認めるのかどうかをお伺いしますし。

農政課長にちょっとお伺いしますが、そもそも農地転用の段階でそういうことというのは指導が入るべきものではないかというふうに思いますが、農道という関係もありますから、農政課長の見解もお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、農道といいますか、まず、認定外道路以外の道路に建築が認められるかどうかという部分、考え方になるかと思えますけれども、先ほど丸山議員からもお話もありましたいわゆる建築基準法の中の要件を満たすかどうかということを第一段階ではまず判断をしていくような形になるかと思えます。

ただ、過去の例からいきますと、農道だから、あるいは認定外道路だからだめだというのではなくて、逆に認めてきたケースというのは多々あります。というのは、いわゆる人里離れた、集落を離れた山林地帯の中に建物が白馬に現実的に建ってきてしまっているというのがありますので、一概にこれまでの指導として、農道だからだめだと言ってきたという私どもそのような認識は現在ございませんので、今後の対応としましては、それぞれケースによって幅員等も異なるわけですので、法に照らした形の中で接道義務も要件を満たしているのかどうかと、そういった判断になっていくというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 農政課の関係につきましては、農地転用の部分のものということで理解をしておるんですけども、その部分の接道、そこが農道であったというこの内容につきましては、実際、接道部分で農道であるという部分のところの解釈の内容、そして、建築確認関係の接道部分の許可というものにつきましては建設課の部分になりますが、農政関係の農地転用部分につきまして

は、農業委員会で精査をして検討し、許可を得るような形で進んでおります。

この部分につきましては特に問題はないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 問題ないことはないと思っています。村の方針というものがはっきりしないということがあるのかもしれませんが、農地転用を認めるときに、やっぱり、それは家が建つことを想定してやはりこうやるべきものではないかなというふうに思いますので、今後の課題にしていきたいというふうに思います。

それでは、本題のほうの再質問に入らせていただきますけども、この2年半前に大規模開発の基準の見直しを村長、審議会に諮問しまして、一部は諮問どおりに、あるいは、そのほかのほうで考えた案をつけ加えての大規模開発の基準を見直したわけですけども、先ほどの答弁の中では、富裕層をターゲットにした開発のあり方を探る意味で大規模開発、大規模の基準だけを見直しと言いましたけども、例えば、今出てきている案件というのは4,927平米、^{けんぺい}建蔽率39.77%、その次の計画は4,999平米です。わずか1平米、1平方メートル区画だけ足りないだけのなかで建てられております。

こちらのほうは37.72%の^{けんぺい}建蔽率と、いずれも雪の処理とか、駐車場には難があるということでございまして、富裕層は5,000平米以上だけをやるわけではないわけです。現実にも今まで5,000平米以上で建てられているものというのは、私の知る限りにおいては東京ホテルとシェラリゾートだけです。

それ以上は、今現在5,000平米以上のものはありません。それらは建蔽率25%以下でもすばらしい雰囲気施設の施設というふうになっているわけでございます。

だから、単に大規模の基準を見直すだけではなくて、私、2年前の基準見直しときには職員でも議員でもありませんでしたけども、本当に関心があったものですから、傍聴にも行きましたし、村長に心を込めた文書を差し上げたのを、村長、覚えていますか。

その中で何を書いたかと言いますと、やるべきは、単に大規模開発の基準の見直しではなくて、外国人に秩序ある開発のルールを示すこと、白馬村にはこういうルールがありますということを示すこと、そのためにルール改正をすべきだということを私はその文書の中で村長に切々と訴えたつもりであります。

環境基本条例、私、担当してつくったものですけども、十分今でも通用する条例だとは自負しておりますが、ただし、今のように外国人が大勢この白馬村に来て不動産を買って好き放題するとは毛頭想像していませんでした。だから、施行規則や要綱には見直すべきところが多々あるというふうに思っております。

それは、ただ率の数字だけを緩めることでもきつくすることでもなくて、白馬村をどういうまち

にしていくかを真剣に考えて、そのビジョンを示すことだと思っております。もちろん外国人に対してもです。

決して開発は悪ではありません。無秩序な開発が悪なわけでありまして、肝心な点は村のコントロール下にあるかどうかということだというふうに思っております。

ちょっと長くなりますけども、世界の観光地を見渡すと、ルールの緩いところは結局廃れていっていると、飽きられていっているという話をお聞きしております。既にその傾向が白馬村にもあらわれているのではないかと。

今、外国人がたくさん土地建物を買っておりますけども、その目的は、間違いなく登記目的だというふうに思っております。そして、徐々にその不動産の所有者がアジア資本ですとか中国資本に変わっていくと、これは倶知安町の例を見れば明らかなわけでありまして。

かつて環境基本条例、その前の開発基本条例をつくったときには、新潟県の湯沢町のようになるとはいけないというのがかけ声でした。は、ニセコの倶知安町のようになるとよいのか悪いのかということでございます。

決して倶知安町が悪いと言っているわけではありませんけども、ニセコの場合にはニセコヒラフというスキー場の前の一角ある一定の面積が全て外人村になっていますが、白馬村の場合は虫食いの外国人に買われているところにもっと問題があるというふうに思っております。そういう意味では、私の中では倶知安町よりもむしろ白馬村のほうが大変な状況があるのではないかとこのふうにも思っております。

そこで、再質問は、総務課長に3つ再質問したいと思っておりますけども、よくも悪くも倶知安町という前例があります。白馬村でも行政も議会も何回も倶知安町には、視察に行ってきておりますけども、そういう前例がある。また、村内には住宅もそうですし、営業施設なども、あまたの施設が既に建設され、どのぐらいの率ならほどよいかのデータの蓄積は十分あるし、すぐに調べることもできるのではないかと思います。

景観行政団体になるための今作業中ではございますけども、そのためのことも考えても見直しへの着手というのはすぐにでもやってもいいことだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 今3点いただきました。2点。

第2番（丸山勇太郎君） 続けて後でまた言います。

参事兼総務課長（吉田久夫君） そうですか。わかりました。ただいま2点いただきましたので、最初に倶知安の関係のお話がありました。倶知安でいきますと、ニセコヒラフということで、ニセコ町では景観地区条例ということで、これは景観法に定められたただいま私どもが進めている景観計画に沿った条例ということで制定をしておりますので、この辺については、もちろん先進的な事例としてございますので、これを参考に計画のほうは立ててまいりたいというふうに考えておりま

す。

景観行政団体に向けての考え方でありませうけれども、一応、長野県との話の中では、現在、長野県が景観行政団体になってございますが、それよりも緩い部分についてはやめてほしいというお話がありますので、まず一つは届け出に対する基準ということで、現行の県の条例でいきますと、新築の場合でいくと13メートルまたは面積が20平米以上のもの、外観でいくと25平米以上のものは届け出の対象になるというのが今現在でも行われている手続です。

そうすると、これを踏襲するということになりますと、ほかの自治体では景観行政団体に向けて、面積が100平米以上とか、いろんな届け出の基準がありますが、まず、丸山議員が言われた大規模、いわゆる5,000平米以上は限りなくなかったとしても、3,000平米から5,000平米までの間の大規模に係るものについては協定を結ぶということで、あらかじめ審議はされると。

それ以下のものについては現在策定をしているその景観計画の中で定めていくということになってこようかと思えます。

特に景観計画の中では、高さや壁面、意匠や形態、高さ、そこら辺が主な定めるべき基準となっておりますが、私が見る限り、^{けんぺい}建蔽率、容積率については余りちょっと触れているところは見受けられないのかなというところがありますので、その辺は今後、委託先との中で調整する作業のほうを進めさせていただきたいと思えます。

外国人の関係の所有する登記なのかどうなのかというものはともかくとして、建物の建築に際しては、やはり、景観的な要素というものは大切にしなければならないというのは所管課でも当然思っておりますので、その辺についてはどのようにやっていくのか、もともと建築士であったり、色彩であったり、造園であったり、さまざまな方の意見を聞きながら計画を立てるというのが、全村でいくのか、今でいくと育成地域は都市計画区域内だけとなりますので、都市計画区域外を入れるのか、都市計画区域の中でもエリアを定めるのか、この辺についてはまだ審議の途中でございますので、その辺についてはまた審議が進んだところで議会の皆さんにもお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含めあと5分です。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） じゃ、足早に2つを一緒に質問しますけれども、2年前に見直した5,000平米以上の^{けんぺい}建蔽容積が30、120、5,000平米未満は60、200の今2段階しかないわけでございますが、冒頭、村長言いましたように、ちょっとそこに階段差があり過ぎると思うんです。

5,000平米未満の基準見直しへの早急な着手と同時に、2年前に決めたことではありますが、5,000平米以上の30、120というものももう一度テーブルに乗せて、総体的にバランスの合った見直しをしていただきたいというのが私の希望ですが、そういうことをしていただけるかどうか

かということと。

あと、このごろの計画、ホテル計画の中で、やはり雪の問題と駐車場のこと、これが何といても大きな指摘事項になってきているわけですが、これ今、開発指導要綱にしか言葉で書いてありませんけども、これをもう少し具体的な内容にして、条例や施行規則に昇格させてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 1点目の^{けんぺい}建蔽容積につきましては、ご意見ということで伺い、この辺については、ほかのいろいろな審議会の委員さんもおられますので、その辺についてまたお諮りをしたいというふうに思います。

2点目の駐車場と雪の問題でございますけども、これについては、確かに開発の指導要綱の中には確かに触れてはいるんですが、確かに県内、もしくは地域の方の設計士というのが絡んでいない場合には、やはり散見されるという部分がございますので、この辺については、少しこちらのほうでも協定書の文言は入れてはございますが、その辺についてはちょっと前向きに検討してみたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） では、村長に最終質問をさせていただきます。

景観行政団体になったらなつたで、庁内体制をしっかりと確立し、精通する職員を育てなければ一環したまちづくりはできません。景観計画を立て、景観条例をつくり、景観行政団体になる、それは大変よいことです。

ただし、そうなりますと、今の県の後ろ盾は失いまして、景観条例の届出書は村どまりで、村がしっかり、きっちり問題がないかをチェックする必要があるというふうに思います。

今度こそ白馬村のまちづくりのビジョンをしっかりと村民、あるいは外国人に示せるのか、また、必要な庁内体制整備と精通する職員を育てることを、この今、庁舎内、マンパワー不足、言われておりますけども、それがしっかりできますかどうかを村長に最後にお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今いろいろ要望をいただいたわけでありまして、村としてどこまでできるのか、また検討をしてみたいというふうに思っております。

特に、先ほど、ちょっと重複いたしますけども、この基本条例、改正した一番の問題は、前にもそういう話をいたしましたけども、旧建設省で言われていたその地元同意がなければできないということは、法律に違反するということが一番の根底でありました。私としては、そういった行き過ぎた指導はまずいというふうに考えておりましたので、まず先にその景観条例を改正したということとであります。

その中で、今、外国人が云々というふうな話もあるわけでありまして、いろいろな方々が入ってきているわけでありまして、本当に乱開発ということについて非常に私も危惧するわけでありまして、そんなことも含めて村として取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） じゃ、今、最後、村長が言われたことに対して最後に言いますが、地区同意があった時代には本当は楽だったんです。地区が同意していれば村もオッケーでよかったんです。

これからは地区同意がないということは、村の責任が増したということですので、本当に村がしっかり開発についてチェックしていかなければいけない状況が生まれたということをよく自覚されて、間違いのない指導をしていただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時06分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。

今回は、観光局と組織改革について、それから村内文化財の利活用について、それから農業振興についてという、3つの質問をいたします。

私どもが一番気にしているところは、白馬村の総合計画、それによって、さまざまな計画がその下にあるわけですが、特に総合計画というものは、それに則ってその予算なりを組み立てているのかどうかというところで、きちっとそのところをチェックするのが議員であろうかというように思います。観光地経営計画にしても、同じことだというように思います。その前提に立って質問をいたします。

初めの、観光局と組織改革についてであります。

長野オリンピック開催後、観光客は減少の一途をたどり、村は、1992年以降の長期観光客数の低迷に歯どめをかけるために、2001年に官民一体となって設立したのが観光局（観光推進組織）であるというように思います、現在、少子高齢化社会でもあり、減少には歯どめがかからず、インバウンド事業に依存しているのが現状であります。村長は、さきの局総会において代表理事に就任されましたけれども、次のことについてお伺いをいたします。

初めに、1つ、観光振興は、トップリーダーとして強い意欲を持ち、関係村民一体となつての取

り組みが求められますが、運営の方針について伺います。

2番目に、村長は、観光局と白馬村振興公社、二つの代表理事就任となりましたが、将来的に一つに統合する考えがあるのかを伺います。

3つ目に、長野オリンピック開催の遺産でもある、白馬ジャンプ場とスノーハーブクロスカントリー会場は、現在生涯学習スポーツ課で管理していますけれども、現在利活用という面で利用者が減少しているのではないのでしょうか。今後、観光振興という観点から、観光課もしくは観光局に管理を移管してもいいのではないかと思いますけれども、考えをお伺いをいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員からは、観光局と組織改革についてということで、3つの項目について質問をいただいております。

先ほども、観光局の代表理事というようにお話で答弁をさせていただきましたが、繰り返しになりますけれども、私は、観光局の代表理事は観光に精通している方がやるべきだということは、今でも考えは変わりません。

そんな中で、1点目の、代表理事としての観光局の運営方針についてお答えをいたします。

今期より、白馬村観光局の代表理事に就任をいたしました。私は、先ほど言ったように、ひとえに、役割は、民間事業者や観光団体、そして社員の方々、そして白馬村を訪れるたくさんのお客様のご意見に耳を傾け、観光事業の行き先を示すことに尽きるというふうに考えております。

白馬村は、代々この地に暮らす方々や移住してこられた方々、中には海外から移住された方々等、さまざまな背景をお持ちの方々によって支えられているわけであり。当然のように、一人一人の白馬に対する見方も考え方も異なっておりますが、できる限り多くの方が思い描く「マウンテンリゾート・白馬」の未来を具現化できるよう努めてまいりたいと思います。

先日開催をされました白馬村観光局総会において、理事が改選をされました。新たに女性理事も誕生し、外国人理事も含め、年代や性別、国籍も多種多様な理事会組織が誕生をいたしました。この多種多様な理事会メンバーをブレインとし、白馬村はもとより、世界中から季節を問わずお客様から訪れていただけるよう、白馬を目指してまいりたいというふうに思っております。

2点目の、白馬村の観光局と白馬村振興公社の将来的な統合に関する考えについてお答えをいたします。

一般財団法人組織である白馬村振興公社は、財団法人の定義にあるとおり、公の施設財産を管理運営することで得られた事業収益を財源として、住民の福祉づくりのための企画、催し事などの住民福祉の向上に資する事業や、特産品の開発と製造販売事業などを展開している法人組織であります。

一方、一般社団法人組織であります白馬村観光局は、社団法人の定義にあるとおり、地域の観光

振興と経済活性化を図るという共通目的に賛同した事業者等が集まる団体であり、その目的達成のために、誘客事業を展開をしている法人組織です。

このように、両法人の根拠となる定義や成り立ちに違いはあるものの、白馬村の基幹産業である観光業に直接的・間接的に携わるという立場において、「地域の観光振興の視点に立った施策を展開する組織」という点や、「各種の事業を通じて、地域経済の発展を図ることを目的とする」点などは両組織に共通するスタンスであり、あわせて、観光施策推進の一翼を担っているものであるというふうに認識をしているところであります。

このことを踏まえると、両組織を初め、商工会や観光協会など、村内各所の経済・観光団体が、地域の観光振興及び経済活性化の政策課題解決を図るために、共同で、あるいは事業協力をする事が望ましい部分も多分にあると考えられます。

また一方で、それぞれの組織が、定款に定める役割の遂行や事業目標を成果として達成することは、法人格を持つ社の使命であり、当然の任務であることも踏まえておかなければなりません。

こうしたことから、観光施策における共通施策の推進については、それぞれの組織の立ち位置を尊重しつつ、地域として最大限の成果につなげていきたいと考えているところであります。

したがいまして、現段階においては、「統合」といったことは、念頭に置いているわけではありませんが、あらゆる面での事業協調・事業提携の可能性を模索していきたいと考えております。

最後に、長野冬季オリンピックの会場であった白馬ジャンプ競技場とスノーハープは、現在生涯学習スポーツ課が担当し、白馬ジャンプ競技場は索道事業もあることから、白馬観光開発株式会社に管理運営業務を委託をしており、スノーハープは、一般社団法人白馬村スキークラブに管理等に関する業務をそれぞれ委託をしております。

また、両施設とも競技施設であり、さらにスポーツ庁より、スキージャンプ複合のナショナルトレーニングセンターの強化拠点施設に指定をされているなど、競技力向上のための機能強化も重要な事項となっております。

利用人数につきましては、ジャンプ競技場は、長野冬季オリンピック開催年から比べると、観光利用者は5万3,000人と、1割程度まで減少しております。スノーハープは、天候の状況により変動はありますが、約1万3,000人の利用者で推移をしております。ジャンプ競技場については、リフト乗車人数の増加対策のため、長野県とも相談をし、リフトのハード面で利用者が安全で安心して乗車できる対策も講じているところであります。

誘客につきましては、観光課・観光局ともに、施設を観光資源として生涯学習スポーツ課と連携し、PRを図っているところであります。今後につきましても、スポーツ競技施設の維持管理を移管することは考えておりませんが、観光課や観光局とさらなる連携を図りながら、施設の魅力を高めるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、1つ目の、トップリーダーとして強い意欲を持って、村民一体となって取り組みが求められているところなんでありましてけれども、まさに、先ほど村長が答えられた中で、この観光局の代表理事には就任しないほうがいいだろうという考え方でいたという、私も、それまではそういう考え方もありました。最近の他の市町村のところを見ていますと、例えば観光局と同じような観光協会のほうは市長がなったんだけど副市長に任せる。それから、もう1つのところは観光局は副市長というような、そのような感じで、逆に、今村長が就任したということは、よそは副市長等にお任せしているんだから、その中で白馬村の村長は代表理事に就任したということですよ。

やはり、これ代表理事ということになった以上は、今までのそういう考え方はなくて、「もう絶対に、この観光行政に対しては俺が引っ張っていくんだ」という、トップリーダーとしての強い意欲というのが、きちんと示していかないといけないと思うんですけども、その点は村長どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、田中議員のほうから、特にお隣の大町市の観光協会長、今まで大町市長がやっていたわけでありまして、観光に精通している人がやるべきだという思いで、新たに選んだようではありますが、白馬村の場合には、もう理事会で再三再四、この観光局の代表理事は精通している人がやるべきだということを議論をしたようでありまして、最終的に、誰も受け手がなかったということでもあります。その中で、私も本意ではありますけれども、私としてできるのかなど、そんな思いもあったわけでありまして、先ほど言ったように、ぜひ村長、就任していただきたいということでありましたので、私のこの任期の中で、次の任期には誰か精通した人がやるような体制に取り組んでまいりたいというふうに思います。

そしてまた、今、田中議員が言われるとおりの、なった以上は、トップセールスとしてリーダーシップをとって、白馬村の観光を推進していくんだという話がございました。全くそのとおりであります。

私は、代表理事でなくても、当然、白馬村の主産業は観光であるという認識のもとに、代表理事であろうがなかろうが、白馬村村長として観光振興に取り組んでいく思いは今でも変わりはありません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） まさにそのとおりだと思います。

やはり、トップになった以上は、私が全責任を負うというようなところで、皆さんしっかりやってちょうだいよというところだと思います。最高責任者であると、わかっていらっしゃると思いま

すけど、自覚を持っていただきたいというように思います。

午前中の、観光税いろんなところで、宿泊の方々から異論が出ているというようなところが出てありましたが、観光地経営計画の理念というところがあるんですけども、その中で、「自分たちの生活する場として次世代に自信を持って引き継ぐことのできる白馬村」というようなところを経営のコンセプト、白馬村観光の基本理念というようなところで書いてあるわけでありまして、どうして出てきたかっていうところは、私なりに解釈してみると、白馬村の観光のこの理念の「次世代に自信を持って引き継ぐことのできる白馬村」というようなところが、宿を経営する人たちにも非常に不安が広がっているのではないかなというようなところが、今回、そういう、いろいろのご意見が出てきたのではないかなというふうな気がするんですけど、その点、村長どうですか。自信を持って次の世代に引き継ぐというようなことで、宿の方々も不安を持っているのではないかなと思うんですけど、村長どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、何人かの質問に対して答弁をさせていただきましたけども、まさに、白馬村が観光で生きていくためには、将来どういう姿がいいのか、そういったことで検討委員会を立ち上げて報告書をいただいたということでもあります。

そんな中で、いろんな意見があるということは承知をしているという説明は、今再三したわけありますけども、いろいろな面で広く見た中で、将来、子供たちがここへ帰ってきて安心して生活ができる。そして、定住促進にもなったり安心して生活ができる、そういった白馬村を目指していく、そのことは、非常に誰もが思っていることだと思います。

そのために村として何をやるべきか。そしてまた住民として、そして観光事業者としてどうすべきかということは、お互いに議論しながら進めていくことが大事であるというふうに思っております。

白馬村は、本当に全世界から注目を浴びているという、そんな話もさせていただきましたが、本当にここに住んでいる子供たちがまた元気に帰ってくる、そんな村を目指してまいりたいと思いますので、議員の皆さんもぜひ、そちらの方向に向かって協力をお願いをしたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ぜひ、この観光地経営計画の基本理念ということは当たり前の話ですけども、きちんと頭の中に、それから心の片隅に置いておいて、観光局代表理事、観光振興というところを、先頭に立って進めていっていただきたいなというように思います。

それで、次の2つ目の、代表理事に就任となったんですけども、将来的に一つに統合する考えはあるかというようなところは、説明の中で、それぞれの法人の違いというものがあるというようなどころも説明がありましたし、私自身もよくわかります。

その再質問に入る前に、ここで太田観光課長にちょっとお伺いしたいんですけども、観光課長、就任されて初めての議会になるわけでありましてけれども、観光局と振興公社の両方に関与する課長というところなんでありましてけれども、課長に就任して、白馬村の観光について一番課題といえますか、一つ挙げると何なのか、それについて私だったらこの課題についてどう解決していくように進んでいくのかどうかというその一点だけちょっとお聞きしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まだ観光課長になりまして2カ月半ですけども、その中で、課題として一番に捉えていることというようなご質問かなと思います。

これまでもいろいろなところで、さまざまな課題が指摘されております。広い視点で、地域経済とか観光産業というような点で見ると、一つは観光の入り込みに大きな変動があること、これは観光地経営計画でも指摘されている事項ですけども、お客さんが入る時期と入らない時期の差がとても大きい、閑散期である4月、7月、それから9月、11月、このあたりをしっかりとお客さん呼び込んで観光の入り込みを平準化して、観光業を安定化していく必要があるのかなと思います。

こうやって安定化してくれば、地域経済もうまく回ってくのかなというふうに思います。その中で域内調達率を向上させる必要もあると思います。観光消費がしっかりと地域経済に波及するような仕組みができればなというふうに考えております。

そのためには、解決策として一つ挙げるとすれば、こちらにも観光地経営計画に書いてあるんですけども、年間を通じて滞在客に魅力を提供できるような通年型のリゾートヘシフトすることだと思います。数ではなくて質へというようなことが書かれているんですけども、しっかりと滞在してくれる方がこの地で消費していただけるようなことを念頭に置いて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。下川村長。

村長（下川正剛君） ちょっと関連する事項でありますけども、観光局、そしてまた振興公社、そしてまた白馬村の中では農政課、観光課、そういったところが、この連携を密にするということが非常に大事だというふうに思っております。当たり前のことだというふうに言われるかもしれませんが、特に今回振興公社のほうで、白馬村から1人職員が出向していつているわけでありまして、彼も彼なりに非常に一生懸命努力をしている。

そしてそういった中で、今まで我々が気づけなかったようなことをある会議で指摘をされました。例えば、道の駅のレジの位置がうまくないんじゃないかとか、食堂の入り口がみんな一緒になって詰まっちゃって食堂へも入れない、買い物もできない、そのような指摘も受けたわけでありまして、そういったことも含めて今度、先ほど言ったように、出向したということもありますけども、

ぜひ観光課、それから農政課、そういったところも一緒になって両方へ顔を出したりなんかして連携をとっていくということは、非常に私は大事だと思っているところであります。

ぜひ、議員の皆さんも道の駅のほうへ行って、いろいろな取り組みをしているようでありませうけれども、行ってまたご指摘をさせていただいたり激励をさせていただければと思っておりますので、ぜひご協力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ぜひ、今後課長には、一番大変なところでありますので、頑張っていたきたいなというふうに思います。

それで、今、統合したらどうかというところで再質問をさせていただくんですけども、観光局というのは着地型観光企画という、企画能力にかなりすぐれた方々が存在し、それをプロモーション、情報発信をしているわけでありませう。

振興公社のほうは、どちらかというところ収益事業のところ、グリーンスポーツや道の駅、それから山岳観光というところで、最前線で収益業務をされていて、先ほど振興公社の出向されている方の話も出ましたが、本当に1円を稼ぐのに非常に苦労されているというところを私、お聞きをしております。新しい500円のおいしいメニューをつくってやっていたり、今回も豚肉の生姜焼き定食ですかね、そちらのほうもいろいろ工夫をされて提供されていると。非常に苦労してその収益業務をされていると。

観光局と、そういう企画立案能力のある局と、これで収益が必要、そういうところが本当に一つになってお互いに励まし合ってやっていけば、より強力な組織ができ上がるんじゃないかなと思っております。私はこの質問をしたわけでありませう。

例えば、またよそのところを言って申しわけないんですけども、飯山市の観光局というのが白馬村の観光局を手本にして設立したというふうに聞いております。そのときに、市長は、観光協会と振興公社とあったんですけど、同じことをしているんじゃないかと、だったらもうそこを分けるんじゃなくて一緒にして観光局にしたほうがいだろうというところでもってでき上がったのが飯山の観光局、というように私たちが視察に行ってそんな話を聞いてきたわけでありませう。

あえて、それでもやはり将来的には統一を目指したほうがいいんじゃないかというふうに考えるわけですけども、もう一度、村長、その点お伺いをしたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 田中議員おっしゃった統合については、以前からもそういったようなご意見は、ぽつぽつといろんな会議で出たことは事実でありませう、その点検討するみたいな回答はしているわけでありませうけれども、今、飯山市の例とかもお聞きした中で言えば、実現の可能性はないことはないというふうに認識しております。

ただ、すぐ、ことし来年という話にはちょっと難しいと思っておりますので、今後に向けて本当に可能

かどうか、要はプロモーション、いわゆる資産のない中で誘客をするのが観光局、いわゆる営利を稼げる施設を運用するのが振興公社という側面があるので、そこらへんどうやったら融合できるかということは、ちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） これからの観光局の生き方ということも、やっぱり稼げる戦略というようなどころに、ある程度方向転換もしていかなきゃならないんだろうというように思います。宿泊観光税というようなどころも出てはあるんですけども、まずお手本を示して、きちんと私たちはもう稼げるというようなどころも一生懸命やっているんだというところを村民に見せていかないと、なかなかこのところは先に進まないのではないかなというような気がいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問なんですけれども、2番目、3番目の質問でありますけれども、これは私、昨年10月に議会として意見交換会を開催をされたわけでありましてけれども、その中でいろんなさまざまな意見を村民の方々に頂戴したわけでありましてけれども、その中に2つ、私なりに絞って今回質問をさせていただくというようなどころでご理解をいただきたいと思います。

参加者の意見を伺う中で、将来にわたり白馬の財産である自然とどう向き合っていくかという意見、それから、若者の定住促進、少子高齢化社会により地域力の弱まりを危惧する意見も出されて、本当に住民の方々、参加された方々が、住民が白馬を守り育てる大切さを強く持っているというところを、私は改めて伺い知ることができたわけでありまして。

その中で、繰り返すようなんですけれども、賛同する中で2つ選んで今回一般質問をするものであります。そのテーマですけれども、「にぎわいのある白馬村にするために」というテーマで意見交換会をしたわけでありまして。

それでは、村内文化財の利活用についてであります。

白馬村教育委員会発行の書籍「白馬の文化財」をひも解くと、国指定の重要文化財・特別天然記念物、県指定の天然記念物・県宝、村指定の文化財等、その多さに驚くとともに、ふるさとの良さや歴史の厚みを感じることができます。執筆者は「本書が、一つの契機となって、新しい白馬の創造につながれば望外」と記しております。この貴重な白馬の文化財を村民と共有し、観光資源としてさらなる取り組みを期待しますが、村長の考えをお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員から2つ目の文化財の利活用についてという質問に対して答弁をさせていただきます。

文化財を観光資源として活躍することについて、従来、文化財行政は保護を中心に厳格な保存管理が柱であったが、近年は文化財の活用を重視する流れとなり、国も地方自治体が教育委員会にかかわって首長部局に文化財保護担当を認める法律案を閣議決定するなど、文化財の活用の流れは一般

的なものとなりつつあります。

文化財保護と観光振興は車の両輪であり、大事なものを保護しつつ観光客に見ていただき、理解を深めていただくことは、文化財を考える上でも観光の面でも相互依存の関係があるというふうに考えております。

白馬村には、長年にわたり先人たちが守られ、受け継がれてきた数多くの文化財等の地域が持っている「本来の魅力、本当の宝」を地域資源として積極的に活用をし、観光地域振興に資することが必要であると考えます。

地域づくりは、地域を知り、人材を育てることが重要であり、地域資源、観光情報を積極的に発信するためのボランティアの育成を公民館事業で実施をしており、今後、村内各地域をめぐっていただくルートを設定しつつ、面的な広がりを持った観光振興につなげる事業として進めてまいりたいというふうに思います。

なお、特に、先ほどの答弁にもありましたけれども、この東山は、非常に昔から歴史が古いということから、本当に文化財が多く存在をしております。そんな中で、そういったことも、このグリーンシーズンの観光資源にすればということをかねがねそんな思いでいるわけでもありますけれども、なかなか、この地域の人たちも、余り大勢お客様が来ていただくといろいろな弊害も出ているところでもあります。

特に、この東山の野平地区、そして青鬼地区につきましては、非常にこのグリーンシーズンにお客さんが大勢おいでいただいているところでもありますけれども、逆にそれが、地域の人たちといろいろなあつれきがあったり、そんな事案も発生をしているわけでもありますけれども、白馬村としても、せっかく来ていただいたお客様に楽しんでいただいで帰っていただく、このことが我々行政の長として一番大事であるというふうに思っております。そんな中で、東山観光、大勢のお客様から来ていただいて、そしてさらに活気が出るような村になればというふうに思っておりますが、徐々にそんなところも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） もう全て、私の再質問のところを答えていただいたものではないんですけれども、あえて言えば、関口課長、いろいろと公民館活動、生涯学習のほうでそれぞれ各地方と一生懸命頑張っていらっしゃるんですけれど、具体的に、地名も言っていただければ非常にいいんですけれども、非常に好評な企画であったりそのようなところで、もう少し具体的にちょっと答えていただければと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 公民館活動で現在行っているのは、山麓めぐりガイド養成講座というものを実施しております。現在20名の方が参加しております、内容とすれば、「健脚

で白馬を知る意欲を持ち、地域貢献をしたい方」そういった方を募集しまして、東山、最終的には西山も含めて白馬山麓の里山地帯、大体70キロあるんですけども、それを10キロから15キロぐらいに分けて、今ボランティアを養成をしております。ことしから第2弾として、同じルートを追っかけて、ガイド養成じゃなくて、いろんな人にも見てもらうようなものも同時に実施しておりますので、このガイド養成が一周することによって、そのガイドの皆さんも一生懸命勉強しております。ですので、そういった方々が、今後のこういう里山の魅力の発信として活躍していただけるんじゃないかなというふうに期待しておりますのでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 今貴重な答弁をいただいたんですけども、ガイドの養成ということで、積極的にこれからの白馬村の観光に寄与していきたいという方々が参加されているというように思っています。

観光課長、ちょっとお聞きをいたします。この観光地経営計画の中の16ページにあるんですけども、「地域の歴史や生活文化に関連する資源も豊富ですが、現状では積極的な観光活用はなされていません」というようにこの観光地計画では書かれているわけであります。今、関口課長の答弁でありましたように、地域にそういう講座に参加をしてガイドをしたい人の集まりであるという話があったんですけども、このところでも、積極的に観光局のほうにマイスター制度というものがありますから、そのようにガイドの人たち、観光局のほうにもお願いをしていくという、そういうことも大事なところではないかなというように思うんですけども、観光課長、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今、田中議員がおっしゃった「活用されていない」、これは、一つ課題として指摘されている事項で、それを解決すべき事項が一つ戦略としてあります。「歴史、文化資源を活用したプログラムを開発する」と。これには、ただ文化財があるというだけではだめだと思います。それを案内したりそれにまつわるストーリーみたいなのをしっかりと説明できるような人というのが必要になると思います。その点で公民館講座というのは、非常に期待しているところであります。

人が育ってくれば、観光客に実施しているマイスターツアー、その中でも、本年度は山中心だったんですけども、西山に焦点を当てた歴史文化をめぐるようなツアーというのも設定していく、そんなことを伝えて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 先ほど、観光課長のほうの課題はというようなところで、非常に5月、6月、7月の観光客が減った時期をどう穴埋めしていくのかというところが課題であるという答弁があり

ました。まさに、そのところも埋める、お客様に来ていただくという、そのところが埋めるところにもなっていくのではないかなというように思いますので、ぜひ積極的に生涯学習スポーツ課との連携をとりながらやっていただきたいなというように思います。

そういうことで、ぜひ、くどいようですけれども、着地型の観光商品を企画をしてほしいということでもあります。

それでは、次の農業振興についてというところに移ります。

3番、農業振興についてであります。

全国うまい米品評会において過去に何回か入賞を果たしている村内担い手農家が存在をし、白馬産米の名前を全国に発信しています。村内で米の年間収穫量は2000トンを超え、十分村内消費に応えることができる量であり、村民や宿泊業の皆さんに白馬のうまい米の使用をお願いしたらどうでしょうか。

村の学校給食用食材は、100%白馬産アキタコマチ、みそも白馬産大豆100%使用していて、地産地消推進と、安心・安全な給食の提供という考えのもとに実施しております。子供たちも食べている米を白馬を訪れるお客様に提供することは、農業振興や観光振興にもつながり、地場産米消費を促す取り組みを提案しますけれども、村長の考えをお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の農業振興について、答弁をさせていただきます。

毎年、お米日本一コンテスト in 静岡に、5から6の認定農業者や農業法人の精魂込めた米を出品をしているところであります。議員がおっしゃるように、2014年（平成26年）には、この白馬産米のコシヒカリが最高金賞を受賞をし、白馬村の米づくりが全国に評価されたことは記憶に新しいところであり、白馬村の気候に合った農家の工夫と努力のたまものであります。翌年より、米に関する品質管理の徹底を掲げ、白馬村ブランド米の構築に向け、本格的に動き出したところであります。

ふるさと納税の返礼品についても、玄米にて一等級に認められたものや、食味検査等で一定基準以上のもの、また、県が推奨をする「信州の環境にやさしい農産物認証」を取得など、白馬産米のブランド化を図るための品質基準を設けたことにより、多くの皆様から白馬産米を選んでいただいているところであります。

次に、白馬村を訪れるお客様に白馬の米を提供していく地場産米の消費の取り組みであります。白馬村は昔から水田の単作地帯であり、米づくりで白馬の農業を支えているところがあります。白馬村農業再生協議会がまとめた数値でも、平成30年の米の作付面積は417ヘクタール余り、その他作物では、ソバが114ヘクタール、大豆22ヘクタールに比べ、作付面積はいまだ米が大きな部分を占めております。

また、地元産の野菜については、一般家庭から農業法人に至るまで多種多様に耕作がなされてお

り、白馬村地場産推進会への加入者による道の駅での販売、宿泊施設やJA等の契約による栽培、また、ジュースやジャム、加工野菜などにも手がけ、地産地消を推進をしているところであります。

最近の市場を見渡せば、近年はSNSのロコミによる効果が大きな反響を呼ぶなど、有効手段の一つであり、米に限らず食料品については、インスタ映えを狙ったものやインフルエンサーによる広告効果は無視できないものがあります。

村内ホテル、旅館で白馬産米を使っていただく取り組みは従来からも行なっておりますが、地元産食材を使った、ご飯と相性のよい「ご飯の友」などを掘り起こし、秋の収穫祭や文化祭に絡めたさらなる周知、道の駅などで白馬産米を提供する中で、米を主役としたご飯のうまさを引き出すメニューなどに工夫を凝らし、村内外の皆様へ発信・拡散を狙った地場産米のPRを行なっていることも必要ではないかと考えております。

以上、3問目の農業振興についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 私、この質問の総合計画のところをちょっと調べてみたんですけども、総合計画の49ページに、農産物のブランド化と特産品の生産、販売の推進というようなところを、まさに「白馬産米の品質向上を図り、ブランド化することで農業所得の向上を図ります」というような形で、まさに同じことがここに書かれているわけでありまして。ということは、この総合計画に載っている以上は、これはもうまさに、このところは一番にやらなきゃいけない事業ではないかなというように思っているわけでありまして。

農政課長に聞きますけれども、このPRに努めていきたいというようなところを、村長今おっしゃったんですけども、具体的に、この白馬産米を使っていただく、ごく普通の家庭でもそうですし、特に宿泊、それからスキー場で使うお米等、そういう方々に使っていただくためにどうPRするのか、どう行動を起こすのかというようなところをお聞きしたいというように思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 今、議員さんがおっしゃいました話につきましては、多分農業者とか生産者、あとお客さん等のマッチングの関係かなというふうにもちょっと考えますけども、これにつきまして平成30年、昨年ですけども、農業と観光の連携に向けた取り組みということで、村、それから北アルプス地域振興局、また普及センターとJA、こんなチームで連携をいたしまして、各観光協会の協力を得ながら、村内の観光施設、宿泊業者への食に関するアンケートとか、あと聞き取り調査を実施したところでありまして、この内容といたしまして、村内の食材を使いたいと回答された方々、そういうところに再度聞き取りを行った結果でございますけども、農産物それから生産者の情報がほしい。情報がほしいというのは、現在の店頭であるものの商品が何が置いてあるか、それから価格は幾らぐらいなのかというような部分、あと、宿泊事業者がほしい、米もそうですし野菜の関係もありますけども、こういう部分をつくってほしいということの意見が多く出されてお

ります。

ということで、今連携して進んでいる最中でございますけれども、こういう取り組みを今後も押し進めていくというようなことで、徐々に観光客それから宿泊施設等に拡大を図っていければというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 先ほども同僚議員のほうで、1軒1軒家のほうに回っているいろいろなお願いしたらどうかというような箇所もでてきたんですけれども、まさに、この白馬産の米を使ってほしいというようなところを、ぜひ歩いて1軒1軒、ぜひ白馬産の米を使ってほしいということを聞いて歩くということが非常に大事なことはないかなというように思います。

100%白馬村のお米を使っただく、そういう目標を持って行動したらいかがでしょうか、農政課長、どうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） あくまでも目標ですが、そんなところに向かって広報等していきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。下川村長。

村長（下川正剛君） いま農政課長のほうから説明がございました。

きのうもその件について私も農政課へ行って、この索道事業者、そしてまた営業している施設に、白馬村の農政課として白馬産の米を使ってもらいたい、そして白馬村の農産物を使っただきたい、そういったPRをするべきじゃないかと、そういう活動はこれから非常に大事であるというふうに思っております。

特に白馬産の米、そしてまたミニトマト、そしてまたニンジンジュース、それからブルーベリー、非常に白馬村の特産品というか、非常に人気があるようであります。特に白馬のミニトマトは、金額は少ないかもしれませんが、年間3,000万あるかないかではありますけれども、名古屋市場では非常にブランドとして評価がされているようであります。

先ほどの観光と農業、それから振興公社のことも言いましたけれども、お互いに連携をしながら、この白馬村で生産をしたものが白馬で消費する。これが一番経済の循環になるというふうに思っておりますので、すぐにはどうかと思っておりますけれども、そういった気持ちで取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、またぜひ、ご意見頂戴をしたいなとこんなふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 観光地経営計画のほうにも、マッチングっていうようなところも載っておりますので、ぜひお願いしたいというように思います。

それで、ちょっと難しいかどうかはあれなんですけど、100%を目指すというようなところをやっていくには、やはりある程度お米の金額の格差というのがあるわけでありまして。大量消費するところは、やはり、ここまではちょっと出せないな、県外産の米になっちゃうかなというようなところにもなろうかなと思うんですけども、多少なりとも、そのところでもって、村でも補助を出していただいて消費を促すというところも必要なんではないかというように思います。宿の人たちにも観光税のところもありますし、ギブアンドテイクというようなところでやるというところも一つは考えてもいいのではないかなというように考えているんですけども、すぐというわけではありませんが、お聞きしませんけれども、補助金もある程度考えに入れての100%目指すということも大事なところではないかなというように思います。

やはり、この白馬産の米を使うというところが、エコツーリズムというようなところにつながっていくのではないかなというように思います。こじつけではないんですけども、学校給食で地元の食材を使うというようなところは、どういうことかという、教材としての学校給食ということがあるわけでありましてけれども、社会課の授業と一緒に、村でできた地場産のものを外に出さないで地元で消費するということは、よそから持ってこなくてもいいというようなところで、特に外国から持ってくるような場合には、二酸化炭素の排出とかそういうものがかなり多くなるから、できる限り地元で消費するところはエコツーリズムにも関係するんだよというところも含めて学校給食はあるわけでありまして。

だから、そのエコツーリズムというのが、白馬村でも基本にあるということだと思いますので、そのところも含めてぜひ農業振興というところをやっていただきたいというように思います。

以上で私の質問をわります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程を全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月14日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日6月14日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時03分

令和元年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和元年6月14日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和元年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和元年6月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 第1番 | 太谷修助 | 第7番 | 加藤亮輔 |
| 第2番 | 丸山勇太郎 | 第8番 | 津滝俊幸 |
| 第3番 | 田中麻乃 | 第9番 | 横田孝穂 |
| 第4番 | 太田正治 | 第10番 | 田中榮一 |
| 第5番 | 伊藤まゆみ | 第11番 | 太田伸子 |
| 第6番 | 松本喜美人 | 第12番 | 北澤禎二郎 |

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|------|------------|------|
| 村 長 | 下川正剛 | 副 村 長 | 横山秋一 |
| 副 村 長 | 藤本元太 | 教 育 長 | 平林 豊 |
| 健康福祉課長 | 松澤孝行 | 参事兼総務課長 | 吉田久夫 |
| 建設課長 | 矢口俊樹 | 会計管理者・室長 | 田中 哲 |
| 農政課長 | 下川啓一 | 観光課長 | 太田雄介 |
| 税務課長 | 横川辰彦 | 上下水道課長 | 酒井 洋 |
| 教育課長兼子育て支援課長 | 田中克俊 | 住民課長 | 山岸茂幸 |
| 総務課長補佐兼総務係長 | 下川浩毅 | 生涯学習スポーツ課長 | 関口久人 |

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和元年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） 1番太谷修助でございます。本日、トップバッターということで大変緊張しておりますが、昨日の第1日目で、ほとんど私の質問する内容は、他の議員の皆さんから質問されている内容と重複することが多いものですから、村長、副村長、総務課長については重複される内容かと思いますが、きのうもテレビを見ていた村民の方から、ちょっと聞きにくいところがあったから、きちっときょうもう一度聞き直してくださいというような電話をいただきました。そういうこともありますので、お互い時間の無駄をしないように的確に質問にお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

質問事項1番、観光振興のための財源確保検討委員会の意見書を受けて。

1、村長はこの報告書を受けて、まず、どのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

2、村長はこの検討委員会の内容について、その都度報告を受けていたのでしょうか。

3、観光局の会員の中で、昨年度271施設の宿泊事業者の要望書を受け取ったと思うが、どのような対応をされたのでしょうか。

4、先月5月28日に村内421施設の宿泊事業者が、宿泊税が仮に導入されても特別徴収義務者としての責務を果たさないとして決意書を提出したが、どのように考えているか。

5、そもそも検討委員会での時間的な余裕のなさが拙速な報告書になっていると考えられるが、

いかがでしょうか。

6、「宿泊税ありきではない」としていたものが、「宿泊税ありき」にいつから変わったのか。

7、今回決意書を提出した宿泊事業者も、財源については何とかしなければと考えているわけです。その前に正すべき精査の必要のある予算のチェック等が必要ではないか。

8、仮に導入されるなら、使用目的、使用先を説明していただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷修助議員から観光振興のための財源確保検討委員会の意見書を受けてについて8つの項目でご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の、報告書を受けての感想についてでお答えをいたしますが、報告書では、大きく分けて3つの提言がされております。1つ目は、官民を問わず観光への継続的な投資は必要であり、新たな観光財源を確保していく必要があることと、観光施設の優先順位を決定する仕組みづくりが必要であること。2つ目は、新たな観光財源は行政の一般財源とは切り分けて、官民一体となった組織で運用していくことが望ましいこと。3つ目は、新たな観光財源のあり方としては、白馬のみらい観光税として、いわゆる宿泊税、登山協力金、ふるさと納税が有力な選択肢と考えられることとあります。

一方で、新たな観光財源の導入に当たっては、低価格帯の小規模民宿やペンション等にとっては負担感が大きいことや観光客の理解が得られるかなど、懸念事項も挙げられているところであります。

観光財源のあり方については、村内でもさまざまな意見があることは十分承知をしておりますが、検討委員会では、委員やオブザーバーの方々、ワーキンググループの委員の方々におかれては、いろいろな角度から幅広い議論をしていただいていたと考えております。

検討委員会は、あくまで諮問機関でありますので、報告書で整理をしていただいた内容を踏まえて、村としてどのような対応をするか、懸念事項として挙げられた点も含めて、今後、庁内で検討していきたいと考えております。

2点目の、検討委員会の内容について都度報告を受けていたかという点についてお答えをいたします。

諮問した立場として、検討委員会における議論の内容については、適宜事務局から報告を受けております。ただし、検討委員会は村長の諮問機関としてあくまで第三者の委員の方々に議論を行っていただく場であり、村長が議論の内容について逐次意見をするというようなことはありませんので、念のため申し添えます。

3点目の、観光局会員の中で、昨年度271施設の宿泊事業者からの要望についてどのような対応をしたかとの質問についてお答えをいたします。

まず、この要望書は村長宛てではなく、検討委員会の下村会長宛てに届いたものと認識しております。

このため、第2回検討委員会において要望書を各委員に配布をした上で、事務局から要望書の内容について説明をしたものと聞いております。検討委員会では、この要望書の内容を踏まえて、その後の議論がなされたものと考えております。

なお、この271施設については、必ずしも観光局の会員では無く、会員でない施設も含まれていると聞いておりますので、申し添えます。

4点目の、先月の5月の28日に村内の421施設の宿泊事業者が、宿泊税が導入されても特別徴収義務者としての責務を果たさないという決意書を提出をしましたが、どのように考えているかとの質問についてお答えをいたします。

先日の伊藤まゆみ議員に対する答弁のとおり、この決意書の背景には幾つかの懸念事項があると認識しております。1つ目は、少しでも安いものを求める観光客がいる中で、観光客の理解が得られるかの懸念。2つ目は、低価格帯の小規模民宿やペンション等では宿泊客からの徴収がしづらいつ感じられ、宿泊者からの徴収ができずに宿の持ち出しが生じる可能性があること。3つ目は、消費税増税や入湯税、観光協会、観光局の会費等、宿泊施設及び宿泊客にはさまざまな金銭的な負担が既に存在をしていること。4つ目は、労働力不足の中で、税の説明、徴収、申告、納付に当たる宿泊施設における徴税手続等への負担が大きいつ感じていることであります。

決意書で挙げられている懸念事項は、貴重なご意見として検討委員会の中で出た懸念事項と合わせて今後の制度設計に生かしていきたいというふうと考えております。

5点目の、そもそも検討委員会での時間的な余裕のなさが拙速な報告書になっていると考えられるかとの質問についてお答えをいたします。検討委員会では、昨年5月からことしの4月に至るまで1年間をかけて議論をしていただきました。この間、全6回の検討委員会と全3回のワーキンググループを開催をしております。

検討委員会では、8名の委員、3名のオブザーバー、ワーキンググループでは29名の委員の方々に議論をしていただきました。このプロセスについては、他の自治体で行われている観光財源検討の手続とは比べても、また、村でこれまで行ってきた他の委員会のスケジュールと比べても丁寧にやってきたものと考えています。また、何度も申し上げているとおり、この検討委員会はあくまでも諮問機関であり、これで村としての方針が確定したというものではありません。観光財源の検討自体は報告書を踏まえて、引き続き庁内で整理をしていく必要があるというふうと考えております。

6点目の、宿泊税ありきではないとしていたが、いつから宿泊税ありきに考えが変わったかとの質問についてお答えをいたします。

私としては、当初より宿泊税ありきではなく幅広く財源確保のあり方について議論をしていただくため、検討委員会に諮問をしております。検討委員会では、幅広い観光財源の候補の中から委員

の方々に議論をしていただいたと聞いております。報告書の中でも宿泊税のほか、登山協力金やふるさと納税が有力な財源として提言をされ、観光事業者による分担金制度も今後の検討事項とされております。

その他リフトへの課税や家屋敷課税の引き上げ、別荘等所有税についても議論をいただいたと聞いております。宿泊税以外も含めた検討がなされたもと認識をしております。なお、繰り返し申し上げますが、検討委員会あくまでも諮問機関であります。これで、村としての方針が決定したというものではありません。

7点目の、今回、決意書を提出をした宿泊事業者も財源については何とかしなければと考えているが、その前に正すべき精査の必要がある予算のチェックも必要ではないかとの質問にお答えをいたします。

正すべき精査の必要のある予算が何を指すのか明確でないため、具体的にお答えすることは困難ですが、村の一般会計予算のチェックということであれば、予算についてはまさに議会の議決事件として毎年度、議員の皆様にご審議をいただいているところであり、しっかりとチェックをいただいているものと考えております。

最後に、仮に導入されるとしたら、使用目的、使用先を説明をいただきたいとの質問にお答えをいたします。先ほども申し上げたとおり、観光財源の検討自体は、報告書を踏まえて引き続き庁内で整理をしていく必要があると考えており、仮定の質問にお答えすることは困難であります。

一言申し上げるならば、観光財源は観光振興の施策のみに使われる財源として検討してきたものであり、その使用目的はまさに観光振興施策であります。また、委員会やワーキンググループの中では、使途としては景観整備、二次交通整備、情報発信の強化等が必要との意見が挙げられており、こういったものが具体的な使途の候補になり得ると考えているところであります。

太谷修助議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 議長にお願いしておきます。ちょっと私も少し村長と一緒に、肝が短いというか、気が短いところがありまして、時々、興に入ってくるとひどい、えげつない言葉が出てくるかと思しますので、決して議회를冒涇するものではありませんので、ちょっと逸脱したらストップをかけてください。よろしくお願いします。

村長、今、いろいろに質問したことに対してお答えいただきたいんですが、まず、村長、この報告を受けてどのような感想を持ったかという中に、検討委員会の1回目から6回目までの検討内容のあれはホームページ見れば、一般の方はみんなおわかりになっていると思うんですが、1回目とか2回目あたりは、結構、下村会長も慎重な発言をしていたような気がするんです。それで、それに対して杉山商工会長あたりが慎重にやってくださいというような話をされましたら、やっぱりその観光地経営計画に基づいてやっているという一点張りではないんですが、それに基づいてという

ことで、また、その振り出しに戻すべきなのかというようなことで、ちょっと語気を荒げたというか、気色ばんだ部分が非常に見受けられて、それから何かだんだんと具体的にもう検討委員会の中では宿泊税というものありきで、それに向かって報告書を提出しなきゃいけないという姿勢がかなり見えてきたような気がするんです。

そのあたりからちょっと私も、うん、という感じしていたんですが、ただ、占部先生ですか、地方税のエキスパートと言われる占部先生あたりなんかであれば、やっぱり特別徴収者の協力というのがまず必要だということと、それから、税を払う根拠が必要だということも言っているんです。

例えば、京都の昔の古都税ですか、古都保存税でしたか、そういうものが導入されたにも関わらず、残念なことに1円も徴収できないで終わったというような既成事実があるわけで、私も、この宿泊税という言葉が正しいのかどうかということを、まず、議論する場所をつくっていただいて、さっきから村長は諮問機関、諮問機関とおっしゃいますけど、村長の諮問機関ですから、それに対して答申がされたわけで、これ、報告書ではないですよ、答申書ですよ。そこが少しちょっとおかしいかなというように思います。

観光地経営計画というそのもの自身は、ホームページなんか見たりすればわかるんですが、村民がどこまで観光地経営計画というものを認識しているかということもすごく、私、疑問に思っています。、「おい、そんなのは見たことないぞ」という人も結構いらっしゃるんです。これ、その村民の認識が不足しているのか意識不足なのか、それはちょっとわかりませんが、やっぱり、何それという発言が結構あることだけは少し、村長、頭に入れておいていただきたいと思います。

それから、2番目の、その都度報告を受けていたかというのは、恐らく事務局である藤本副村長が中心に行っていたものだと思いますので、いや、きょうの検討委員会はこういう話だったよ、ああいう話だったよというのは村長のところには随時報告をされていたんだろうと思います。それに対して、こうしろ、ああしろ、という指示はないというふうに先ほどお話ししたんで、それはなかったように思うんですけども、ただ、杉山会長なんかは、「村民への浸透が希薄である点を周知すべきと慎重になって進めてほしい」といっているにも関わらず下村会長は、その時点まで戻るのかというような、そういう心配をしている部分に対して検討委員会の会長がそういう発言をするというのは、ちょっとあれなんですけども、村民が意識が低いかどうかというのは別にしまして、そういう話があったということは私も認識しています。

それから、その杉山会長は、サンプリングの数をふやすとか、回数をふやして精度を上げるべきだとおっしゃっているのに対して、下村会長は、その従来の考えを変えていこうということなんだから、委員を含めた関係者は村民の皆さんに理解を得られるように努力してほしいということで、外から来た私たちは、そう思うんだということで、もう委員のほうにげたを預けたような形で、これは、投げかられた委員のほうもちょっと戸惑ったんじゃないかなと思うんです。

そのあたりから、だんだんと委員の方たちの口が重くなったというか、言にくくなったという

か、それで選ばれている委員の皆さんはみんなそれぞれのセクションのどこから選ばれた方たちで、ある程度しっかりした意見をお持ちの皆さんだと思うんですが、ちょっと言いにくい部分が出てきたんではなかろうかというふうに感じています。

その証拠に、やっぱり3回目、4回目になると、下村会長あたりは体調を崩されたそうですけども、出席をしていないと、出席率が全体でもたった6回くらいですから、人数も16名ぐらいですか、その方たちの中でも出た方、都合によると思うんですが、出席率は決して高い中でこの意見書が出来上がってきたというふうには私は思っておりません。

議長（北澤禎二郎君） 太谷議員、質問に移ってください。質問を、早く質問に移っていただくようお願いします。

第1番（太谷修助君） わかりました。

それから、3番目の271名の要望書を出されたことに対して、村長はどのように対応されたかということに対しては、委員会に出されたものだから、私、村長としてはというんですが、やっぱりそこは諮問した村長の責任としてはその答えじゃちょっとまずいんじゃないかなというふうに思います。

12月の議会のほうで藤本副村長が、そもそも、その回答するものかどうか検討委員会で検討されるはずというような回答をされていますので、それが正しい返答なのかどうかちょっと私も判断しかねるんですけど、やはり、諮問した村長がもう少し真摯な態度でそのことに対して返答していただければ、要望書を出された方たちもそんなに憤った感じはなかったんじゃないかなと、それが引き金になって、今、今日までもう非常に対立的な関係になっているような気がするんです。そこが私ちょっと残念だなというふうに思います。

それが引き続いて、その5月28日の今度は決意書というとんでもない形のものとしてあらわれたんではなかろうかというふうに思っています。その人たちも決して税を徴収するのを拒否するというように決意書ではなっているんですが、彼らの気持ちの行き先がそう言わざるを得ない状態になってしまったということを村長も機微の部分で理解してほしいなと思っています。この人たちの憤った気持ちというのは、私はいわゆる宿泊、議員の前に宿泊、ちっぽけな宿泊事業者の一人ですので、彼らの代表というよりも同じ考えでいるということで、あえて村長のところには3人の議員等を含めて提出に行かせていただいた経過があります。

それから、5番目については、検討委員会での時間的な余裕のなさがというような、先ほど、私、お話ししたと思うんですが、わずか、村長、今、約1年とおっしゃったんですが、8カ月ぐらいのスパンの中で6時間、そのうちの半分は前回の経過説明というような形で事務局を中心に物事が進んで、残り1時間のところで途中でワーキンググループの方たちの意見を取り入れたりしたものを、今度、文書にまとめてみたら、結果、こういうもののがあらわれになったというような余りにも拙速すぎて、もうちょっと先ほどの宿泊業者の人たちも271名の書類を出した後に検討委員会として

はそういう意見もある方からもピックアップして、オブザーバーでもいいし、どういう形でもいいから検討委員会の中に私たちも含めてお話をさせてくださいという姿勢があったのに対して、そういう対応がなかったのは非常に残念だというふうに私は思っています。

大体、きのうの話でもう村長がどんなことを言うかということのはわかっていますし、仮のことについては返答がしようがないとかと言われるとあれなんです、そういう意見を持っている村民がいることに対して真摯に対応しようという姿勢がなくて、ただ、財源が不足しているから何か見つけなきゃいけない、何かみつけなきゃ、それは、みんなそう思っているんです。だけでも、その税の使い方から含めて、例えば一般家庭でしたら、お金が入ってこないなら、そのお金が入ってくる手だてを考えますよね。

それで、邪魔な、あるいは必要ないとか無駄になっているものはないかということをやちゃんと精査して、じゃあ、こうしようよ、ああしようよという前に進んでいくもんだと思いますけど、もう最初からもう諮問していますんで、報告書としては宿泊税に準ずるようなものを何か見つけてこなきゃと、それだけに奔走しているような部分がありありと見えて、これじゃあ一般宿泊事業者の皆さんも理解してもらえないだろうなというように私は正直思っています。

それで、下村会長も各業種の皆さんの意見を分けてでもいいから聞きたいといっているのにもかかわらず、一度も開かれていないんですよ。

そういうことが、そのやっぱり不信感を持つ問題だと思っています。藤本副村長も12月に終わるんじゃない野心的だという指摘も受けているとまで自分でおっしゃっているんですから、そしたら、尻切りをするんじゃないなくて、もうちょっと時間をかけて精査をして、みんなもろもろの関係者の意見も聞いてということまで持っていってくればよかったです、やっぱり、ことしの7月の退任ということが頭にあるのか、こういう形で仕打ちをしてしまったというのは、非常に残念だというふうに思っています。

それから、宿泊税ありきではないといったものが宿泊税ありきに変ったのはいつからかと、私、聞いたのは、村長が村長選に出るときに、私、エコーランドで最後の立候補する前日に車座集会をやりたいというから、これは払拭してやらなきゃいけないと思って行ったんですけども、その中ではちょっと少し話がずれてしまったりして、余り村長が本当に宿泊施設ありきではないんだと、これから村のあり方を考えたらもろもろのことを検討してやっつけていかなきゃいけないんだということの意見が余りしっかり伝わってこなくて、どうも宿泊税というのは先へ進んでいっちゃったから、私たちも反省しなきゃいけないかなという部分は持っています。

議長（北澤禎二郎君） 太谷議員、質問して、質問、一般質問ですので、質問事項をしなきゃ進まないの。

第1番（太谷修助君） はい、わかりました。

そもそも、今の宿泊税ありきに関しては、村長、選挙公約違反じゃないかなと思うんですが、ど

うでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） すみません。

宿泊税ありきではないかというところの、最初からこの議案を上げたときに、宿泊税ありきの検討ではないということを申し上げていたわけですけども、それは、宿泊税に限らず幅広い財源の候補を検討するという意味でして、その点に関しましては、先ほどの村長の答弁のとおり、いろいろな財源はこの検討委員会、あるいはワーキンググループの中で検討いただいたということだというふうに思っております。

その結果、提言として白馬のみらい観光税と、その中に宿泊税も含め、ふるさと納税ですか、登山協力金、それから、事業所による分担金というところも提言されているということですので、なおかつ、その検討の経過においては、例えば別荘等所有税というものですとか家屋敷課税、あるいはリフトへの課税ということも含めて幅広く議論していただいたというふうに考えておりますので、そういったどれをとっても宿泊税ありきということには当たらないのかなというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 村長に公約違反かどうかということを知ったんですけど、それはそれでいいです。

それで、今、副村のほうからも出ましたけども、税のあり方でもろもろの税のあり方の中から検討していくということですから、今、たまたま出ましたけども、私は、いろいろな難しい問題もあるということですけど、リフト税なんて一番わかりやすいと思うんです。それで、そのリフト税なんかは、そこでとったものはそのスキー場の中の例えばこれから環境がいろいろ変化していく中で、雪が不足しているからそういうとこに使うって、降雪機に使うとかそういったことも検討してもらいたいと思うんですが、それと、私が一番税の中で、宿泊税も将来的には皆さんで議論してかなきゃいけないんですが、いわゆる外国人の所有のものが潜りでやっているとかいろいろなことがあったり乱立しているというのは、きのうの何人からの議員のどこから出たお話だと思うんですが、そういうのを含めて、別荘税、これは一番とりやすいと思うんです。だから、熱海なんかのあれを研究してみると結構うまくいっていると思うんですけど、この村の中では固定資産税とついているから二重になんとかだよなど、それはルールで決めろということですから、必要の目的のところで使えばいいことですから、そのあたりの検討は村長どういうふうに考えていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 今、リフト税というところと、それから、別荘等所有税というところについてご質問いただきました。これ、両方ともその検討委員会の中で議論がなされていましてけれども、リフト税に関して言えば、それは一つそういうやり方もあるだろうということの一方で、応益性、要はリフトを使ったことに対して課税した場合、そこから得た収益と税収というのを広くリフト以

外、索道以外も含めて村内一般のところで使えるのかというところが一つ税の応益性の議論からして疑問があるということが言われております。

それから、応能性の部分です。受益者に負担をしていただくわけですけども、リフトに来ていただいている方々、つまり日帰りの方々もいる中で、そういった人たちが一概にそれほどのお金を持っているといえるのかというところのところで懸念材料として挙げられていたというところがございます。

それから、別荘等所有税に関してですけども、熱海では事例があるわけですけども、さっき議員がおっしゃったような、いわゆる外国人の経営施設がふえているというところに関しては、ここは、検討委員会の中でも委員の方々からお話があって、特に外国人の宿泊施設等に関しては、これが、お金が、例えば住民税等がしっかりと補足できないんじゃないかというところと言われていて、こういったことに関しては宿泊税というような形でとったほうが、より公平な課税というのができるんじゃないだろうかという、そんな意見もあったところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） それは、報告書の中にも載っているとおりを、今、副村は挙げてくれたことだと思うんですが、その、リフトの応益性とか応能性ということについては、それ、みんなが金持ちだけとは限らないからというんですけど、だけど、使う目的がその村のスキー場の雪が不足しているならそれに使おうといたら、応益性も応能性もクリアできると私は思うんですけど、これは専門的な知識の方たちにもんでもらえばいいことだと思うんですが、そういうところに村民の疑問を持っている方たちをどんどん入れて議論してほしかったんです。

これ、諮問機関の委員の皆さんだけじゃなくて、そのことを私はちょっと残念に思っているんで、村長、そのあたりどうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） すみません。

リフトのこの降雪機というところに関して言えば、この財源というのは使い道とそれに照らしてじゃあどういった財源がいいのかというところだと思うんですけども、例えば降雪機ということ言えば、これは私の個人的な見解ですけども、今、既に架空索道で自分たちの経営努力として降雪機を入れているわけです。その点に関して言えば、まさにリフト税ではないですけども、自分たちのところでそのリフト料金の中からそういったものを出しているということですので、それを新たな財源であるということは、今回の話の中ではあんまり議論にならなかったのかなというふうなことを考えております。

いろんな事業者の意見を聞きながら検討ということですけども、少なくとも検討委員会とワーキンググループの中では、宿泊あるいは索道だけではなくて、ワーキンググループの中は特にいろ

んな観光の事業者、農業等も含め入っていただいて、議論をしていただきました。というのが、この1年間の経過でして、今後に関しましても、これから村の庁内での整理というのがあって、これからどうしていくんだという村の方針が出たときには、そのときにはまたいろんな事業者の方含めて議論していった説明をしていくという必要があるのかなというふうには考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 今、副村おっしゃったことは、皆さんいろいろな業種の方が集まってやるということを諮問機関で言われた、その検討委員会の中でもうちよっとたくさんの方で、議論百出で答えがまとまらなくてもいいと思うんです。意見は我々も、村民の人からの意見が出ることも大事なことで、そこから精査をしていって、これはいいよね、これはだめだよよねというのを取捨選択していく中でいい答えを出せば、これが本当の意味の私が行政のあり方だと思っていますので、今後は続けてもしいかれるような機会があったら、ワーキンググループなんかの皆さんもお若い方が入ったり、大勢の人が来られたみたいですけど、やっぱり一人一人がきちんと意見の言えるような状態で時間をかけてもうちょっとやっていただきたいと思っています。

それから、仮にという言葉を入れてしまったものでいけないんですが、この使用目的、使用先を説明いただきたいということに対して、仮のあれだからということで村長は答弁されましたけど、私のほうからちょっとあれですけど、去年の12月の、去年じゃないです、きのうの太田伸子議員の話の中にありましたけども、観光財源を一体何に使うんだといったら、そのお金は観光局に入れるんだという答弁があったというお話はきのうあったと思いますが、村長、そのことについては、きのう余りしっかり答弁がされていなかったんですが、そういう答弁はされたんですね。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） これまで行政として観光財源を確保して、それを丸々観光局に入れるんだということの説明はしておりません。

この使い道の中で、先ほど村長の答弁でも申し上げたとおり、例えば景観整備とか二次交通整備、情報発信の強化と、こういったいろんな使い道の候補があるという中で、この使い道に応じて各それぞれの事業主体にお金を配分していくということは、今回の検討委員会の報告の中でも言われていることです。その中で、例えば商工会だとか振興公社、あるいは観光局というところに事業の使い道の目的によっては、そのお金が行くということも当然あるでしょうけれども、一概にそれを観光局の財源ということに充てることを目的として、今回の観光財源の話を考えているわけではないということは申し上げておきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 村長の口から答弁されたものを村長じゃない人が言うのも何かおかしな話ですけど、それはそれでいいです。

今、観光局の話が出ましたんで、続けてお話すると、きのう、田中榮一議員のほうから観光局は立ち位置は違っても一緒にすべきじゃないかという話の中で、私はあくまでもやっぱり今回の421施設の人たちが決意書を出した一番の根本的な理由は、観光局のあり方がおかしいと疑問を持っているからああいうものを出したんです、本当の意味は、

それは、村長は何か観光局の会員が減ったのは、高齢者の云々だとか、それも一部あるでしょうけど、観光局に対しての不信感を持っている会員が多すぎるからこういうことになったんです。そのことをちょっと認識してほしいなというふうに思うんですが、その見解の相違ということがあるから、これはしようがないんです。それから、ちょうど2年前の6月の定例議会で、ちょうど2年前なんですけど、当時の篠崎久美子議員が、その観光局の今後の運営についてという項目で一般質問されているんです。

そのときは、現状の財政では3年先には存続が難しいというふうに答弁されているんです。もう、その3年からちょうど丸2年たちましたから、あと1年しか残っていない中で、手数料収入を含めた財源を見つける必要があると、手数料収入以外で、それから、その村の委託事業以外の事業経営についても研究しつつあるということで、いろいろな形で、きのう村長はグッズの販売とかなんていうような話もされましたけども、これについては、きのうの田中榮一議員のように、もうどんどんいろいろなものが縮小しているんだから、だから、その検討委員会の一番最後のほうにもありますよね、観光協会、観光局、それから、いろいろな団体にされたものを統一して会員を統一化して、組織も一本化するというようなことが、この検討委員会の最後のほうに書かれていますよね。このことについては、村長、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 2年前の篠崎議員の質問に対する答弁に関してお答えいたします。

2年前、このままだと3年くらいで観光存続が危ういというのは、当時の剰余金取り崩して運営しておりましたので、このまま取り崩していけば本当に3年くらいで枯渇するということでそういった答弁をしたかと思えます。

その後、観光局でも、それでは、当然、白馬の観光を担う団体でありますので、いけないということで経費の見直し、例えば旅費がかかるような駅でのプロモーションはやめて、全てどっちかというインターネットを通じた効果的なものに切りかえるとか、いろんな改革をして経費の節減をしたということ、あと、議員もおっしゃいましたけれども、16期の予算を見ていただければ、事業収入は700万から2,000万円伸ばしております。そういったいわゆる自主事業による収入をふやすといった努力の結果で、局がまだまだ続けられるというところでありますので、別に、そのとき3年でだめになるからといって、3年でだめにならなくてよかったというふうに評価していただければと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 3年もてばいいということにあれば、希望的、将来的な希望を持ってやっていければいいかなと思いますけど、いずれにしても宿泊事業者の皆さんは、そういう言葉で言ったら不信感です、こういったものを皆さん持っているということだけは、村長を含めて認識をしていただきたいと思います。

それから、村長にちょっとお願いですけども、かつて白馬村の村長では、本当に村長の友人のお父さんであります、太田新助さんという村長は、私は、父からずっとそのことを言われているんですが、この村のために何ができると、自分は何をしなきゃいけないかということを実際に考えて、この村を引っ張っていった唯一の村長だということを実は父から言われていまして、私の父も地元のバス会社に在りまして、猿倉線をつくったり、青鬼線をつくったり、そのときに村長室へ毎日行って、「村長、どうしたらいい」と、「じゃあ、道直すでお前、それじゃあトラック、改造したバスでもいいから動かせ」と、それを当時の松本電鉄の社長の瀧澤知足から、「あれを動かせるのは私の父しかいない」ということで、そういうものを実績をもってやってやって、登山客がこれだけ来るとこにしたという、それはもう太田新助という村長がすばらしい能力とそれから行動力があつたからだと私は聞いています。

どうか村長は、だんだん難しい時代の経営にはなるかと思いますが、そういう過去にすばらしい村長がいたということの一つの目標に、ぜひ、立派な村長であつたということと言われるような努力をしていただきたいと思います。これ、村長に今後も村長でありつづける以上は、ぜひ、頑張してほしいなと思っています。

それから、2番目に行きます。

2番目の質問です、これもきのう丸山議員なんかも質問されたもんですから、重複されるかと思いますが、また違った観点からお話を聞かせていただければと思います。

環境基本条例の見直しについて。

1、現在、村内に適用されている環境基本条例は、緩すぎて多くの外国人等によって売買されて虫食い状態にあると思われる。外国人所有の土地面積は現在どのくらいあるのか。

それから、2番目、このままだと白馬のすばらしい景観が将来的に見苦しい状態になると危惧しています。どこかで線引きをしなければいけないと考えるんですが、村長の見解をお伺いします。

それから、3番目に、村に提出されている確認申請は何件あるのか、大型と思われる3,000平米から5,000平米までの件数について何件あるか教えていただければありがたいと思います。

それから、4、土地開発と環境保全は相反する事項であるが、この兼ね合いを、村長、どのように考えているか。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の、環境基本条例の見直しについて、4つの項目で質問をいただいております。

りますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、外国人所有の土地、面積についてのご質問ですが、平成31年1月現在における外国人と思われる者の所有する土地は659筆、面積で29万8,492.1平米です。

2点目の、このままだと白馬のすばらしさである景観が将来的に見苦しい状態になるのではないかと危惧しています。どこかで線引きをしなければいけないと考えるが、村長の意見は、との質問でありますけれども、見苦しい状態という定義については個人差があるかと思いますが、私の考えを申し上げますと、少なくとも観光地において廃屋が立ち並ぶ、または、沿道に廃屋が見受けられるような状況であるというふうに思っております。

本村においても、一時期には廃屋が散見しておりましたが、最近はかなり減少をしており、他の観光地に比較しても少ないほうではないかというふうに感じているところであります。

線引きについてであります。建築物の用途といった視点でお答えをさせていただきますと、数年前の長野県都市計画審議会において、住民からの意見として用途地域を定めてほしい旨の意見がありました。白馬村のような小さな村では、規制をするのは好ましくないという結論になったと聞いております。

平成28年の開発基準の見直しを諮問した環境審議会においても議論に上がり、近隣地区の事例が県の委員より報告をされ、用途地域は設定したものの有名無実である事例が多く、白馬村にそぐわないとの意見があったと聞いております。

村が進めている景観法に基づく景観計画において対象地域を定める中で、どのような区域設定ができるか、さらに研究を進めたいと考えております。ただし、景観法は届け出・勧告による緩やかな規制誘導が基本ですので、極端な規制、例えば景観がよいからといった理由の個人財産の売却を制限するなどとは不可能だと考えております。

3点目の、建築確認数の質問にお答えをいたします。平成30年度中、1月から12月までに役場経由で出された件数は99件で、うち3件は3,000平米以上で、いわゆる開発行為の対象となる案件でありました。

平成31年に入ってから40件で、今のところ3,000平米以上の申請はまだ出てきておりません。

最後に、土地開発と環境保護は相反する事項であるが、この兼ね合いをどのように考えるかとの質問であります。大変難しい問題であります。

私は常々、先人から受け継いだ雄大な白馬連峰の眺望は、何にもまして守るべき白馬の財産であると考えております。この山々こそが国内外の多くの人々を魅了する最大の観光資源であります。その懐に住む人間がいかに自然の恩恵に沿った開発をするかは官民が考え続ける命題であり、経済的恩恵を受ける建築物や工作物は、雄大な自然を引き立たせるための脇役であることを認識する必要があります。

まさに、行政、事業者、設計業者、建築業者、住民、それぞれの立場で考え続けていくべき永遠の課題であります。

また、整然と耕作された田畑、草刈りをされた田園風景、手入れの行き届いた建物等が、多くのお客様を魅了する大きな一因であると考えております。しかし、建物への趣味趣向、例えば意匠形態、色彩は、個人・年齢層によっても異なり、建築物の仕様など時代の経過も踏まえると、一概にどれが正しいとは言えませんので、景観計画において、どうバランスをとるかが今後の課題であるというふうに思っております。

以上で、2件目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は、答弁も含め、あと11分です。

質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 一番目の回答ですが、691筆で29万8,000平米というと、ちょっと単純に感覚が出てこないんですが、スノーハープグラウンドの部分で言ったら何枚分ぐらいですか、ちょっと計算できる方いたらやってください。29万8,000平米というのは、とんでもないと思うんですが。（「約30町歩」の声あり）30町歩というといらい……。 （発言する声あり）100メートル3キロ、それはえらいことだな。これは、村の中にぽつんぽつんと、こういう虫食い状態で作っているということで、私は虫食い状態といったんですが、今、最後の回答に村長が言ったように、非常に難しい問題だということもありますけども、これ、これだけの土地が外国籍の方に買われているということ自身が非常に私はゆゆしき問題だと思っているんですが、これは、売っちゃいけない、買っちゃいけないというわけには行かないんで、これを何とかの形でコントロールできるようなものにしていかなきゃいけないというのは、今回の私の一般質問ですけど、答えが見つからないことだろうとは思っています。

それで、2番目の、その線引きをすべきじゃないかといったのは、この小さな白馬村の中では、線引き難しいよねというのは、先ほどの村長の中にありましたけども、さらに、その30ある行政区の中でも、例えば国道とJRの東側の景観、アルプスを見てあれする景観のほうにはそういうものは建てさせないとか、それから、八方とか私のエコーランドのような西山のゲレンデに近いほうは、そういうところは建物は建ててもいいよとか、少し何かそういう意味でのゾーンニングをするような仕組みを何か考えたらいいんじゃないかなというように思っているんですが、これも一つの要望なものですから、村長、聞いていただいたらいいと思います。

それから、3,000平米から5,000平米のものは、今、99件で3件が3,000平米だと、これは、そのあたりは、きのう、丸山議員が質問されたように、その3,000平米以下のものについての規制もやっぱりということで行けば、もっともっと精査されたものになっていくような気がするんですが。

村長の回答に対しての私の質問なんですが、もう質問そのものは正直言ってもう返ってくる答え

が余り、大きな力で返ってくるものではないと思うんで、ちょっと一つだけ、先日あった事例をお話させておいていただきたいと思いますが、私のエコーランドのところで三十数年一緒に宿泊業をやっている女性のお宿さんの方が、当時、そんなにいるさい規制のない中でお家を建てた関係で、今現在は、お隣の地積の中に屋根雪がどどと落ちると、少しこぼれるらしいんです。そのためには、雪どめをつければよいということなんですけど、うまくやると屋根を引っぺがしたりとかと過去にやったことがあるもんで、できればそのまま落としてほしかったんだが、たまたまそこに外国人が土地を買ってコンドミニアムを建てると、そのコンドミニアムを真つすぐしたコンドミニアムだったら別に何の問題もなかったんですが、その片っ方は八方のほう、片っ方は五竜のほう見えるという変則的なものを設計されて、それで地区の景観形成委員長のところに、これで印鑑押してくれということできたことに対して、彼女は、私のうちから屋根雪が落ちて、その屋根雪の落ちるほうに玄関だけはつけなんでくださいね、私は、そのことの心配をするほうがもう心が苦しいんですということ、再三お願いをしたんですが、結果、地鎮祭の前日に説明に所有者夫婦が来て、説明をして、位置をこういうふうに角度を変えるか、設計そのものを変えるんじゃないか、そのかわり屋根雪が落ちるところにはうちのほうで塀を立てさせてもらって、お宅から落ちる雪はとめるよ。それも、私は自分のとこから落った雪があれするから苦痛だからそちらにしてほしいといっても、設計屋さんも中に入ってルールどおりにやっているんだから問題ないじゃないかの一点張りみたいなもので、私は、そこがおかしいと思うのは、もともと住んでいる方たちの権利が守れないような、景観のあり方とか、こういう規制のあり方とか、こういうものはやっぱりおかしいと思うんです。

この、押しなべて村に住んでいる皆さんは、みんな心豊かにこの自然の中で暮らしていければ一番いいと思っているのは、そのためには、お互い触れ合って話し合っていけば済むことだと思うんです。それが、その規制がこうだとか、こういうルールだからと、それじゃあ、全然、私、先ほどの話の堂々めぐりと一緒に、やっぱりそこにちゃんと行政が入るなり何か話し合いの場所を設定してやってあげなきゃ、この人は多分、私、心臓が具合悪くなって、健康にも害が出てくるんじゃないかという非常に危惧するんです。

私どもエコーランドは、平成6年に景観形成条例をつくった第1号なんですけど、それも、もう時代の流れとともに変化していますので、去年の私の9月の一般質問の中にありますけど、そういうことも踏まえて内容を変えていかなきゃいけないということを感じています。そのためには、行政もぜひ協力していただいて、譲れるものは譲るけど、これだけはやめておこうよというものは皆さんで意見をまとめてやっていただければ、こういう先ほどの最初の問題のようなことも解決できるんだと私は思うんです、人間同士ですから。

村長、そのあたりは同じような年代の人間で、戦後の親が苦勞した時代に生きているから、そういうこと、相手に対する思いやりとか優しさとかそういったものを、僕は持っている人だと思っているので、そのあたりをぜひ期待したいと思っています。

そういうことで、もう一つすみません。今、時間よろしいでしょうか。

関連になりますけど、去年、藤本副村とちょっとお話する中で、総務省としては公共に関するこの、他に入区する場合に、公共に関するものについてはお金をとっていいんだよというのは、先日の区の役員のしおりのようなものにも載っていたような気がするんですが、その外国籍の方たちは、この委員会の中で、ケビンさんなんかもおっしゃっているように、外国人経営者は、日本に法人もつくらなくて固定資産税だけ払って本国へ帰っているから、ここで事業税も払っていないと、それについては、この問題と別荘税というのは、私が先ほど説明させてもらったようなものと絡めて、ちゃんとして、その人たちがどこの太郎兵衛で連絡先はどこでというものもちゃんと把握できる、きのうの丸山議員のようなきちっと精査されたものでいけば、警察とか保健所だとか、それから地域の人たちの情報とかで合わせていったら、そういう人たちがなくなって、もし仮に犯罪だとか火事だとかそういったものが出たときでもすぐ連絡ができるようなそういう区のあり方というか、そういうものにしていきたいと思っているんで、総務省の考え方としては、そういう村の行政のものの中でも、インフラに関してのものについてはお金をとっていいというようなお話でしたよね。それをちょっとお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 総務省といますか、地方自治法上の制度で、分担金あるいは負担金というものがございます。これに関しては、今、特に分担金に関しては、特に観光地のエリアマネジメント、その観光地のごくごく一部の地域において例えばニセコのひらふ地域なんかですけども、そういったエリアのマネジメントをそこにおられる住民の方々がしていくということに当たって、そういった分担金をとりながらやっていこうということも考えておられる事例があるようです。

たしか、国交省だったかと思えますけども、国交省のほうでも最近はそのような制度をいろいろ積極的に活用してほしいということを言っているというふうに記憶しております。

ここで言うと、例えば各その地区内の事業者の方々、あるいは住民の方々から少しずつ負担金というようなものをいただいて、ただ、その負担金はある種公金として徴収されるわけですけども、ただ、その収入は全てその地区のローカルのコミュニティーのほうにそのまま行って、そのコミュニティーのところで、例えばごみ処理ですとか街灯をつけるですとか、そういった、その地区の魅力を上げていく、あるいは、地区を維持していくというそんな活動に使われるということも制度としてはあるということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は、答弁を含め、あと1分です。

第1番（太谷修助君） そういうことで、前向きに検討できることだったらぜひ検討していただいて、非常に精度の高いルールにしていただければと思います。

これ、一番冒頭、最初に、私、質問することにちょっとあれしました。きのうの丸山議員が地元

同意書を廃止した理由というのをはっきり大きな声で教えてくれと、きのう、電話がある方からありましたので、それについてちょっと再度、お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼参事兼総務課長（吉田久夫君） 地元同意を、開発に当たっての義務づけというのは、旧建設省での通達で、「行き過ぎた行為」ということで、再三にわたって地方自治体のほうに通知が流れているということがございましたので、これについてはその通達に基づき廃止をするというような経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷委員。

第1番（太谷修助君） 最後にすみません。その「行き過ぎた行為」と、どういうことがあったんでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

参事兼参事兼総務課長（吉田久夫君） 「行き過ぎた行為」というのは、それを担保なければ開発行為を認めないということが行き過ぎた行為ということで、いわゆる法令等に基づいて開発計画がされているものをそれがないうちに許可をさせないということが行き過ぎた行為ということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

第3番（田中麻乃君） 3番田中麻乃でございます。本日は、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

まず初めに、登下校時における防犯対策の推進についてです。

5月28日に川崎で起きた20人殺傷事件を受け、衝撃と不安が広がっております。子供たちが朝、元気に「行ってきます」と学校へ行き、「ただいま」と無事に帰ってくる日常がいかに幸せであり、また、当たり前ではないのだと思い知らされた事件でありました。

村内でも小学校低学年の生徒が、徒歩で下校途中に犬にかまれて、3針を縫うけがを負った事件がありました。犬にかまれた後、自宅に帰る30分もの間、誰にも会わず、助けを求めることもできず、泣きながら一人で歩いて帰ったそうです。想像するだけで胸が痛みます。

どうやって子供の安全を守るのか、改めて問われております。

そこで、以下について伺います。

1、川崎殺傷事件後、村はどのように受けとめているかを伺います。

2、村で起きた犬にかまれた事件について、村の対応と考えを伺います。

3、平成30年6月に新潟市で下校途中の小2女兒が殺害された事件を受け、政府は昨年6月に登下校防犯プランをまとめました。村ではどのように取り組んでいるかを伺います。

4、白馬村地域公共交通網形成計画における村民アンケートでは、通学バスを要望する保護者は7割近く上りました。要望に対して村の考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 田中議員のご質問の中で、村の考えを私に問われてもちょっと無理がありますので、教育長の立場で登下校時における防犯対策の推進について答弁をさせていただきます。

5月28日、川崎市多摩区の路上で発生した殺傷事件では、スクールバスを待っていた児童らが刃物で次々と襲われるという事件に、大変大きな衝撃を受けました。亡くなられた保護者男性と女兒のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われました全ての方々にお見舞いを申し上げます。

さて、当事件をどのように受けとめているかとのことですが、今回の事件は典型的な無差別殺人であり、想定外のしょうがないものだと考えております。スクールバスの活用は、犯罪や交通事故に巻き込まれる可能性が低いことから安全であるといった認識は大きく揺らぎ、大勢の子供たちが集まる場所は、逆に犯罪のターゲットになりやすいといった教訓を受けるものであります。

被害を受けた小学校が開いた記者会見によりますと、犯人は声を発することなく無言で児童らを襲い、児童らは襲われる直前まで犯人の存在に気づかなかったようです。このような事件では、従来行ってきた児童生徒への具体的な指導であります、危険を感じたら近くの建物に入ることや、大きな声で近くの大人に助けを求めることも、十分な対策にはなり得ないわけで、今回のような犯罪から身を守るために、逃げる、大声で叫ぶ、防犯ブザーを鳴らすといった行動を躊躇することなくとれるよう、防災と同様に防犯訓練も定期的にも実施することも大切であると感じているところであります。

2点目の、本村の小学校低学年児童が、下校時に通学路途上にあります人家につながれた犬にかまれて怪我を負った事案に対する考えについてでございますが、両小学校では、これまでも年度当初の集団登校の折に、PTA校外生活指導部の皆さんの協力を得て、通学路の安全点検活動を実施しており、その結果は、地区児童会や保護者通知によってフィードバックされています。

また、教育委員会では、通学路安全推進会議による通学路交通安全プログラムを毎年実施しております。このプログラムは、登下校中の児童の列に自動車が入り、児童等が被害に遭う痛ましい事故の多発を受けて始まったもので、交通安全の観点、防犯の観点、防災の観点から、危険箇所

の把握と改善を行なっているものです。今後も保護者を初め、各方面から広く情報を提供をしていただく中で、着実かつ効果的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、登下校防犯プランに基づく、本村の取り組みについてですが、昨年5月に新潟市で発生した7歳児童が下校途中で殺害されるという痛ましい事件を受けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、登下校防犯プランがまとまりました。

このプランは、登下校における児童生徒等の安全を確保するため、登下校時の総合的な防犯対策として5項目を掲げています。地域における連携の強化。通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善。不審者情報等の共有及び迅速な対応。多様な担い手による見守りの活性化。子供の危険回避に関する対策の促進。

本村におきましては、地域における連携の強化では、毎年、村内小中学校と白馬高校のPTAで組織する白馬村4校校外生活指導連絡会を開催し、協議、情報交換を行なっております。

通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善につきましては、昨年度は、通学路交通安全プログラムにおける現地調査とあわせて、緊急点検を実施をしました。

不審者情報等の共有及び迅速な対応につきましては、従来から運用をしているきずなメールの配信を迅速化し、提供する情報に関しては、大町警察署の協力を得ながら不審者情報の提供等に努めております。

多様な担い手による見守りの活性化につきましては、危険に遭遇した子供の一時的な保護、警察への通報等を担っていただく子どもを守る安心の家について、運営主体であります警察、教育委員会と学校が連携して、その更新と新規協力箇所の依頼に努めております。

子供の危険回避に関する対策の促進につきましては、各校において防犯教育を行ない、安全確保対策について取り組んでいるところであります。

最後に、白馬村地域公共交通網形成計画における村民アンケートの結果による通学バスの要望に対しての村の考えであります。地域公共交通網形成計画におけるアンケート結果を踏まえ、子供や家族が安心して負担のない暮らしを支える公共交通を確保するために、既存路線バス等の活用と積雪時等の相乗りタクシーの運行を検討することになったものと思います。

教育委員会としましては、登下校防犯プランにおいて、スクールバス等の活用した登下校の安全確保の推進が掲げられていますし、防犯面にとどまらず、熊出没への対応や、冬季の気象条件や降雪による路面状況、また、昨今の夏季における異常な暑さ対策など、児童生徒の安心安全な登下校に、公共交通の利用は有効な手段と考えております。

既に機関決定されていますスクールバスの運行の早期実現に向け、今後、総合教育会議の協議題として取り上げ、協議、調整してまいりたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ただいまのご答弁では、スクールバスに関しては総合教育会議ですかね、そ

ういうところで検討をしていくというお言葉をいただきました。

この質問を作成した背景でございますけれども、児童の安全を第一に考えるのであれば、一刻も早くスクールバスを導入すべきだということを、村長を目の前にしてこれから再質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、警察庁によりますと、路上における殺人や殺害など、身体犯と呼ばれる被害の件数は年々減少しておりますが、13歳未満の子供が被害者となるケースは、ほぼ横ばいで推移しております。2018年は573件、被害に遭う時間帯は登下校時に集中しているとのことですが、白馬村での子供の被害件数についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 平成30年度におきまして、警察等の情報によりますと、写真を撮られたですとか、声掛けの事案、こういったものは3件程度あるということがあります。ただ、実際に傷害ですとか、連れ込まれるですとか、そういったことには至っていないと、そういう報告を受けています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ただいま述べていただきました実数値以外にも、被害に遭っているケースはあると考えております。例えば、性犯罪に遭った場合はどうでしょうか。命はとられなくても、被害に遭ったその子の傷は大きく、その子の今後の人生に多大な影響を与えます。さらに、その子の傷を考えると警察に行けない、被害を訴えることはできず、泣き寝入りをするケースが多いと聞いております。何か起こってからでは遅いと、そういう危機感を保護者は持っております。今見えている実数値にとらわれずに、冒頭でも申し上げましたように、川崎事件や新潟市小2女児殺害事件も白馬でも十分起こり得る可能性があるということを念頭に置いた上で、質問にお答えいただきたいと思っております。

まず、犬にかまれた事件ですが、その問題点はどこにあるとお考えかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） この4月に起きた事案でございます。先ほどの答弁でもございましたとおり、昨年度の新潟の事件を受けまして、特にそういった子供の死角になりやすいところ、そういったところを点検せよということで、緊急点検を実施いたしました。その際に、本村におきましては、熊の出没が昨年度非常に多かったということで、国のほうの資料とは別に、そういった鳥獣被害がありそうな場所、例えば、草が生い茂った箇所、そういうようなところも点検をしております。

ただ、今回はつながれた犬ということで、その点につきましては、通学路上のそういうところのチェックというのは、確かに漏れていたかと思っております。

ことしにつきましても、先ほどの登戸の事件ということで、また緊急点検を予定をしております

ので、ことしにつきましては、既に学校のほうからは児童生徒に飼い犬等にも十分注意はせよということは言っておりますけれども、保護者あるいは関係者の目で通学路をもう一回見て、そういったとこまで配慮をしていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） かまれた児童におきましては、学校から距離のある自宅まで子供が一人で歩く一人区間であったというところがございます。この一人区間におきましては、どんなにお友達と一緒に帰ってはいいても、余りにもその友達と別れた後に自宅までの帰る距離が一人で、その間に、ご答弁にもありましたけれども、見守りの家も恐らくなかったんであろうと思われれます、誰にも助けを求めることができなかつたというところですので。この見守りの空白地帯が生じていることが問題であつて、今田中課長のご答弁にもありました、これから把握をされていくということなんでしょうか。村は、通学路の一人区間の把握というのと、あと、その一人区間における見守りの家の配置というものの把握というものはされているのでしょうか。これからされるということですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 昨年、子育てのガイドブック、こちらのほうにも子どもを守る安心の家を掲載させていただきました。ただ、実際地図上に落としてみますと、確かに、例えば、何メートルおきにあるとか、そういう状態にはなっておりません。ことし、警察のほうに依頼しまして、新たなステッカーを何枚か今用意していただいておりますので、これからPTAの協力を得ながら、そういった空白区間をピックアップして、その間にある人家、あるいは事業所、そういったところをお願いしてまいると、そんなことで考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひ満遍なくその空白地帯をつくらないようにしていただきたいと思います。

やはり登下校時における総合的な防犯対策の強化というのは、警察、学校、自治体の3者が地域住民等と連携することが不可欠になってくると思います。地図を作成して、見守りの家を満遍なくお願いしていく。さらには、見守りの家があつたとしても、子供たちが何か遭つたときに駆け込んで入っていくという訓練がなされなければ、なかなか声を上げることはできないと思います。そのことに関しても、今後どういう形で取り組んでいくご予定なのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） お答えします。

その点につきましては、まだ具体的な予定というのは立っておりません。ただ、よその自治体の例を見ますと、通学路上の安心の家、こういうところに実際の子供を連れていって、お互いに顔見知りになると。気兼ねなくといいますか、何か遭つたらすぐ入ることができる、というような取り組みもしておりますので、できればそのようなことを学校と協力してやっていきたいというふ

うに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。教育長。

教育長（平林豊君） ほかの対応なんですけども、以前はGISで通学路を全部つくった経緯があるんですけども、教員の人事異動により、現在そのデータが残っていないということで、現在、税務で取り入れているパスコのGISを使って、通学路をその地図に落とす作業中であります。その中に安全の家とか、どこからどこまでが一人の区間になっているか、それを全部一応各学校のほうで把握していきたいと、そんなような取り組みを県でやっておりますのでお願いしたいと思います。

それで、先ほど言われたように、犬にかまれたお子さんは、実際2人で下校をしていたと学校からは聞いていますので、その点はちょっと食い違いますので、お願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 2人で登下校をしていて、別れた後にかまれたというふうに聞いております。なので、一人のときにかまれて。（発言する声あり）はい。なので、かまれた後に誰にも助けを求めることができずに歩いていたということです。恐らく子供が一緒であれば、誰かを呼びに行ったりとか、そういうこともできたであろうと思うので、そういう質問をさせていただきました。

これから今後進めていくというところで、ぜひお願いしたいというところもありますし、恐らくその地域性にもよるんですけど、見守りの家があるからといって、やっぱり入る訓練を、助けを求める訓練をしていないと入りづらいといった声も聞きます。もともと地域コミュニティがしっかりしていて、行政区がしっかり子供の顔を把握していると、昨年度、北朝鮮からのミサイルが飛んだときに、ちょうど登下校中だったんですね。そのときには、子供自体は行政区がしっかりしていると、見守りの家に入って、助けを求めた子もいるというふうに聞いています。そういったところで、防犯に関しても、そういった子供と地域が、何か遭ったときにお互い助けを求めることができるという方向をしっかりつくっていただけたらなと思います。

答弁にもありましたが、夏の異常気象による通学の対策についてお伺いさせていただきます。

これから迎える夏に向けて、連日の猛暑の影響は児童の体に残り、突然の熱中症や予期せぬ体調不良が起きる可能性があります。既に5月後半の猛暑日におきましては、1年生が熱中症と思われる症状で、次の日学校を休むという事例もありました。暑さ指数WBGTが危険数値を示すような日に、遠距離の登下校を行なわせるのは危険であると教育委員会も把握はされているとは思いますが、子供を送り出す保護者の心情を真摯に受けとめていただいた中で、登下校時、夏の熱中症対策はどのようにお考えかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 熱中症対策ということですが、昨年度、非常に暑かったということで、水分、水筒、荷物が重くなるんですけども、水筒を持っての登下校という

ことをすぐに実践いたしました。

今年度も報道によりますと、エルニーニョ現象ですか。非常に暑くなるという報道、また一方では、昨年ほどではないという報道がございます。状況に応じて、昨年度と同様の水分補給等については、各校のほうへ実施指示をしまいたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） そもそも夏からスクールバスを出していただければというふうに思っているんですけども。

その前に、そもそも子供たちのランドセルがとても重いということについて述べさせていただきます。

昨年9月に文部科学省から、児童生徒の携行品にかかわる配慮について教育機関に通知が出されているかと思えます。衆議院で教科書の重量化問題に関する質問が出されたことから発せられておりますので、内容を簡単に述べさせていただきます。

大正大学の白土健教授によると、「小学校1年生から3年生の児童20人のランドセルの重さをはかったところ、最高で9.7キログラム、最も軽くても5.7キログラムあり、平均は約7.7キログラムであったとのことである。最も重い9.7キログラムのランドセルを背負っていたのは小学校1年生の女の子であったが、文部科学省が2016年に公表したデータによると、この学年の女子の平均体重は20.8キログラムであることから、体重の約半分の重さを背負っていることとなります。児童のランドセルの重量が重過ぎると、背部痛が増す傾向にあるため、アメリカカイロプラクティック協会は体重の10%以下を推奨している。このことに鑑みても、体重の50%に迫る重さを背負うのは異常な状況と思われる」とあります。

白馬でも同じ状況でして、1年生は、玄関で座って靴を履いてから、ランドセルの重さで立ち上がることができないと、保護者の間でも話題になるぐらいとても重たいです。白馬の小学校も教科書を置いて帰る、いわゆる置き勉というのは、先生によって対応が異なるそうです。大人でも約8キログラムのかばんを背負って猛暑の中歩くのは大変過酷でありまして、さらに、小学生におきましては、自分の体重の半分の荷物を背負って、さらに暑さでもうろうとしている中、変出者に遭ったときは、すぐに逃げることはできませんよね。その子供の体の発達のことであったり、リスクを考えて、せめて学校で統一して置き勉ができる、置き勉が可能にしてはいかかかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 児童生徒の携行品に係るご質問に答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、昨年9月、こういうことで文科省のほうから通知があるというのは、非常に異例なことだったと思うんですけども、重いランドセルに対して配慮をせよということで、具体

的な取り組み事例、こういったものが文科省のほうから通知されまして、当教育委員会でも3校のほうへ指示をしたところでございます。

この4月も、じゃあ実際に今のような取り組みをしているのかということで、教育委員会のほうから各校のほうへ紹介をしております。これによりますと、特に南小、北小の関係でございますけれども、家庭学習で使用する予定のない教材等については、児童の机あるいは後方のほうにあるロッカー、こういうところに置いて帰ることを認めていると。また、学期末等、荷物が集中するときには、重ならないように毎日1つずつ持って帰るような、そういった指導をしていると。あるいは、教材等について置いて帰っていいもの、こういったものを保護者のほうにも周知をしていると。一応こんな取り組みがされているということで聞いております。

具体的には、例えば、白馬南小学校ですと、家庭学習で使用する予定のない教科書や教材等は、机の中に置いて帰らせていると。これ先生のほうからの指示で帰らせているそうです。北小のほうでは、毎週金曜日に学年だよりが出されていると思いますけれども、そのところに、月曜日に持ってくるもの、あるいは毎日持ってくるものということで、学年だよりのほうに明記をして、保護者のほうにも伝えていくということで聞いております。

ただ、今先生によって取り組みが違うというようなご質問でございましたけれども、教育委員会といたしましても、学年に応じて、宿題のほかにも予習ですとか復習、こういった家庭での学習課題を適切に生かすということについては、非常に重要なことではないかというふうに考えております。ただ、その重要性を踏まえつつも、今おっしゃいましたとおり、何を子供たちに持たせるのか、何を学校に置いていったらいいのか、そういったことを各学校が保護者と連携して、みんなが理解できるような形で推進していくことが大切ではないかというふうに考えております。

月に1回、校長・教頭会議等も開いておりますので、その折に、再度学校のほうには確認してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 恐らく低学年の子供にしてみたら、自分で判断して置いて帰るとするのは難しいと思いますので、ぜひ先生のほうに、その周知はぜひお願いしたいと思います。教科書以外にも、本当に鍵盤ハーモニカであったり、習字道具含めると、本当にすごい重さになります。子供自身もやっぱり前かがみになってランドセルを背負って通っている姿を見ると、本当に体の発達のにも問題になるのではないかなという心配もありますので、この暑さに向けての登校もそうですけれども、ぜひそのほうを徹底していただきたいと思います。

答弁にもありましたように、昨年度の村の安全点検プログラムにおいて、教育委員会では、熊の出没状況によって臨時的なスクールバスの運行を対応施策としてご答弁にありました。以前に熊の出没で臨時的にスクールバスの運行をされた実績があると思いますが、そのときの運行状況につ

いてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

こちらにつきましては、平成22年になります。4年に一度、熊が非常に出没するといった、ちょうどその年に当たりました。春から非常に出没が多くて、特に9月、10月、これが本当に子供の通学路になり得るようなところまで出没がしてきたということで、それまでも熊の対策というのはいろいろ図ってきたわけですが、ちょっとそれでは足りないということで、期間で言いますと、11月の8日から11月30日までの間、こちらについて臨時的にスクールバスを出しております。これは公共交通ということではなくて、村が直接緑ナンバーの事業者、貸し切り事業者のほうをお願いをして、バスを出していただいたという経過でございます。

実際のルートとしましては、白馬北小の学区の中部地区、松川より南の地区になりますけれども、こちらのほうを3台のバスで回しております。また、川北地区については、各ご家庭の送り迎えということで対応をいたしました。白馬南小につきましては、名鉄地区につきまして、役場のマイクロバス、あるいは10人乗りの車、こういったもので職員が送迎したという経過がございます。また、南小の東部地区につきましては、各ご家庭の送り迎え等をお願いしたと、そういった経過がございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 運行した期間も11月の8日から11月30日までの約1カ月間ということですよ。その期間にかかった予算についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） ちょっと契約の金額まで今記憶にはございませんので、また後ほどご答弁させていただきます。単価契約をしまして、掛ける何日分ということで契約をさせていただいています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 熊の場合は臨時的にスクールバスの運行をされたということなんですけれども、熊よりも今の日本の現状でありますと、人のほうが危ないと思っております。観光地であり豪雪地帯である本村では、冬季期間は日照時間が短く、遠隔地の子供たちは、ご存じだと思うんですけども、薄暗い中、雪が降った場合は、除雪も間に合わず、歩道もない中を登下校しなければならず、さらに、エコーランドを含む外国人観光客が多い繁華街におきましては、下校時から飲酒した観光客が路上を行き来しており、暴走した車が雪道を走るケースも見受けられ、治安も問題視されております。特に子供たちだけではなく、エコーランドの一旦停止して車を待っていると、飲酒した外国の方に囲まれて、何というんですかね、ハロウィーンの状態のように車を揺さぶられて、

横転させられそうな事件まで起きています。それは警察には言っておりませんので、実数値としては上がってきませんが、そういった治安の悪さもあり、大人でも危ない、車に乗っていても危ない中を子供たちが通学しているわけです。

安全が確保された登下校の実施は、今や困難な状態であると保護者も思っております。野生動物発生時以上に、通常の登下校時の犯罪のトラブルのリスクは高いと考えています。児童の安全確保に対する危機感を持っていただいて、熊の出没したときのように臨時にバスを出す冬に向けて、熊出没時に運行した1カ月かもしれませんけれども、降雪時の1月、2月、この2カ月だけでも臨時的なスクールバスの運行の実施をぜひご検討いただきたいと思っているんですが、その点についていかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） その状況を見ながら、教育委員会としては対応をしてみたいと思います。

ただ、教育委員会には予算権ありませんので、実際出すのは向こうになります。

議長（北澤禎二郎君） 藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 村でも公共交通網形成計画、先日策定しましたけれども、その中でも、議員おっしゃったようなスクールバスに関しましては、今後検討事項だというふうにされていて、先ほどの教育長答弁にもあったとおり、村の総務課のほうと、それから、教育委員会のほうとで今やり取りをさせていただいているという状況です。予算措置も伴いますので、すぐにとすることはなかなか難しいかもしれませんが、ただ、先ほどおっしゃったような事案ですとか、気候変動に伴う課題というのは、まさにある問題だというふうには認識しておりますので、何かしらの形でそういったものができるかどうかというのは、前向きに検討をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 公共交通網としてのバスではなく、スクールバスをぜひお願いしたいと思います。それというのは、恐らくいろんなバス、今検討をされていると思いますけれども、そこを検討しているうちに、子供たちはどんどん大きくなっていきます。私たちが直面しているのは今の危険のリスクの問題ですので、ぜひともそこは一つ置いて、夏の猛暑の対策であったり、冬の治安の問題というのは、今臨時的にぜひ出していただいて、来年度からはきちんと予算として措置をとっていただく中で検討をしていただきたいと思っています。

冒頭にも申し上げましたが、白馬村の未来を担う大事な児童の安全を第一に考えるのであれば、一刻も早くスクールバスを導入すべきだと思っております。ぜひ早い対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

学校における働き方改革についてです。

児童生徒の健やかな成長を支える質の高い学校教育を推進するためには、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することが重要です。

しかし、現在、学校が抱える課題は、学習指導のみならず、より複雑化・困難化しております。文部科学省が全国の小中学校教員を対象に実施した2016年度の調査では、自宅残業も含めた時間外労働が月80時間以上と、いわゆる過労死ラインを超えた教員が、小学校では57.8%、中学校では74.1%にも上りました。

そこで、以下について伺います。

- 1、村内における教員勤務実態調査の結果を伺います。
- 2、教員業務の見直しと業務改善の取り組みについて伺います。
- 3、教員を支える人員体制の確保について伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 学校における働き方改革について、最初に、村内小中学校教員の勤務実態調査についてのご質問であります。県教育委員会が実施しました平成30年12月1日から31日までの1カ月間の教職員の勤務時間等の調査による教職員1人当たりの時間外勤務の平均時間であり、白馬南小学校は、勤務日の勤務外時間が29時間34分、休日勤務が3時間54分、持ち帰り仕事時間が2時間18分、合計35時間46分であり、白馬北小学校は、勤務日の時間外勤務が38時間52分、休日勤務が57分、持ち帰り仕事時間が6時間18分、合計46時間7分であり、白馬中学校は、勤務日の時間外勤務が42時間12分、休日勤務が8時間49分、持ち帰り仕事時間が31分、合計51時間32分であり、全県の小中学校と比較すると、南小学校は少なく、北小学校は1時間余り多く、中学校は同等という結果でありました。

次に、教員業務の見直しと業務改善の取り組みについてであります。このように時間外労働が常態化している状況を変えようとする取り組みが、各学校で校長・教頭を中心に進められているところあります。

具体的にご説明しますと、1つ目は、学校・教員が担うべき業務を明確にし、業務の削減や分業化、協業化を進めております。内容としましては、職員会議を月1回、もしくは隔週に1回程度に設定し、会議の効率化を図る。学年会計監査を年3回から年2回に減らす。研究収録は、冊子を作成せずにデータで保存する等であります。

2つ目は、学校・教員が担うべき業務の効率化と合理化を進めております。内容としましては、会議の精選をし、学級事務に費やす時間をふやしております。また、職員会議はできるだけペーパーレスとして、印刷・製本時間等の削減をしております。さらに家庭訪問や学校だよりについて、方法や回数を見直しを図っています。

3つ目は、勤務時間を意識した働き方を進めております。内容としましては、出勤・退勤時間を把握し、職員一人一人の勤務時間に関する意識改革を促進しております。また、定時退勤日の設定

や、業務内容により、学校長から勤務時間の割り振りを命じております。

現在、教育委員会では、文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを参考に、教員の勤務時間の上限に関する方針を策定中であり、1カ月間の時間外労働時間を45時間以内、定時退勤日を月2回以上設けるなど、各校の意見を聞きながら方針を定める予定であります。

最後に、教員を支える人員体制の確保についてであります。県費負担教員の増員につきましては、特別支援教育コーディネーターの専任化及び特別支援教育教員の加配、また日本語指導担当教員や外国籍等児童生徒支援指導員の配置について、引き続き県教育委員会へ働きかけてまいります。非常に難しい状況であります。

村では、これまでも特別な支援を要する児童生徒の教育や、ICTを活用した教育の支援のために講師を配置しており、今年度も南小に3名、北小に5名、中学校に5名の学習指導員、ICT支援員、日本語指導員を配置しております。

学校現場におきましては、質・量とともに外部人材の活用が必要な分野が拡大していますが、学校だけで必要な人材を確保することが困難な状況であります。このため、教育委員会が学校と連携して多種・多様な外部人材を確保し、学校の求めに応じた人材の情報を共有することで、高い教育効果を上げることを目指しております。

小中学校に設置していますコミュニティ・スクールをさらに充実させ、さまざまな人材の確保をしてまいりたいと考えております。学校支援ボランティアの活動は、現在のところ、学習支援や教育活動支援にとどまっていますが、将来的には、学習評価や成績処理の分野等でも、教師と連携してサポートできる体制を整えていきたいと考えております。

本年度、新たに任用しました教育指導員による学校現場における授業、ホーム等の総点検を行なうことにより、これまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、みずからの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行なうことができるよう、保護者や地域の皆様とともに考えながら取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁を含め、あと18分です。

質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ご答弁いただきました教員勤務実態調査におきましては、全体的に見て、村内時間外労働は少ないほうであるといった認識であると教育委員会は把握しているのかなというところで受け取っております。

ただ、やはり全体としての平均値ではなく、北小のほうでも半分は大体6時、定時で帰り、半分以上は大体9時、10時まで残っているといったお話も伺います。個人差がやはり大きいと思うんですよね。恐らく教育委員会もお持ちだと思うんですけれども、長野県教育委員会が出しております信州発スクールイノベーション学校における働き方推進のための基本方針というところの目標に

おきましては、何のために働き方改革をするのかということ、全ての公立小中学校全ての授業で、子供たちに質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協働化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善すると。もう本当にこれに尽きると思います。それは全体でならずのではなく、個人個人がやはり長時間勤務を改善していくということが求められていると思います。

特に、2020年度から実施される次期の学習指導要領では、学習内容の削減を行なわないとあります。教える知識、技能の量は今と変わらない。むしろふえる上に、AI時代にも通用する思考力等の育成を図るという学校教育の実現に向けて、教員の授業力向上は必要不可欠であり、学校としての取り組みと自己研鑽が重要になると、ご答弁にもありましたが、なっております。長時間勤務の是正なくして授業力の向上は望めません。

教育委員会としては把握しているとはおっしゃっていましたが、勤務時間の管理システムの導入というのは、どのような形でされているのか伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 勤務時間の把握方法でございます。この4月から労働安全衛生法が改正されまして、客観的な方法によって労働時間を把握せよということが義務化されております。

しかしながら、今現在、村内の小中学校の把握方法では、表計算ソフトによります集計システム、これは使ってはいるんですけども、自己申告でございます。朝来たときに自分でクリック、帰るときにクリックというような形でございます。

今後につきましては、国の言うとおりの、例えば、タイムカードですとか、パソコンのログイン・ログアウト時間ですとか、こういったものを活用していきたいというようなことで、来年度に向けて今研究をしているところです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 出退勤の時刻の記録が、勤務管理の基本でございます。民間では当たり前に行われていることでして、先ほどから申し上げているように、個人の勤務時間を把握するというのは、恐らく昔は残業代の計算だったりということであったと思うんですが、今は、やはり健康管理のために必ず必要なものです。それは、校長や含む監督賢者である教育委員会の責務であると思っております。そこも長時間勤務の実態を教育委員会や管理職、そして、教育者本人が数値として認知することから始まりますので、恐らく自分でクリックして退室する、それが形骸化してはいけませんので、そこはしっかり教育委員会と学校の管理職もしっかり統一した見解を持って、しっかり職員の健康を管理するという上で、勤務時間の把握はぜひしていただきたいと思います。ぜひとも早いうちに導入をお願いしたいと思っております。

もう一つ、答弁にもありましたが、教員の手から離せる、ほかの人員を頼めるものであれば頼ん

でいくというところでは、岡山県美咲町立加美小学校の事例をご紹介します。

こちらは、全校生徒は2018年度で160名の小規模の学校です。恐らく公務システムであったり、いろんなものを取り入れる上では、お金、予算もかかったり、なかなか白馬のような小規模な自治体では取り入れることが難しいかもしれませんが、この学校では、教師業務アシスタントの活躍と事務職員によるコーディネートと仕組み化を実現しています。

アシスタントの仕事というのは、印刷作業、授業をしている間に翌日のプリントができていたり、教材や機材等の準備、学校徴収金の集金支払い、それにまつわる決算書類の作成があります。北小でも給食費は公営化されましたけれども、ほかのものは学校に支払っております。そういったところの削減であったり、各種配布物のグラフ等、名簿の作成、こちら先生方が全てされています。学習支援の一部ですね。九九の暗証を聞いてあげるなど、そういったところでアシスタントの方が入って、先生の業務を削減しています。今後は、採点・添削なども拡大することを検討しているそうです。

小規模の小学校でもこのように取り組んでおりますので、白馬村でもぜひ取り入れていただけたらいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 今のご質問ですけれども、制度でいいますと、スクールサポートスタッフ、SSSというような形で言われておりますけれども、文科省のほうでは、昨年度からうちも取り入れております部活動指導員、それとともに、このスクールサポートスタッフ制度、こういったものを新設しております。

長野県教育委員会のほうでは、現在、学校の通常学級がおおむね18学級以上の小中学校、昨年度でいいますと県内の102校だそうですけれども、102校には配置をしているということでございます。こちらについては県費、県の費用負担ということでございます。

うちのほうは、小学校も中学校も18校もないというので、この枠には入っていないわけですが、先ほど教育長の答弁からありましたとおり、このスクールサポートスタッフにかわるものとして、信州型コミュニティ・スクールの学校支援ボランティア、こういったものについて、これから例えば、今お話がありましたとおり、事務ですとか、コピーですとか、テストの答案の丸つけですとか、こんなようなところもやっていただければなということで、今コーディネーターともにその辺を考えているところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひいろんな方を活用していただいて、開かれた学校にしていただきたいと思います。特に、やはり先生の日常で、授業を終わった後にも、例えば、何か子供の中でトラブルがあったとしたら、その対応も、やはり授業が終わった後の保護者の時間帯に合わせて夕方

とったりですとか、時間外のお仕事というのがとても多いと思います。

それで、時間外の対応等についても、長野県の教育委員会では、時間外の一定時刻以降の電話は留守番電話等で対応するといった活動もされているんですが、白馬村ではどのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 学校閉庁日については留守番電話にしました。各学校のほうへどのような形がいいのか現在問い合わせというか、協議中であります。学校によっては留守番電話じゃなくて、携帯電話とか、何か緊急の面でも活用できるようなものはないかという話もありますんで、各校3校同じ形で対応にしたいということで現在検討をしています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 恐らく留守番電話で対応したりとかというのも、学校が終わった後に、本当に保護者の話を聞かないのかというところであったり、学校側の対応がなかなか保護者に伝わらないところもあるのではないかなというふうに思っています。やはり私たち保護者もそうなんですけれども、課題というのは、前例踏襲であったり、授業づくりが、学級経営が先生の個々にのみ委ねられてしまっているであったり、子供のため、保護者の期待に応えるために長時間頑張るのがいい教員といったような価値観というのが根づいてしまって、見直し改善が進みにくいという指摘もございます。ぜひ私たち保護者もそうなんですけれども、先生もいろんな方がいらっしゃいます。介護を抱えていらっしゃる先生もいますし、育児されている先生もいます。そういった先生方に対しての理解というのを、地域や保護者の協力・理解があつてこそ働き方改革は進んでいくものだと思いますので、教育委員会としては、その啓発というのをどのようにやっていくおつもりか伺いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 今ご質問にございましたとおり、これまで学校の先生たちが担ってきていただいたことというのが、本来学校の先生がやらなきゃいけないこと以外も担ってきていただいた部分もございます。こうしたことを急にやらなくなると、当然今度来た先生はさぼっているじゃねえかと、そういう意見が出ますので、教育委員会としまして、例えば、ホームページですとか、学校のPTA総会に直接先生たちが言いにくいことは、我々が出て行って、働き方改革に関する取り組みについて説明をする。例えば、中学校の部活動ガイドライン、これについても村のホームページ、あるいは保護者に直接教育委員会が説明していくと、このような機会を設けていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） あと何分ですか。

議長（北澤禎二郎君） あと6分です。

第3番（田中麻乃君） あと6分。ありがとうございます。

働き方改革は、やはり子供のためだと思うんです。やはり子供に質の高い授業を提供していただくために、先生も心身ともに健康であっていただきたいという点で、やはり保護者の方にも理解を求めていただくように、教育委員会が率先してやっていただきたいと思っています。

その上で、目に見える形での取り組みについてご紹介させていただきます。

塩尻市では、生徒の欠席や遅刻をスマホやパソコンで連絡できるシステムを導入しています。専用サイトに学年やクラス、氏名、欠席理由などを入力するだけで、24時間いつでも送信できます。こちらは教師の働き方改革の一環で、2018年9月に試験運用がスタートしています。以前は、電話による欠席連絡が朝の始業前に集中していたが、今では、多いときで8割がオンラインで連絡するようになっていきます。保護者や教員からも好評だと言われています。市教育委員会の担当者は、電話1件にとられる時間は1分半程度、実際の削減時間は小さいかもしれないが、仕事を電話で中断されることがなくなれば、効率的に働けるようになると期待しています。

実際、北小学校でも欠席連絡をノートに限る学年もありまして、朝の忙しい時間帯に連絡ノートを保護者が学校まで届けにいらしています。オンラインシステムの導入が進めば、教員の働き方改革も目に見えてわかり、保護者の負担軽減にもなります。ぜひ導入していただきたいと思うのですが、お考えについてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 校務支援システムが一応全県で取り組んで、現在、います。この中には、先ほどこから言われるように、時数管理とか学籍管理、掲示板、保健管理、オプションとして会計処理とか緊急メール、出退勤の管理、体力テストの処理、こういうものが現在、長野県でも取り入れている市町村がありますので、白馬村でも検討をしていきたいと思っております。近隣でいくと、大町は入っていると思います。入れるに当たっても、またお金がかかりますので、そこら辺は要望にとどまるかもしれませんが、教育委員会としては要望していきたいと、このように思っていますし、それにあわせて、このメールのどういう形がいいのか、そこら辺も含めた中で結論を出していきたいと、このように考えています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 恐らく田中課長の答弁にもありましたように、いろいろ今までやっていたものを変えていくというのは、いろいろ反発もあるかと思えます。ただ、やはり目に見える形で改革を進めていくというところで、教育委員会には積極的にやっていただきたいと思っています。

教育委員会には、学校の設置者としての服務監督権があり、現場の先生の英知を守る義務があります。村長、教育長、学校長がそうした自覚を持って、白馬村ならではの体制を整えて、実効性のある施策を推進していただきたいと思い、要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんので、第3番、田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで……。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 議長、答弁漏れ。

議長（北澤禎二郎君） 関連で。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） いえ、答弁漏れです。

議長（北澤禎二郎君） すみません。答弁漏れがありますので、発言を許します。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 先ほどの平成22年度のバスでございますけれども、運行単価を申し上げます。このときは、朝は1便出しております。帰り、下校につきましては、1、2年生、3、4年生、5、6年生に合わせて3便出しております。この一日当たりの単価でございますが、1号車、これは大型バスです。こちらにつきましては、路線のバスの合間に動かしていただけたということで、非常に安い金額で契約しています。これが税込みで1万8,900円。もう一台、2号車、こちら大型バスです。これは貸し切りのバスを使っております。3万1,237円。3号車、こちらは中型のバスです。こちらが2万9,400円。一日4便で、合計で3台、7万9,537円。これが一日当たりの単価でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

先ほどは役場の村民ホールで午後のコンサートを食事の後、アルトサックスの音色とピアノの演奏を聞いて非常に今心穏やかになっているところではありますが、これからまた一般質問しなきゃならないということで、皆さんも心穏やかになっているところをまた乱してしまうようなところになってしまいますが、それはそれとして白馬村の将来を考えるということでもよろしくお願ひしたいと思います。

平成から令和に年号が変わり新しい時代を迎えました。大きく何か仕組みや制度が変わったわけではありませんが、雰囲気というか空気感というものが変わってきたように感じられます。私たちの生活の場である白馬村も、その時代時代にあわせて大きく変貌し発展してきました。

しかし、年号が変わっても新しい時代が来ても変えてよいものと変えてはならないものがあります。これから村の将来へ向かって禍根を残さないように、未来をどう考え今をどう生きていくか、総じて質問をさせていただきます。

まず初めに、SDGsへの取り組みについて。SDGsは、2015年に国連で採択された持続化可能な開発のための2030年アジェンダに盛り込まれた17のゴールと169のターゲットです。

誰一人取り残さない持続化可能な社会をつくるための世界共通のものさしとして、経済的な利潤の追求、貧困や差別などの根絶、地球環境の保全といった経済、社会、環境の三側面の向上を目指して、さまざまな主体的な行動をすることが求められています。

これは、しあわせ信州創造プラン、バージョン2から抜粋したものであります。しあわせ創造プランは、県の後期のほうの指針になっているものであります。

国を初め長野県、長野県は既にSDGsの未来都市に国から選定されておりますけれども、各地方自治体や経団連や各企業、さらには教育機関や各種団体などが参加して現在取り組んでいるところです。とりもなおさず、明日から軽井沢ではG20のエネルギーや環境にかかわる主要閣僚によるサミットも開催されるということでもあります。

白馬村では具体的に取り組んでいるということは伺ってはいませんが、私としては次のことについてお伺いをさせていただきます。

まずは、SDGsについての認識について、さらには白馬村でSDGsへの取り組みを考えているかどうか、今後取り組みとすれば具体的な行動は何を取り組んでいくのか。さきに行われたこれに関連する、村の中で行われました気象変動と地域経済のシンポジウム長野県の阿部知事と私どもの下川村長も同席、また参加していただきました。そのときの内容についての感想と、行政としての、そのときに思った具体的に行動していくところについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝俊幸議員から、SDGsへの取り組みについて3つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のSDGsの認識についてであります。SDGsに関しては17の目標、169のターゲット、232の指標から構成されており、これらに向けた取り組みは公共交通、大気などの環境、災害への対応など、幅広くターゲットとして設定をされていますが、特にまちづくりでは地方自治体が果たすべき役割も多く、取り組みも大きく期待をされていることであると同時に、地域における諸課題の解決、地方の持続的な開発、すなわち地方創生を推進するものであることが示されているものと認識をしているところであります。

次に、SDGsへの取り組みですが、最初にお断りをしておきますが、現在SDGsといった冠はつけて各種の事業を行っているものではありませんが、意識づけとしている事業について幾つかご説明をさせていただきます。

小水力発電の取り組みでは、平川の左岸幹線水路を活用して平成27年4月1日より発電を開始

をいたしました。水力発電施設の特徴として、CO₂排出量が極端に少ないクリーンエネルギーであり、石炭火力の約1%、石油火力の約1.5%程度の排出量となります。また、純国産エネルギーであり、繰り返し利用できる再生可能エネルギーであることから、社会、経済、環境の3側面に貢献する主体的な取り組みといえます。

平成29年6月には、地球温暖化防止対策のために国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同しております。「COOL CHOICE」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2017年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買いかえ、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する賢い選択としていこうという取り組みのことであります。

平成30年度事業においては、森林資源を活用し公共施設における木質バイオマス発電、熱利用設備の導入に向けた地域内の木質バイオマスの資源の賦存量を調査をし、最適な設備導入を検討することで資源循環型社会の構築と低炭素社会へ向けてのモデル事業を推進をし、これを起点として村民や村内事業所への森林資源活用の普及拡大を図り、恵まれた自然環境を基盤とする本村の生活や基幹産業の保全にも資することを目的とした木質バイオマス利用の調査事業を実施をしたところであります。

今後は、庁内関係各課と有志による小水力発電を村内で実現できるか研究する勉強会を開催することで進めております。また、G20の持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合の開催にあわせ、一般社団法人イクレイ日本とともに持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言へ本村としても今月7日に賛同をしております。

また、来年度において策定予定となる令和3年度から第5次総合計画後期基本計画においては、各種施策においてSDGsの定める項目を反映した計画として盛り込む予定であります。

2点目の今後の取り組みとしての具体的な行動は何かについてであります。SDGsの17の目標のうち自治体にとって最も関係の深い目標は、目標11、住み続けられるまちづくりを、そのテーマ、包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現するもの、そして公共交通、大気など環境や災害への対応などが10を超えるターゲットとして制定をされていくことから、これらのターゲットに沿った事業を展開をしていくべきと考えております。

最後に、先に行われた気象変動、地域経済シンポジウムに参加しての感想と行政の具体的な行動は何かについての質問ですが、気候変動問題は一刻の猶予を争う国際社会の重要な課題であります。国際社会では、1992年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、1995年より毎年国連気候変動枠組条約締約国会議が開催され、世界での実効的な温室効果ガス排出量削減の実現に向けて精力的な議論が行われてきました。

このような中で、2015年にフランスのパリで開催をされました第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年度以降の温室効果ガス排出削減等の新たな国

際枠組としてパリ協定が採択をされ、これにより全ての国による取り組みが実現をいたしました。

白馬村は、世界でも最高水準のスキー場として人気エリアであります。ここ数年は深刻な雪不足に悩まされております。例年であれば11月から12月のオープン時期に雪が少なくオープンをあきらめたとしても、1月に入れば降雪により積雪量が安定すると言った気候でしたが、ここ数年間においては年明けの1月になっても降雪量が少ないといった深刻な雪不足に陥っております。

このような、観光を主産業とする本村としても国と同様に実効的な温室効果ガス排出削減の実現を目指しますが、住民一人一人の温室効果ガス削減に対する意識の醸成や具体的な行動を示す施策に積極的に取り組むべきと実感をいたしました。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

すいません。さっき「COOL CHOICE」の関係で2030年度に温室効果ガスの排出量を2017と申しましたが、2013年度比でありますので訂正をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今答弁の中で、白馬村としては積極的に、冠としてはSDGsという言葉はつけていないけども、温室効果ガス等々についてしっかりと取り組んでいると。それからさらに一番もとの、今世界的な大きなうねりの中で行われているこの取り組みについても、しっかりと行政側としては理解をしているというような認識に立って再質問をさせていただきたいというふうに思います。

国連では193カ国が、これはそのとき大きなニュースになりましたけども、なかなか賛成多数というの多いんですが、全カ国が賛成という本当に珍しいことであります。ですから、地球規模でこのSDGsに取り組むということでもあります。2016年から2030年までの間の15年間、達成するために上げた目標であります。日本では、これに関連する支援として9億ドル、30億ドルの取り組みで、日本円に換算して約4,000億をこの間に投資するというふうに言われています。

SDGsの未来都市は、長野県も含めて全国に数10カ所もう選定されていて、先進的な取り組みをされているわけですが、これも2019年には3億円余りのお金を使って参加を支援していただいているというふうに聞いています。先ほども言いましたが、経済と環境、社会の3つの観点から、これをバランスよく動かしながら持続可能な社会を築いているということでもあります。

ただし、きょうの新聞なんかも見ておりますとこのSDGsに対しての認識の度合いが、先ほど村長の答弁にもありましたが非常に低い。知ってるという人は1割をもしかしたら切ってるかもしれないというようなところであります。

よく目につくこの色鮮やかなこういう表があるかと思うんですが、これが今いろんなところ目につくようになってきたのかなと。それから、私の今の右側のほうの胸につけてるピンバッジがこのSDGsの象徴で、世界各国の、それこそ安倍総理も含めてこういったマークをつけて、自分たちも率先してこれに対応していくんだというようなことであります。

とりわけ長野県でも未来都市になっていて、今はそれに取り組む企業なんかも募集をしていて、独自のマークをつくってこれに対してみんなで取り組んでいきましょうよというような大きな動きになっています。

この認知度が低いということ、それから盛り上げていくべきだろうということで、そのところは認識してるかなというふうに思うんですが、村の中で認知度を上げていく、この間大糸タイムスにもたしか少し記事として載ったのかなというふうに思いますが、白馬村としてもこれにしっかりと取り組んでると、そして認知度上げていくというような策を講じるべきだと考えますが、その辺についていかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） SDGsに関する村の今後の取り組みということに対して答弁をさせていただきたいと思います。先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、現在では冠をつけてという部分がありませんので、先ほどの答弁でいくと来年度策定する総合計画には露出という形になってまいります。それぞれ各課で実行していく事業がSDGsの17項目のうちのどれに当たるのかというものにつきましては、周知を含めてあわせて冠といいますかロゴ等に乗せていくべきということで庁内のほうにはまた通知のほうを出したいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうですね、やっぱり職員がこういったバッジをつけるのもよし、それから広報はくば等々の表紙のところにそういったマークを飾って、具体的にはこういう今やっている事業はこの項目に合致して村は取り組んでるんですよというような説明をしていただくと、より身近に私は感じられるんじゃないかなというふうに思います。

ここのSDGsのSの分ですが、これはサステナブルのSであります。サステナブルというのは持続可能という意味でありまして、持続可能な開発目標、開発目標というのは非常に難しい言葉ですね、デベロップメントの部分ですが、何を開発してかかていう話なんですけども、何かを開発するとかかていう話でも物事の考え方を変えてくというような意味になるかなというふうに思います。

先ほど具体的に村長のほうから答弁があったんですけども、今までは枯渇をしていくような燃料に頼るのではなくて持続可能なエネルギーに頼っていきましょうよと。ついてはCO₂を削減していくんだというようなことが主な意味なのかなと。そういうようなことをやっぱり村民にもわかりやすく、多分ほとんどの人が私は知らないんじゃないかなというふうに思いますので、努めて村のほうはやっていただきたい。

それはなぜか。最初におっしゃってましたけど、地域創生でこれから地方をどういうふうに動かしていくかというところがあるからであります。ですから、そういう意味においてしっかりとSD

G s をみんなに理解していただくということが重要だと思っています。

これは、行政体だけではできません。永続的な地区環境をやっぱりこの村からもつくっていく。先ほど村長、雪がなくて本当大変なことになってきたんだというな答弁ありましたけども、この一村が雪が降らないために何か行動を起こしたにしてみても何も変わってはいかないんですね。こういうことをいかに発信していくかということに重きが置かれています。

先ほど言いましたように、2016年にもう採択されて始まってしまっていてことは19年、もう既に3年余を過ぎているわけです。ことし2019年は国は何を目指するかと言いますと、やっぱり発信の年だというふうに言われています。いかにSDG s に具体的にどういうことに取り組んでいるか、それを世界に対して発信していく、地域の皆さんにも理解していただく、みんなで取り組んでいくということだと私は思っています。その中の一つが、冒頭で私が話したようにG20の大阪サミットであり、長野県で行われる軽井沢サミットにつながっていくのかなというふうに考えています。

そこで、さっき行政計画については総務課長のほうから、今後つくり上げていく計画についてこれに沿った形にしていきたいというような答弁をいただいたかなというふうに思うんですが、白馬村が持続可能な社会や地域になるために2030年までにいわゆる残したいもの、またどんな社会にしていきたいか、どんな環境に住みたいかというようなことを、これは代表者である村長にお伺いしたいなというふうに思うんですが、村長いかにお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の津滝議員の質問でありますけども、今先ほどの答弁でも申し上げたとおり非常に今地球の温暖化が進んで、急激に進んで。そういった中で、特に白馬村というようなこういったスキー産業に支えられている村としては、非常にこれから大変な時代に入っているとこんな状況であります。

先ほど東京のほうで源流の里サミットというのがございまして、そこでも環境省の方に来て講演をしていただきました。非常にこのSDG s という言葉を盛んに使っております。環境省のほうとしても、この気温の上昇は避けて通れない。しかし、みんなが一緒になってそういったことを取り組んでいかなければ、本当にこの社会の形態がもう崩れちゃうというようなそういったお話もいただいております。

村といたしましても、本当に環境の問題についてはみんなで、ただ一村で解決できることではありませんけども、そういった発信をしていくことが大事だということも思っておりますし、特に白馬村は先ほど「COOL CHOICE」というお話もございました。もう四、五年前から賢い選択ということでEVの自動車を推進をしているところでもありますけれども、本当に今の環境を守っていくためには非常に重要なことだというふうに認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 村長はいつもこの山岳景観がやっぱり世界に誇れる山岳景観であるから、この山岳景観をしっかりと次の世代に渡して行きたいんだということを口癖のようにおっしゃって、今答弁と基本的には環境をしっかりと次の世代に残していきたいんだというふうなことであります。だと思います。

それでこのSDGsの考え方の中に、実現していくためにはどういうふうな考え方があるかということなんですけども、いわゆる実行に移していくためにバックキャストिंगという、これも英語の読み方で大変申しわけないんですけども、バックキャストिंगという言葉を使っています。

バックキャストिंगというのは、将来のあるべき姿もしくは未来から現在の施策を考えていくというような発想の仕方です。従来はフォアキャストिंग、現在あるものもしくは過去から学んだもの、そういったようなものからあるべき姿、未来を考えていく。これはどちらが大事なのかという議論よりも、僕らがどういう未来をつくっていくかということに重きを置いてSDGsというのは考えられているということでもあります。

このフォアキャストिंगというのはどちらかという行政計画みたいなものがこちらに近いものかなと私は解釈しています。

こういったバックキャストिंग、目標を実現していくために今現在どのようなことを考えていくかということが私は大事なかなというふうに思うんですけども、ここは行政計画をつくっていく総務課の皆さんにお伺いするんですけども、こういった考え方を持ちながら次の計画をつくっていくというような考え方はありませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 今後の進むべき道筋としての計画等の策定にSDGsをどういうふうに盛り込んでいくのかということに対してのお答えとさせていただきたいと思います。

具体的にどういう項目という部分は現時点では申し上げることができませんので、内容とすれば昨年の6月に閣議決定をされました地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取り組みというのが3つ示されております。

1つとしては、地方公共団体に対する普及促進活動の展開、もちろん地方公共団体としての周知または展開を進めていく。これをどういうふうに進めていくのかを計画の中に盛り込むと。

2点目としては、地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事業の形成ということで、それぞれ既に先行する地方自治体では取り組みがされてる部分ありますので、それらを見ながら白馬村としても新たな取り組みというものをまた計画の中に盛り込んでいくべきというふうに考えます。

あと、最後3点目になりますが、官民連携による推進プラットフォームを通じた民間参画の促進ということで、これについてはまさしく民間とのタイアップということで、国のほうでは既に企業版ふるさと納税をSDGsにあわせてやるべきだというようなお話もありますので、既に1件企業版ふるさと納税の認定は受けておりますが、この辺についてはすぐにでも着手できる事業と思います

ので、今申し上げました3点を柱として、どういうことができるのかというのを各課におろしながら計画のほうに反映してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） こういったフォアキャスティング、バックキャスティングという考え方があるということを再度認識していただいて、SDGsのアクションプランをつくっていただきたいなというふうに思います。

もう一つこの中で大事なことがありますて、先ほど企業連携の話もありましたけど、ステークホルダーという利害関係を共有しながらやっていきましょうという言葉があります。このステークホルダーのつくり方についても、十分考慮しながら対応していただきたいなというふうに思います。

村長とそれから阿部知事がさきのシンポジウムに参加してベイルからお客様がお見えになられていて、ベイルはこういう雪ですとか気象変動のことについて先進的な取り組みをなされているというようなことで来ていたわけですけども、来ていた代表の方がよかつたらぜひちょっとベイルへ来ていただいて、いろいろ一緒になって取り組みましょうよと。このベイルは皆さんご存じのように、アメリカのスキー場で白馬バレーとも共有をしながらやってる地域でもあります。村長、たしかそのときに招待状いただいたかなと思うんですけども、それに対してアクション的には村長どのように考えてるかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先般、阿部知事と私とで壇上に上がってアンディ・ビアマンパーク市の市長から親愛なる皆様ということで招待状いただきました。若干ちょっと読ませていただきますが、親愛なる皆様、私は市長であると同時に山岳都市協議のメンバーとして、自然環境との深いつながりとあふれんばかりの情熱を保有する人たちが寄り添う特別な場所に対して責任を共有してきました。

例え規模は小さくとも強い影響力があり、互いに支え合う地域のリーダーとして、私たちは地球規模の気候変動に取り組んでいくまさに最前線と言っても過言ではありません。雪の恩恵を享受する私たちの生活及び経済基盤は危機に瀕しており、既に仲間たちは動き始めております。今こそ団結をし、解決のために何ができるのか、声を上げ私たちの存在をアピール時が訪れたのだと思っております。

気候変動危機はすぐそこまで迫り、私たちが愛する幸せに満ちあふれた冬の未来に暗雲が重くのしかかっているのです。豊富な降雪も常に期待できるわけではありません。干ばつ、森林火災、洪水などの自然災害も日常茶飯事となってきています。地球規模では、私たちの活動は些細で取るに足らんことかもしれませんが、大きな組織から見落とされがちですが、しかし危機的状況の解決に挑む私たちには明確な動機があり、機敏かつ革新的な仲間たちこそ即座に気候変動回復に対

すべきという証が私たちの存在なものです。互いに鼓舞し、ゴールを見据え、解決を導くため声を上げる機会が訪れました。

パーク市は、来る10月2日から4日に開催されるマウント2030サミットへ貴殿のご参加を賜りたく、ここにご招待を申し上げます。舞台には創造を生み出すアシリテーターや各分野の専門家たちが2030年のゴールを目指し、一致団結して私たちの取り組みや施策に対し高次元なワークショップや国際社会から注目をいかに獲得すべきか、有意義な話し合いを共有をしたいと思っております。

ゴールへ向かうそれぞれの熱意が結集すれば、地球危機の早期解決への歩みを進めることが可能であります。今私たちは恐怖という山のピークに立っています。明確かつ揺るぎないメッセージを仲間たち、そして地域国のリーダーたちに贈りましょう。今こそ行動を起こすべきときなのです。2019年4月以降、本県の詳細事項は下記のホームページでということですが、この文面につきましては白馬村の役場の受付の事務員から翻訳をさせていただきました。まさにこのとおりですが、こういった文面を見てみて本当に世界ではいろんなアクションを起こしてるということでもあります。日本も、特に白馬村もそういった行動を起こすべきだというふうに思っております。

このSDGsにつきましては、環境問題ばかりではなくていろいろな問題があるわけでありまして、教育の問題、文化の問題、そして農業の問題、いろいろあるわけでありまして、そういった意味で持続可能な社会をつくる、こういったことが一番の目的だというふうに認識をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

第8番（津滝俊幸君） 議長、いいですか。

議長（北澤禎二郎君） はい。

第8番（津滝俊幸君） 聞いてることに答えてないんで、行くか行かないかだけお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今こういった文面をいただけるわけでありまして、なかなか、行きたい気持ちもあるわけでありまして、日程がなかなか調整がつかないという、今の段階ではそんな状況です。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私は議員の立場から村長にはぜひ行っていただきたいなというふうに思います。やはりこの間こういったシンポジウムを白馬でやって、白馬でやったからこそ意義があるシンポジウムだったと私は感じておりますので、いろいろな多忙の中で調整をしなければならないというふうに思いますけれども、ぜひ調整を図っていただけて行っていただきたいなというふうに思います。

それから、そのときにアクションリストというのが出まして、気候変動をとめるみんなのアクションリストというのがあります。これ英語版と普通の日本語版とありまして、使うエネルギーを減らすとか自然エネルギーをふやすとか、啓蒙仕組みづくりを変えていくとかっていうようなことであります。

そのときに参加した人たちはみんなこれを多分いただいておりますので、個人レベルでぜひこういったことに取り組みを、また村の行政側のほうもこれ見ていただいて、即自取り組めるような内容もありますので、取り組んでいただければなというふうに思います。

SDGsについて、ちょっと最後の質問になるんですけども、最近私どもの堀之内地区のほうでは再生可能エネルギーをつくり出すということで、ソーラーパネルの話が出ております。表だって具体的にそういった話は、新聞とかそういったものには全くもって出ておりませんが、このソーラーパネルを農地や山林またはそういった住居の近くにつくられることが果たしていいことなのか、それに対してのまた規制だとかそれから条例、そういったものはちゃんと整備されているのかどうか、その辺のことについてお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ソーラーパネルに対する施設等の設置に対する規制というお話かと思えます。村のほうで直接持つてるという規制のものはございませんので、県の指導に準じるという形になろうと思えますが、私ども聞いてるところでいくと来年というようにお話は伺ってはおります。

ただ、やはり今の条例上でいくと既存の景観条例の指導の中には当てはまるようにしていただくということに、工作物となればなってこようかと思えます。ただ、ソーラーについては若干規制が強まるというような情報もいただいておりますので、それについてはその改正された後の指導ということになろうかと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 住民の不安材料にならないように、また景観等々にしっかりと配慮していただいて、それこそSDGsの理念とかそういったものに沿うような形で対応していただければありがたいなというふうに思います。

それでは、時間の関係もありますので次のほうの質問に移りたいというふうに思います。

これもSDGsにかかわる話になってきます。ごみの処理についてであります。長野県は排出ゴミが4年連続一番少ない県とされて、10万人以下の市町村で1人当たりの排出ゴミの少ない地区は徳島県神山町、私はゼロウェイストの上勝町、ちょっとよく言い間違えるところなんですけど、上勝町かなと思ったら神山町。神山町はいわゆるサテライトオフィスとかそういったところが非常に有名などこですが、1日当たりで1人当たり297グラム、300グラム以下とびっくりするよ

うな数字です。が一番でした。

白馬村も行政指導と住民の意識の高い取り組みにより、顕著に排出ゴミは確実に減ってきています。これは大変喜ばしいことでもあります。ちなみに排出量は1人当たり1,213グラム、上位の地区と比べるとまだまだ改善の余地があると思います。

そこで次のことについてお伺いをいたします。減量するために4R、リフューズ、リデュース、リサイクル、リユースのこの推進について、現状と今後の取り組みについてを伺います。

それから、市町村の産廃のプラの排出、これ焼却しろというような新聞報道がこの間載ってありました。これについて、現状と今後の対応についてをお伺いします。

それから、以前から言われております生ごみの堆肥化処理施設の検討ですね。今はコンポスト等に頼っておりますが、大型の施設をつくっていくつもりはないのかという意味で聞いておきたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目のごみの処理について答弁をさせていただきます。

1点目のごみの減量のための4Rの現状と今後の取り組みについてであります。ごみの減量を目的としてリフューズ、不要なものを買わない、リデュース、ごみを出さない、リサイクル、資源として再利用、リユース、繰り返し使用するを4Rとして、従前からの推進をしてまいりました。

この4Rを実践しごみの減量につなげるためには、村民の皆様のご理解と4Rを実行していただくことが必要不可欠であります。現在の4Rを推進するための周知方法といたしましては、ごみ、リサイクル物の分け方、出し方、ガイドブック、行政ホームページ、広報はくばなどを通じて村民の皆様へ周知をするとともに、アパート等集合住宅に居住されている皆様へは管理人を通じてさきに述べましたガイドブックを配付し、周知を行っております。

小学生の皆さんへは、学校の環境学習の一環として担当課の職員が学校へ出向き、ごみの発生から処理までを含めた4Rの学習を毎年行うなど、取り組みを行っております。

また、リサイクル、リユースの推進として、各行政区に出向いてのごみの分別減量化に向けた学習会の開催、村内ボランティア団体による啓発活動やリユースの一環として取り組んでいただいているところであります。

不要食器の改修交換事業といった活動を通して、村民の皆さんへのリサイクル、リユースの浸透を図り、焼却ごみ、埋め立てゴミのさらなる減量につなげてまいりたいと考えております。

今後の取り組みについてであります。ごみの減量化に向けて4Rを推進するためには、村民の皆様への周知、児童の皆さんへの環境学習、リユース事業の継続はもとより観光等で訪れる方々から排出されるごみの発生抑制も重要であることから、飲食店等を営まれている事業者の皆様からの協力を得るため、観光局、観光協会、商工会等とも連携をしながら、事業者の皆様への啓発活動にも力を入れていきたいと考えております。

また、本年度も予算化しております生ごみの堆肥化資機材の購入補助事業につきましては、1人1日当たりのごみの排出量を削減していく上で生ごみの堆肥化は重要でありますので、今後も継続をしてみたいと考えております。

長野県では、今月の15、16日に軽井沢で開催されるG20関係閣僚会議を契機として、環境への配慮のためプラスチックと賢くつき合う信州プラスチックスマート運動を開始をしました。

この運動では3つのCとして、チョイス、意識をして選択、チェンジ、少しずつ転換、コレクト、分別をして回収を提唱し、この3Cを意識をした消費行動を消費者に、販売行動を事業者をお願いしているものです。いずれのCも最終的にはごみの減量やポイ捨てといった不法投棄の抑制、限りある資源の有効利用にもつながることから、本村といたしましても4Rと重複する部分もありますが、この運動について推進をしてみたいと考えております。

2点目の市町村への産廃プラ焼却要請についての現状と今後の対応についてお答えをいたします。

先月下旬に新聞等でも報じられましたが、産業廃棄物といたしまして収集されたプラスチックごみについては国内での処理が追いつかなくなっていることから、国は国内での処理対応が可能になるまでの間、一般廃棄物の処理を担っている各市町村、一部事務組合等が運営をするごみ焼却場への焼却を要請するものとしたものであります。

先月29日には、長野県を経由し環境省からの公文書と情報提供が当村にも届いたところであります。国内での処理が追いつかなくなった要因につきましては、既に報道されておりますので割愛をさせていただくとして、白馬村の焼却ごみについては北アルプス広域連合が運営する北アルプスエコパークで処理を行っておりますが、北アルプスエコパークでの受け入れの可否につきましては、北アルプス広域連合から提供された資料によりますと、現時点では受け入れは困難ということであります。

困難とする理由であります、平成30年度の焼却炉の稼働率であります北アルプスエコパークの炉の規模は、平成22年10月に改定されたごみ処理施設基本計画に基づき20トンの焼却炉が2炉建設をされ、1日当たりの処理能力は40トンとなっております。

ごみ処理施設基本計画では、3市村から排出をされた過去のごみの量や将来に向けてのごみの削減目標、人口推計等をもとに、1日当たりの処理能力を40トンと定めたものであります。北アルプス広域連合からの提供された資料によりますと、試運転期間を含めた平成30年度の焼却ごみの搬入量は1万174トン、同期間の累計は焼却量は9,672トンで、焼却炉の稼働率は95%と高い状況となっていることからの判断であります。

また、処理能力面から受け入れが可能となった場合でも、エコパーク所在地の近隣住民の皆さんとの合意形成が必要であると考えております。

今後の対応であります、国から再度焼却要請があった場合には北アルプス広域連合及び関係3市村において要請内容を精査した上、エコパークの稼働状況と近隣住民の皆さんとの意向を考慮

し、受け入れの可否の判断をすべきものと考えております。

最後に、生ごみの堆肥化処理施設の検討についてであります。焼却ごみの減量を図る上で食品廃棄物・食品ロスの削減は重要な課題であると認識をしております。生ごみ堆肥化処理施設を建設する前提として、建設地の選定、処理方法の選定と臭気・水質等の公害防止対策の策定、収集運搬体制等を含む運営方法の策定、生成される堆肥の販路を含む活用方法、建設費、維持管理費等の財政面での検討等クリアしなければならない課題も多いことから、新規に建設するか否かも含め慎重に検討すべきだというふうに考えております。

また、一般的には迷惑施設というイメージがあることから、建設地の選定が行われた際には、地域住民の皆さんとの合意形成が第一であるということも言うまでもありません。当面は、生ごみ堆肥化資機材による堆肥化の推進、食事等の際の食べ残しの削減、生ごみの水切りの励行といった事項についても進めていきたいと考えております。

以上、2点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁を含めあと10分です。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ちょっと時間がなくなってきたので、次の質問もあるものですから手短かにこのことについてお話をさせていただきたいんですが、やっぱりこの4Rというのはとても重要で、特にリサイクルとリユースというのはこれはまあ行政も含め皆さんもよく理解できているところで、一番てっとり早く行えるところだと思います。

一番問題は、このリフューズとリデュースのところで、まずこのリデュースですけれどもできるだけごみを出さないということが大事であります。長く使えるものであったり、先ほど村長のほうから食品ロスの話もあつたりなんかしてますが、食品ロスを起こさないようにするということだと思います。

それからリフューズ、断ることですよね。要らないものを持ち帰る、例えばよくある話ですが、最近海なんかでもマイクロプラスチックのことも非常に問題になって、環境省もレジ袋をもう有料化しましょうと。できれば東京オリンピック、来年ですけれども、来年までの間にレジ袋は有料化しますと。きょうの新聞にも載ってましたけど、レジ袋有料化することに賛成なのは女性が特に多くて70%、ほとんどと言ってもいいくらいなもんだと思います。全体でも70%の人が有料化に賛成だと。特に、ここで進めていくためには男性が53%ということ非常に男性の、我々の理解力がやっぱりかぎになってくかなというふうに思います。

それから、過剰な包装の仕方ですね。例えばストローだったりレジ袋だったり食品用のトレーだったり、それから包装用のフィルム、袋ですね、ああいうようなものが過剰な包装になってるんだよということをあの新聞では言っていました。

村としても、自治体でもそういった条例はつくってるというようなことがあるようではありますが、

もう既に国の環境省がそういうことを取り組んでるということでもありますので、ぜひ村もそういうことに注視しながら前へ進め、ごみの減量化に努めていただきたいと。

それからもう一つ、よく出ていますこの3010運動、よく宴会で出る言葉であります、30分座ったままでその場所で食事をし、最後の10分でまた席について最後の食べ物を全部食べてしましましょうよということでもあります。過分に料理をつくらないということも大事ですが、食べる、提供された我々もこの3010運動に是非参加して、全村上げて取り組む、こういうことをやる村ですよというようなことの啓発運動も一緒にしていただければありがたいなというふうに思います。

まだまだ話したいことたくさんあるんですが、時間の関係で次の項目に移らせていただきます。申しわけございません。

次は、同僚議員も同様なことを聞いていたということがかぶる部分もありますが、よろしく願いしたいと思います。外国人による不動産の所有についてであります。

良質な雪ジャバウを求めて、また白馬のすばらしい景観に魅せられ、最近特に外国人による不動産の所有が目につき始めました。先ほどの話でいきますと約30万平米ですか30ヘクタール、650筆、ちょっと聞いてびっくりしましたが、外国人が土地を所有しているということでもあります。

インバウンドや地域経済、地価の上昇が活性化する一つの要因として歓迎するところでももちろんあるわけですが、しかし定住以外の投資目的で即転売ということもあるというふうに聞いています。

一時所有から転売が次々へと横行されるような事態となった場合、土地の本当の所有者、特に国籍とか住所は誰か全く不明になってしまう懸念があります。これは聞いた話ですが、所有者が例えば会社関係だとケイマン諸島とかパナマとか、いわゆる税金のかからないところに住所を持っている人たちもおられると。実態がつかめないということのようでもあります。全く不明になってしまうことが懸念でありまして、将来に禍根を残さない手だてとして、次のことについて伺います。

村内の外国人所有の不動産の実態調査と分析の早期実施、国内に住所のある不動産管理会社の設置を義務づけるような条例化、または土地の利用・運用制限をする規制の政策及び条例化を検討していくべきだと考えておりますがいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の外国人による不動産の所有についてを3つの項目で質問いただいておりますので、答弁をさせていただきます。

村内の外国人所有の不動産の実態調査と分析の早期実施についてであります、外国人日本人を問わず不動産の所有者には固定資産税が課せられますので、村では課税のための調査を行っております。

外国人所有土地に対しては、登記された土地が国外であることが多く、納税の告知や制度の説明のためにどこに連絡をすればよいのかを調査をしております。多くは現地の営業スタッフへの聞き込みを行い、電子メールなどを利用して連絡が取れるようにしておりますが、村の課税は登記されたからの情報であるためどうしてもおくれおくれになってしまいます。

不動産を取得するときに制度について周知をすることが重要であるため、県と共同で不動産取得税、固定資産税の英語版チラシを作成しまして不動産関連業者などに配付をしており、そのために昨年度までは外国人対応臨時職員による納税管理人の選任依頼や口座振替の推奨などを行いました。

今後も引き続き連絡先の調査行ってまいります。議員御質問の不動産の動きや傾向を知るための利用実態や所有目的、宿泊者数などの把握については課税のための調査だけでは限界があるため、不動産会社や管理会社とも連携をしつつ新たな仕組みをつくる必要があると感じております。

国内に住所がある不動産管理者の設置を義務づける条例を制定することについての質問ですが、固定資産税の納税管理人制度は地方税法及び白馬村税条例で既に白馬村内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めなければならない旨が規定をされております。

それに従い、国内の納税管理人設置や国内口座開設による口座振替などを行っていただくように連絡を取っており、村内数社で納税管理を行っていただいている状況であります。しかしながら、一部には白馬村内に住所を有しないにもかかわらず納税管理人の選任が徹底されていないケースも存在します。

ご質問のとおり、さらに厳しい条例化を検討するのも一つの方法ですが、地方税法との関連から適法性などの問題もあり、現実的には条例で規制することは難しいのではと考えております。それよりも白馬村で不動産を所有する、あるいはビジネスを行う外国人に対しての情報提供や納税管理などを行う受入窓口となるような組織を構築をしていくことが重要ではないかと思っております。そのことが、さきに答弁をいたしました実態調査や管理にもつながっていくのではないかと考えます。

最後に、土地の利用・運用制限する規制の政策及び条例化については、我が国の現行の法制度では有効な規制は難しく、民法上日本の土地所有権は不可侵性が原則の財産権が発生をいたします。一方で、外国人保有の不動産については、その経営形態や所有者の連絡先等を行政としてリアルタイムに把握しておく必要も認識をしております。

本年度において、白馬村不動産協議会との外国人の不動産所有に関する意見交換も開催をしておりますので、さらに意見交換を重ねて先ほどの答弁と同様に、今後の方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問時間は答弁を含めあと30秒です。質問ありませんか。

第8番（津滝俊幸君） 質問ではありませんが、本日聞いたことはとてもこれから白馬村の未来にと

って大事なことであります。今までの発想や物事に対しての捉え方、判断基準、仕組み、価値観を変えていかないと、先ほど言っていたSDGsや外国人に対する対応、そういったようなものがこれから喫緊の課題であります。これにしっかり取り組んでいくことは不可能であります。

これから10年間、白馬村は大きな変革期を迎えます。そういったことを肝に銘じて、重点事項でありますので皆さんしっかりお考えいただきたいと。また私も自分ごととしてこれから取り組んでいきたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番、日本共産党の加藤亮輔です。

6月議会最後の質問者として質問いたします。今回は、2問、質問を行ないます。

まず、行政が計画を策定したときに住民の意見を聞き計画をよりよいものに仕上げるパブリックコメント制度を充実させようとの立場で3点の質問をいたします。

1点目、村もパブリックコメントを実施していますが、意見提出者が毎回少ないと感じます。少ない原因は何か。また、この2年間、2017年4月から2019年4月の実施項目と意見提出者は何名か、伺います。

2番目、パブリックコメントを実施する目的を伺います。

3番目、公共交通網形成計画の意見提出期間は17日間、白馬村図書館など複合施設基本計画は20日間でした。しかし、行政手続法第39条3項の規定により意見提出期間は公示の日から起算して30日以上でなければならないとなっています。上記の2つの実施方法は改善すべきと考えますが、村長の見解を伺います。

3点、よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤亮輔議員の1つ目の質問でありますけども、パブリックコメント制度の関係について、3つ、項目で質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目のパブリックコメントの実施に対して意見提出者が少ない原因とこの2年間の実施項目及び意見提出者は何名かとの質問であります。まず意見の多い少ないといった意見数につきましては、あらかじめ数値の判断基準を設けておりませんし、計画等の性質・内容にも大きく左右されますので、出された意見結果がその結果と判断させていただきます。

パブリックコメントの実施項目等について答弁させていただきますが、ご質問の期間における

2年間でのパブリックコメントを実施した件数は6件になります。

内訳は、総務課関係では3件、地域公共交通網形成計画が募集日数17日間で意見提出者は14名29件、図書館等複合施設基本構想が募集日数11日間で意見提出者5名22件、無電柱化推進計画が募集日数32日間で意見提出者は1名4件であります。

子育て支援課関係では1件で、子ども・子育て支援事業計画中間期見直しが募集日数24日間で意見提出者はありませんでした。

健康福祉課関係では2件で、高齢者福祉計画が募集日数15日間で意見提出者はありません。障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画が募集日数28日間で意見提出者1名14件といった結果であります。

2点目のパブリックコメントを実施する目的についてお答えします。

まず、パブリックコメントとは公的な機関が規則あるいは命令などを制定しようとするときに広く公に意見情報改善案などを求める手続を言います。これは、公的な機関が規則などを定める前にその影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指すための制度であります。

次に、本村におけるパブリックコメントの目的については、1つ目といたしましては、村が策定する各種の計画等の案等の段階から村民の皆様はその内容をお示しすることにより公正で透明性の高い行政運営を目指すものであります。

2つ目といたしましては、計画等を決定する前に村民の皆様からご意見をいただく機会を設け、その反映に努めることにより村民の皆様とともに各種施策の推進を図るものであります。

なお、出された意見につきましては計画等に反映できるかどうかについて十分検討させていただきます。

最後に、行政手続法第39条第3項の規定により、意見提出期間が短く、改善すべきで、村長の見解についてとの質問にお答えいたします。

行政手続法第39条第1項では、命令等制度機関は命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案、命令で定めようとする内容を示すものを言いますが、及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見や情報の提出先及び意見などの提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めなければならないとされており、第3項で、第1項の規定により定める意見提出期間は同項の公示の日から起算して30日以上でなければならないと定めているものであります。

第1項で規定する「命令等を定める場合」の「命令等」とは、政令、府省令等、審査基準、処分基準、行政指導指針について原則としては意見公募手続を義務づけているものであります。

そして、命令等制度機関は、命令等の案を作成し、当該案・関連資料をインターネット等で公示し、国民一般から意見を募集する。募集期間は30日以上が原則であり、命令等制定機関は、提出された意見を考慮し、命令等を策定し、結果を公示する。

提出された意見、意見を考慮した結果、意見公募をしなかった場合はその理由等を公示するとパブリックコメント手続等の法制化のポイントについて解説されているところであります。

以上から結論で申し上げますと、議員のご質問のパブリックコメント期間の改善については、今回の公共交通網形成計画や図書館棟複合施設基本構想については先ほどの行政手続法の規定で示されている事項ではありませんので、実施方法における日数が不足しているのではないかと解釈には当てはまらないと考えております。

しかしながら、私としては、各種計画等作成に際して主管課における公募期間後の事務スケジュール等も影響することは理解しておりますが、できる限りパブリックコメントの期間を確保することについては配慮すべきだというふうに考えております。

以上、1点目のご質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 答弁、ありがとうございます。パブリックコメントの取り扱いについては、国で決めて、白馬村には条例や施行規則などはありませんから、その辺は、とり方、解釈の仕方がいろいろあると思うんですけど、常識的な判断からいけば30日以上にしたほうが好ましいという趣旨だと思うんですけど、読み込めば、そういうところは、きちっと30日以上を確保するような形でパブリックコメントの実施を計画すると。そういうことが私は重要だと思います。

それから、もう一つ、できない場合も、それは行政の仕事ですからあると思うんですけど、これはこういう理由で期間を短くしたんだよというようなことを一筆書けば、住民のほうも、素直に早く出そうかと、そういう考えになると思うんですけど、その辺をもっと丁寧にやったほうが、村民の意見を聞く、それから計画を村民の意見から聞いてよりよくしていくという、そういうパブリックコメントの精神に私は合致すると思うんです。

そういう形で、今後、検討して行ってほしいと。これからもパブリックコメントはいろいろ実施する機会が多いと思うんです。だから、ぜひとも前向きな姿勢でやっていてもらいたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁したとおりであります。今の加藤議員の質問に対して検討してまいりたいとこういうふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） もう一問だけ。これは埼玉県の上里町の例ですけど、町が計画や条例など施策を策定するときに案の段階で町民の皆さんに公表し、その案に対してご意見・ご要望などを募集し、寄せられたご意見・ご要望などを考慮しながら最終案を決定するとともに町の考え方もあわせて公表していく一連の手続をパブリックコメント制度というふうにわかりやすく説明しまして、それから実施要綱をつくって、その実施要綱の内容などもホームページに記載して、最後に町民と

協働による開かれた町政を実現していきたいと宣言しています。

白馬の場合を見ると、意見を述べて、大体の意見に対しては村の考え方というコメントが書いてあるんですね。ただ、今回の地域交通網の形成計画については、たしか29の意見があつて13しか回答がなかったんです。

意見を出すというのは、名前も出して、100ページ以上に及ぶ計画書を読み込んで、文章をまとめて、字が間違っていないか、恥ずかしい文章でないかということをいろいろ吟味して、メールなど、ファクスなどをする。それだけの手間をかけて意見を出しておるんだわね。

それに対して、これは計画とちょっと外れとるとか、これは運営上の問題の意見だからとか、そういう形で全然それに対してお答えをしないというのは村民が意見を出すことを委縮させる行為になると思うんですけど、出された意見に対しては真摯に答えていくという、そういう考えに立ってもらいたいんですけど、その辺はいかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） パブリックコメントに対する出された意見に対するその後の処理ということで答弁させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、確かに先ほど村長が答弁した件数に対しまして実際に意見を採用しているというものについては、例えば図書館の複合施設は6件、無電柱化計画が1件、あとは障がい者の関係でいくと4件ということで、出された意見に対する採用数については今言った部分なんですけど、同じような意見の類型についてはまとめて回答させていただくというようなこともさせていただいておりますが、もし回答が漏れているのであればそういう点については配慮させていただきたいと思います。

いずれにしても、村長の先ほどの答弁の中でも、一定の方向性といいますか、何らかの形ということになれば、県では指針という形で行なってもおりますので、そこら辺を参考に、今後、どういうあり方で住民に対する公募のとり方の姿勢を見せるのかという部分については前向きに考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 内容を充実して村民の意見を聞く、それから行政からまた答えを返すというキャッチボールを活発にやっていくのが村づくりの基本だと思いますので、よろしくお願いします。

では、次に観光振興のための財源確保検討委員会の答申、白馬のみらい観光税について、4点、質問いたします。

1番目、村長は財源確保検討委員会の答申の内容についてどのような見解か、伺います。

2点目、今後の検討に当たっては庁内のどの部署が責任課になるのか、また検討スケジュールをどのように設定しているのか、伺います。

3点目、検討委員会資料「白馬村における財政の現状と課題」の中で、今後の財政見通しとして、収支差額が年1億8,000万円のマイナスになり、今後30年間で54億7,000万円の財源不足が見込まれるとの説明があるが、どのような算出をしたのか、伺います。

4、400を超える宿泊事業者から反対の声が上がっている宿泊税を村長は創設する考えかどうか、伺います。

こちらの要望ですけど、今4点の質問を出しましたけど、1番については、きのう、それから午前中のほうの質問で何回も聞いていますので、できたら、2番、3番、4番の答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から観光振興のための財源確保検討委員会の答申についてということで、4つの項目について質問されております。

1点目の質問については、昨日来、答弁を聞いておりますのでということでありまして、若干、ニュアンスも違いますので私のほうからお話ししたいと思います。官民を問わず観光への継続的な投資は必要であり、新たな観光財源を確保していく必要があること、観光施策の優先順位を決定する仕組みづくりが必要であること、2つ目は、観光財源の行政の一般財源とは切り分けて官民一体となった組織で運用していくことが望ましいこと、3つ目は、新たな観光財源のあり方として、白馬のみらい観光税として、いわゆる宿泊税、登山協力金、ふるさと納税が有力な選択肢と考えられることとあります。

一方で、新たな観光財源の導入に当たっては低価格帯の小規模民宿やペンション等にとって負担率が大いこと、観光客の理解が得られるか等、懸念事項も挙げられているところであります。

観光財源のあり方については村内でもさまざまな意見があることは、十分、私も承知しております。検討委員会では、委員やオブザーバーの方々、ワーキンググループの皆さんの方々におかれましては、いろいろな角度から幅広い議論をしていただいたと考えております。

検討委員会はいくまで諮問機関でありますので、報告書で整理していただいた内容を踏まえて村としてどのような対応をすべきか、懸念事項として挙げられた点も含めて、今後、庁内で検討してまいりたいというふうに思います。

2点目の今後の庁内の検討大勢とスケジュールについてお答えいたします。検討大勢につきましてはこれまでと同様に取りまとめを総務課が担い検討内容については観光課や税務課などの関係かと連携をとっていく体制で行なっていきたいという風に考えております。

スケジュールについては、現時点では申し上げるものではありませんが、報告書で整理していただいた内容を踏まえて、村としてどのような対応をすべきか、懸念事項として挙げられた点も含めて、今後、庁内で十分に検討してまいりたいというふうに思います。

3点目の検討委員会の資料「白馬村における財政の現状と課題」の中で今後30年間で約54億

7,000万円の財源不足が見込まれるとの説明があるが、どのように算出したかについてお答えいたします。

これは、平成29年3月に策定された白馬村公共施設等管理計画において歳入歳出全体のベースでの財政推計を行なったものです。この推計においては、人口が減少していくことから歳入は地方交付税減少の影響等により今後も減少が見込まれるのに対して、歳出は公共施設等の更新や村債の返済などの影響により歳入の減少幅を下回ることが予想されています。その結果、今後30年間で約54億7,000万円、1年当たり1億8,000万円の財政不足が生じると推計されております。

なお、これはあくまでも現状の公共施設をこれまでどおり維持すると仮定した場合の推計であって、この推計を踏まえて、公共施設個別管理計画等にとり、今後、公共施設の集約化等を進めていく方針であることを申し添えます。

最後に、400を超える宿泊事業者から反対の声が上がっている宿泊税を村長は創設する考えかについてお答えいたします。

昨日の伊藤議員や太田伸子議員からの質問に対しての答弁のとおりですが、宿泊事業者の懸念については貴重なご意見として受けとめ、答申を踏まえ、新たな観光財源について、どのような形であれば観光客や観光事業者の理解を得て制度化ができるのか、今後も庁内でしっかりと調査をして検討してまいりたいというふうに思っております。

加藤議員の観光財源の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） では、再質問をさせていただきます。

まず、最初に2番目の今後のスケジュールと責任課。責任課は総務課がやっていくというような答弁ですけども、今後の検討スケジュールについては十分に検討していくという抽象的な答弁でした。

もうちょっと知りたいんですけど、31年度白馬村行政の運営計画、これはホームページにも公表されています。その中の総務課の欄を見ますと「観光のための財源の検討委員会は、検討委員会から報告を受けた観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書（答申書）の内容を熟考し、観光財源の方向性（骨子案）を定めます」。

定める期間としては、黒字で9月と書いてあるんだわね。だから、十分な検討を6月、7月、8月でやって、9月に骨子案を示すと。そういうことでいいんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 観光財源の今後の検討のスケジュールということですけども、総務課のところで、そういうふうに、今後の検討のスケジュール等、あくまで案としてというふうに載せさせていただいておりますけども、今回、改めて答申という形を置きました。

それから、改めて宿泊事業者の方から決意書というものもいただきましたので、そういったこと

も踏まえて、今後、スケジュールというのは考えていきたいというふうに考えております。

ですので、先ほど村長からも申し上げたとおり、現時点でこのスケジュールで確定的にやっつけていくということは現在で申し上げられるものはないということでもあります。

ゆくゆくはそういう骨子案のようなものができればということは考えておりますけども、現時点で明確にここまでということまでは決め切れていないという状況です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） こういうあやふやな情報を村のホームページに記載しておくのは、甚だ問題だと思ふんです。そういうふうに9月までに骨子案を定めますというふうに言い切っているから、もしこれが違うんだったら、このスケジュールの黒塗りのところは、ちょっとぼかすとか、もっと延ばすとか、そういうふうに訂正してもらいたいんですけど、まずそのところの確認をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 最初の公表のところのタイミングでは、当然、その時点で予見されている事項をもとにスケジュールというものを組んでいくわけでありましてけれども、当然、政策をめぐる物事というのは、その後、状況の変化というものが出てまいります。

今回でいえば、先ほど申し上げたように答申が出て、それから決意書というのもいただいたという、そういった状況の変化というのはあるわけですし、そういったことを踏まえて、改めて、次回、修正する機会があれば、その時点でまた改めてスケジュールを組み直して、修正するべきことがあれば修正していくということで対応していきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） よろしく申し上げます。

では、次の質問の3番目の質問に移りたいと思います。この資料は皆さんにもお配りしましたけど、これは第1回の検討委員会で委員に配られ、傍聴している人にも配られています。そしてまた、ホームページにも記載されているものです。「白馬村における財政の現状と課題」としてまとめられています。

その中で、先ほど言いました今後30年間で54億7,000万円の財源不足が出るというふうに結論づけているんですけど、まず最初に歳入についてですが、上部の歳入の部門で人口減少に伴う地方交付税減少の影響により今後も減少するというふうに決めていますけど、白馬村は2015年に総合戦略を策定しました。

その総合戦略の中で、国立社会保障・人口問題研究所が出した一案、それから村が独自で出した独自推計、それからシミュレーションと3つの人口推計を出しているんです。このシミュレーションは出した3つの案のどの数値を使って作成したのか、まずそこを教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 通告をいただいていたので、数字の詳細につきましては現在お答えできるものがないので、そういうことでご理解いただければというふうに思います。

確認いただく必要がありましたら、担当課において、ぜひ、この後、確認させていただきますので、担当課のほうにご意見いただければというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 質問の捉え方を間違えてられているかなと思うんですけど、検討委員会の中の資料でこういう推計を出して、先ほど言ったような54億の財源赤字が出るということを資料として使ったと。

だから、人員がふえた減ったということを聞いているわけじゃないの。この資料をつくるときに3案のどのパターンを使って作成したんか、そこを知りたいということなんです。

先ほど言いましたように、人口問題研究所のやつを使ってつくったんか、村独自で推計して9,003人にしようというちょっと前向きな姿勢の数値を使ってやったらこの結果になったと言うのか、それともその中間的な案を使ったらこの結果になったんか。どういうものを使ってこの推計値を出したのか、そこをまず知りたいなど。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 同じお答えになってしまいますけれども、検討委員会の資料としては公共施設の総合管理計画の数字を使わせていただいたということですが、公共施設の総合管理計画の数字がさっきおっしゃった議員のどのシミュレーションかということに関しましては今すぐにお答えできるものがないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 白馬村公共施設等総合管理計画、これをつくるのにちょっと調べると2,300万円ぐらいのコンサル料を払ってつくってるんだわね、この計画を。そのときにデータとか説明はいろいろ受けたと思うんですけど、それでこの数値が出てきていると。また財源検討委員会のときにこの数値を使ったということなんですけど、その数値を使ってこうやって。

私なんかは、これはびっくりしたんです。今後30年で54億も赤字出るんかいということではびっくりしたんだけど、そここの理由づけが人口減少で交付税が減るというようなことを言って、実際、白馬村は人口が減るのかなということを調べてみたら、そんなにさほど減らないだろうと私は見ているんですけど。

だから、こういうふうに交付税が極端にするような財源になる、影響が出るような人口減少は、どっからそういう数値をつくり上げたというんか、参考にしたんか知りたいと思って質問しているわけです。

答えられんなら次の質問に移ります。

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員、今ので答弁が。総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの総合管理計画の人口の算出でありますけども、総合管理計画で用いております数値につきましては、議員が先ほどお配りしました資料の黄色の線、いわゆる独自推計のシミュレーションにプラス社会増ということで独自推計でやっているということでございます。

一般的に総合戦略を使う場合には社人研の数字を使うという部分がありますので、人口で申し上げますと、いわゆる戦略による上乘せ分の期待値を含めた人口を先ほどの試算として使用させていただいているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 地方交付税の減少の一番の理由が人口減少という理由づけになっているもので、あえて人口減少について質問を続けますけど、村のこの10年間の人口の増減を見ますと、2010年が9,093人、2015年が9,324人、それから2019年、ことしの1月1日が9,447人と、10年間だけだけど、はっきり言えばふえているんだわね。反論もいろいろあるかもしれないけど、実際、数値を見るとふえていると。その辺はどのように説明してくれるかね。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 議員の今配られた資料のところでございますと、人口の推移で平成31年9,447人というのがありますけども、これは1月1日で捉えた数字ということでよろしいですか。

第7番（加藤亮輔君） はい。

副村長（藤本元太君） 1月1日から、1月から3月の間、特に、に関しては、議員もご承知のとおり、外国人の季節雇用の入れ込みというのがかなり大幅にふえます。

ことしでいしましても、ほぼ約1,000人ぐらいの外国人の入れ込みが冬の間だけであるということでした、実際の定住人口という部分では、議員のつくられた表の隣に国勢調査というのがあるかと思えますけども、こちらのほうを見ていただいたらわかるとおり、確実に減っていつているということがわかるかと思えます。

国勢調査は基本的には10月1日ということでされていますので、どちらかという、そのほうが実態としての定住人口に白馬村の場合においては近い数字であろうと。

なおかつ、地方交付税に関しましては国勢調査の数字というのがもとになりますので、1月1日現在の人口がふえてもそこには全く反映されていないというのが現状であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今のところは見解が異なるんですけど、人口問題を議論するんだったら、国勢調査なり、一番、白馬村の人口の少ない10月1日かな、一番極端に。

また12月か1月でどんどんふえてくるというのが白馬村の人口パターンなんですけど、国から出てくる地方交付税の人口に関する設定基準は毎年1月1日じゃないんですか。1月1日を基準にしましょう。俺は、そのように調べたけども、そのようになっていますから、あえてわざわざ1月1日のやつを設定したということなんです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 算定基礎としての人口は国勢調査の人口ということで、それを基礎にしているということであります。

もう一つ、先ほどのところに関連しまして、議員のつくられたところですけども、平成24年以降は住民基本台帳の人数に外国人登録の人数を含むということに変更になりましたので、平成24年以降につきましては、その分で、数値上、人口が膨れ上がっている部分もあるということで、先ほどのところの補足とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） そのところは、1月1日と国勢調査と。国勢調査は5年に一遍ですか。その中間年はどのように算定基準にするんですか。国勢調査は5年に一遍。その間は人数がわからないのが現状ですわね。

だから、そのときはちゃんと1月1日を基準にやって人口基準をしてくると。その人数に頭割りでいるんな計算をして、一定の地方交付税を配付というか、各自自治体へ出すというふうに聞いたんですけど。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 数字としましては、5年に一度の国勢調査というものを使うということになっておりますので、直近の国勢調査の数字というのを、国勢調査の間の年度ということでいきますと、そこを使うということになります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） ここは、見解の違いというか、水かけ論になっていますから次に移ります。

次に歳出の問題ですけど、歳出の問題は、この裏の今後の見通しを見ていただきたいんですけど、まず一番最初に、一番下は人件費から9項目にわたって書いてあります。

今、白馬村の職員の数は、調べた場合、総数で207人ぐらい、職員は108、嘱託職員は81人、臨時が18人というような感じになっているんですけど、人件費について、10年後の2030年、それから20年後の2040年は何人ぐらいを想定して人件費を算出したのか。また、そのときの嘱託職員の比率はどれぐらいを用いて算出したのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答えられますか。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 人件費に関しましては現状維持ということで算定しているということです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、できれば通告に従ったものにしていただく

とありがたいですが。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 3番の質問に関連して通告してありますから、その内容について質問しています。

次ですけれども、こういうシミュレーションをする場合は、いろんな多彩なパターンを使ってやるのが普通なんです。Aという設定値を使う、Bという設定値を使う、Cという設定値を使った場合どうなるかということコンピューターにかけて、いろんなパターンを用いて、これが一番白馬村に近いだろうという形でシミュレーションをやっていくと思うんですけど、今、一番、白馬村で問題になっている、またきょう質問もありました固定資産税の関係なんかを考えれば、今、外国人も固定資産を買っているということで、地元の資本比率が下がってきているんです。一部地域では固定資産の単価も上昇しとると。そういう中で、これも同じです。10年後、20年後、どれぐらいの固定資産になっているのか。

それから、もう一つ重要なのは白馬村の高校です。高校は、今、大体、白馬村から1億弱の補助金を出しています。ただ、それは、20年後、30年後、何人ぐらい生徒がいて村からどれぐらいの持ち出しをしているのか、そういう想定はしたんですか。その辺をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 議員がおっしゃったようなところまでの詳細なシミュレーションですとかというところまでは財政シミュレーションのところではやっておりません。

行政分野というのは非常に多岐にわたるといってもありますし、将来、どういうふうな事象が起こるのかというのは非常に予測が難しいというところがありますので、どうしてもその部分というのは限界があるということがありますので、例えば人口が減っていくとか、ある程度、確定的な事象に基づいてシミュレーションせざるを得ないということをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） だから、わざわざ、上の表はぼかしたような感じで出して、結論のところの一番危惧するところは太字で54億は財源不足になると。だから、宿泊税、みらい観光税みたいなのをつくらなあかんというようなことを意図的に言っとるような気がするんだわね。

そういうところはまずいから、みんなに同じこういうような情報を出して、それからまた情報についても公平性があるというものを出して、みんなの同意を得ていくのが私はいいと。そしてまた、みんなの一つの意見になる、大きな力になると思うんですけど、こういうやり方だと首をかしげるということで、一言、言っときます。

次に移ります。次に今度は使途の問題です。2年前の12月議会ですかね、そのときから設置条例をつくったとき、それから宿泊税の問題が話題になったとき、それから今回もそうですけど、大体、観光財源として2億円ぐらいを見込んでいたという答弁を何回もされています。

まず、最初に村長にお聞きしたいんですけど、この2億円の観光財源で村長は何をやりたいんですか。何をやろうと思っているんですか。藤本さんじゃない。藤本さんも後で回りますから、まず、村長に何をやりたいんか、お聞きしたい。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 再三、その答弁はしていると思いますけども、白馬村が継続的に観光で生きていくためには必要な財源は2億円だというような話が、漠然というか、大ざっぱな数字でありますけども、その内容については、例えば公共交通に使うとか、そしてまた道案内、道路標識、そういったことにも使うというようなこと、そしてまた環境の問題にも、登山道の整備とか、そういったところにも使っていくということでもありますので、個別に、これが幾ら、これが幾らというあれはないんですが、総体的には観光で持続していくためにはそのくらいの予算は必要だと。こういうことであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） ちょっと待ってください。次に、まず横山副村長。長年、観光課もやってきて、観光課長もやってきた。今の同じ質問です。2億円で白馬村で一番最初にやんなあかんのは何なの。何をやりたいんか。

藤本副村長については、検討委員会の中での話の中で、白馬村でこの2億円でまず最初に手をつけないのは何かと。

続きまして、現観光課長の太田さん。今、何をやるべきか。2億円で何をやるのか。そこ、3人、見解を述べてください。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） もしかしたら問いに対してちょっとずれるかもしれませんが、白馬村の特徴としては、観光に対する支出が住民の皆様からいただく税金がかなり出るという現状があります。

もし、その現状を、例えば福祉や教育に回せたら、もしかしたら住民の皆さんがおくれていると思われる分野が充実する、他市町村に引けをとらなくなる、そういった部分もあって。

ただ、観光が主幹産業でありますので、そこに対する財源として何か特別なものがあればいいのではないかというのが議論の発端でありますので、例えば宿泊税をもらったら、じゃあすぐ何に使うんだと、そんなことは私は余り考えたことはございません。いわゆる根本のところからこの議論は始まっているというふうに認識しています。

議長（北澤禎二郎君） 藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 先ほど横山副村長からあったように、私もずっと申し上げてきましたけども、これから人口が減っていく中でどうしても行政も民間も含めて使える財源というのが減っていくということは間違いないということで考えております。そのような中で住民福祉に充てるお金という

のはこれで確保していかないといけないと。

一方で、白馬村は観光で生きている村ですから、観光のための投資というのも引き続きやっけないといけないということであれば、既存のいわゆる一般の税収の部分というのはこれからしっかり住民福祉に備えてやっけないといけない。

一方で、観光の面に関しても今までどおり一般財源の中から出していくと。そういった形を続けていくと、このまま人口減少とともに共倒れになってしまうであろうということからすると、観光は観光で独自の財源をしっかり持ったほうがいいんじゃないだろうかということでの議論を始めております。

具体的に何に使うかということで行きますと、例えば景観とか二次交通、それから情報発信というのは委員会とかワーキンググループの中で非常に強く言われている内容であります。

それに関して、そういうことに使っていくべきなんだろうというふうには思いますけれども、行政だけでそれを決めていくということではなくて、まさに民間の方々もそれに対してどういう使い道をしたらいいんだろうかということをご意見いただければというふうに思いますし、それはまさに官民共同で使い道を決めていこうということの報告書の趣旨でもあるというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 観光課長としてというご質問です。

現在のタイミングでいえば、報告書が提出されてそれについて庁内で課題を整理検討していくというタイミングで担当課長としてお答えするのは難しいと思うんですけども、今、藤本副村長が申しあげたとおり、委員会とかワーキンググループでは広く捉えれば、受け入れとか滞在環境、その整備が白馬村には必要なんですということが捉えられております。あえて言うのであればそういう方面であるのかなというふうに私は感じております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと10分です。

質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今、使途についていろいろお伺いしました。新しい特定財源、目的税をつくるという方向なんですから、何に使うかという目的をきちっと示すべきだと。そこがなくしてこの話は始まらないと思うんです。

何かをやりたいと。それに対しては10億かかると。これを5カ年計画でやるという形で毎年2億円かかると。だから、2億円に見合った仕組みの財源をどういうふうに確保するかという話になると思うんですけども、今の話だとすると抽象的で、みんな口を濁したような感じではっきり言わなくて、お金を生み出す仕組みだけをつくりたいということではなかなか住民は納得しないと思うん

です。

だから、何をやっていくんかという。きのうも、それから前からの議会で問題になっていますけど、白馬村をどうしていくんか、白馬村のビジョンはどうなんだと。これをやっていくためにはこれぐらいの金がかかるんだと。だから、宿泊税みたいなものつくらなあかんのだというような形だったらいんですけども、先にお金をよこして後で使い道を考えるというのは私は合点がいかないと思うんです。

その合点がいかないということは置いといて、もう一つ質問します。日本からの出国者に対して1人1,000円を課す国際観光旅客税、通称出国税というのが徴収が始まりました。政府は2019年度に大体500億円前後の新税収入を見込んでいます。

一つとしては、快適な旅行環境の整備、これは224億、日本の魅力発信81億、旅行者の満足度向上225億の予算を決めています。これで訪日客の受け入れや環境整備などを加速させるとして全国約100カ所の観光地を公募して支援していくということも公表しています。

文化財や国立公園の魅力向上にも取り組むと要っておるんですけど。これは観光課長になるんかな。観光庁が応募した500億の事業獲得のために白馬村としてはどういう事業を応募したんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今の出国税の観光庁で示した主な3つの事業として、快適に旅行できる環境の整備、これは主に出入国の件だと思われま。あと、2点目の多様な魅力に関する情報の入手を簡易化する、これは情報整備のことかなと思います。村として取り組む可能性があるのは、3つ目の地域固有の文化、自然、それから体験、魅力の向上、このあたりかなという風に捉えております。

まだ具体的に応募という段階には至っておりませんが、実際に観光を推進する組織と村ともに検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 出国税の500億については、ことしが初年度なんだよね。これは、きっといつもの国のやり方やと最後は余るんです。だから、今、応募すればこれは獲得できるチャンスやと思うんです。白馬村が金がないんだったら、こういうチャンスを生かして、いい事業、今までためとる事業を出して応募してほしいと思うんです。

だから、さっき4人からどういう事業を一番最初にやるのかということをあえて時間をかけて聞いたんですけど、それをまとめて早急に観光庁へ出して、2億か3億のお金を白馬村へ回すようにする。そういう事業をしてもらいたい、これは、ぜひお願いしときます。

もう時間がありませんから、最後の一つだけ述べさせていただきます。

この問題を考えるときに、きょうの午前中のところでも議員が言っていましたけど、透明性が無い、それから信頼関係がないというところで、観光財源の問題は、本当の意味の観光をどうしていくんか、白馬村の村づくりをどうしていくんかということ、そこに焦点を当てずにお金の問題ばかりを先走りするから、ああいう結果になると思うんです。

きのう、いろんな世界の観光地をインターネットで見ているら、ウィキペディアというインターネットのフリー百科事典で見つけたんですけど、これは、アメリカのコロラド州のスキーリゾート、アスピンの歴史が載ってました。

アスペンは銀鉱山のまちとして地位を、優雅にやっていたんですけど、そこがだんだん寂れたと。アスペンに残ったのは、商用の建物や住居、そして良質の雪がアスペン再生の鍵となった。

第二次世界大戦の勃発によって最初の計画は中断され、その後、アスペンスキーインターコーポレーションが設立されるとアスペンはたちまちスキーリゾート地として知られるようになったと。

1950年にFIS世界選手権の開催地になって、49年にはアスペン音楽学校とか、そういう祭りも行なわれて、文化の中心地にもなっていたと。スキー場も周りにたくさんできて、有数のスキーリゾート地となりました。

でも、1970年以降、アスペンは富裕層の住居や別荘が立ち並ぶ高級リゾート地に成長し、周りにはグッチ、プラダ、フェンディといった高級ブランドのブティックも軒を連ねるようになったと。不動産価格は高騰し、家屋やコンドミニアムの平均価格は100万ドルを超えていると。

しかし、その一方で、余りにも不動産価格が高いため、昔からアスペンに住んでいた低所得者や中所得者はアスペン市内に住めなくなり、近隣のまちに移住して、そこからアスペンに通勤することを余儀なくされたというふうになってるんです。

さっきも言ったように、私は余り富裕層のお客さんばかりを迎えるような白馬村にするのは反対なんですけど、今、住んでいる人が本当にずっと30年も40年も住み続けるような村のビジョンをつくってほしいんです。そのためにはどうするんかということ。

ただ単に、日本中、どこの観光地も富裕層目当てに観光振興をやるなんて、そんなに富裕層が世界中にいるかなと思うんですけど、私は、それよりも、白馬村に日本国内の観光客を呼び込むとか、そういう形のことをどうやったらつくれるんかということをもっと真剣に考えてもらいたい。

このビジョンをつくるのに都市計画のマスタープランは来年20年を迎えて改正期になるわね。その改正期になるもので、ことし、また新しくみんな集まって都市計画マスタープランをつくらると私は期待していたんです。

そうしたら、この間の予算書を見ると、マスタープランはつくらずに立地適正化計画をつくらうような方向なんですよね、どうも。立地適正化計画は、スマート重視にして、周りの人は、はっきり言えばそんなに必要としないで、下へおいてこいというような計画ですから、私は、立地適正化計画についても問題大ありだというふうに見ているんです。

計画を、またこれはコンサルに丸投げしてつくらせると。もっと、住民、それから議会もお手伝いもちろんしますから、みんなでそういう20年後30年後の白馬村をどうしようというビジョンをつくろうと思うんですけど、最後にそういう考えはないか、再度、村長にお願いしたいんですけど、答弁。

議長（北澤禎二郎君） 藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 内容が多岐にわたりましたので、最後の立地適正化計画のところだけ申し上げます。コンサルに丸投げということではなくて、当然ながらコンサルのほうにはしっかり専門知識を入れていただきながら役場のほうでもしっかり頭を使って考えていけないといけないということは考えております。

そこに至っては、当然、庁内でもしっかりと体制を整えつつ、住民の皆さんの意見を聞く場というのも設けていけないといけないというふうに考えておりますので、そういった形でできるだけ多くの意見を聞きながらいいものがつくれるよう進めていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日15日と16日を休会とし、6月17日から20日まで、定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、6月21日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。明日15日と16日を休会とし、6月17日から20日まで、定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、6月21日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時08分

令和元年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和元年6月21日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和元年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和元年6月21日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 議案第36号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 同意第 2号 白馬村監査委員の選任について
- 日程第 4 発委第 4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 7 議員派遣について

令和元年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和元年6月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 第1番 | 太谷修助 | 第7番 | 加藤亮輔 |
| 第2番 | 丸山勇太郎 | 第8番 | 津滝俊幸 |
| 第3番 | 田中麻乃 | 第9番 | 横田孝穂 |
| 第4番 | 太田正治 | 第10番 | 田中榮一 |
| 第5番 | 伊藤まゆみ | 第11番 | 太田伸子 |
| 第6番 | 松本喜美人 | 第12番 | 北澤禎二郎 |

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|------|------------|------|
| 村 長 | 下川正剛 | 副 村 長 | 横山秋一 |
| 副 村 長 | 藤本元太 | 教 育 長 | 平林 豊 |
| 健康福祉課長 | 松澤孝行 | 参事兼総務課長 | 吉田久夫 |
| 建設課長 | 矢口俊樹 | 会計管理者・室長 | 田中 哲 |
| 農政課長 | 下川啓一 | 観光課長 | 太田雄介 |
| 税務課長 | 横川辰彦 | 上下水道課長 | 酒井 洋 |
| 教育課長兼子育て支援課長 | 田中克俊 | 住民課長 | 山岸茂幸 |
| 総務課長補佐兼総務係長 | 下川浩毅 | 生涯学習スポーツ課長 | 関口久人 |

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第36号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第2号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第4号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第36号 工事請負契約の締結について
2. 同意第2号 白馬村監査委員の選任について
3. 発委第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和元年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第32号令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 令和元年第2回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案3件、陳情3件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第30号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてです。

地方税法改正を受けての改正の一環で、本年10月1日以降に施行日がくるものの改正で、住民税申告事項の簡素化、単身児童扶養者の追加に伴う規定の整備、軽自動車税納付特例の改正などです。

自動車税は、消費税率引き上げに伴い、県税の自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割と種別割で構成されると説明がありました。

環境性能割の中身はとの質疑があり、軽自動車税の取得税は廃止され、本年10月1日から翌年9月30日までに購入の50万円以上の新車、中古車は、2%が1%に減額、燃費が20%を達成している車は非課税などとの答弁がありました。軽自動車の登録台数と、村は収入減になるのかとの質疑があり、現在の登録台数は5,300台、政策上の減税部分は交付税で交付されると聞いていたとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第30号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,184万4,000円を追加し、予算総額を63億6,884万4,000円とするものです。

今回、全ての課において人事異動に伴う人件費の組み替え補正があり、それらについては、科目は省略し、金額の報告は必要なものだけとします。

次に、所管する課ごとに報告します。

初めに、総務課関係です。

景観形成事業55万円の増は景観計画の印刷費、財源は元気づくり支援金を予定し、ふるさと白馬村を応援する基金は減額。

地球温暖化対策事業501万円は、日本EVクラブと連携し、カーシェア展示試乗会を実施する。

防災事業49万9,000円は、防災行政無線更新事業を公募型プロポーザルで2つの方式から決めるに当たり、有識者から助言を得るための費用が主なものです。

防災行政無線更新事業の公募は、公告していつごろ始めていつ結論を出すのかとの質疑があり、6月末公告、7月提案、8月に一次審査と本審査、その後仮契約し、9月定例会で契約案件とする。全体事業は2カ年との答弁がありました。

有識者を交えての検討の期間はどの質疑があり、設計を含めたプロポーザルであり内容の精査が必要で、専門家の意見が必要であり、有識者を交えて行なっていく。公告後、提案書を有識者に送付し内容を精査してもらい、内容を説明してもらい審査するとの答弁がありました。

有識者とは誰か、何回行なうかとの質疑があり、信大の不破先生と一般財団法人高度映像情報センターである。同社は、専門的な知識とかなりの実績がある。来村しての審査は、予備日を含め3日を予定との答弁がありました。

景観形成事業の印刷物とはどういうものかとの質疑があり、景観計画の村民への報告用の印刷物。3月に完全版ができるとの答弁がありました。

景観計画策定事業のスケジュールはどの質疑があり、ことしはワークショップ、フィールドワークの開催のほか、村内の専門家、当面は建築業組合の皆さんと勉強会を行なうとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

続きまして、税務課関係です。

人件費の補正のみです。

県より研修職員が1名配置となり、正規職員が1名減、執行人員体制の変更はないとのことでした。

県職員の職務分担はとの質疑があり、法人税、軽自動車税、入湯税を担当、今までと変わらないとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

続きまして、住民課関係です。

人事異動に伴う人件費の補正のみです。

後期高齢者医療事業の減額は、広域連合派遣となった主査級職員1名の減額との説明がありました。

質疑、討論はありませんでした。

続きまして、健康福祉課関係です。

プレミアム付商品券事業1,843万9,000円は、10月予定の消費税引き上げが子育て世帯、低所得者に与える影響を緩和するためと、地域消費の喚起、下支えを目的に実施する。2019年度住民税非課税者と、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子供のいる世帯の世帯主が対象となる。2万5,000円分を2万円で購入し、商工会に委託するプレミアム分は、5,000円掛ける2,250円分で1,125万円を見込む。経費は全額国庫補助との説明がありました。

保健予防事業の補正は、4月から母子保健事業が子育て支援課に移管したため、組み替えし減額、かわって、風疹追加対策に伴う抗体検査と予防接種のための費用を増額した。昭和37年から昭和54年に生まれた男性の抗体検査と予防接種を3年かけての無償化事業が始まる。関係予算の2分の1は国庫補助があり、国税措置もされとの説明がありました。

プレミアム商品券について、非課税対象世帯数と0歳から2歳の世帯数は、商品券の使用は来年3月までとなっているが、全国で使えるか、または白馬村管内だけなのか。使える場所はどのぐらい想定しているか。配付方法はとの質疑があり、月末に電算システムがリリースされるが、把握している段階での対象の子供の数は152名で、9月末までにさらに20人を見込み、計172名を予定している。低所得者は、平成28年度実施した臨時福祉給付金の際の2,068人を想定数にしている。子育て世帯には商品券の引きかえ券を直接送付、低所得者世帯には引きかえ券申請書を送り、審査後交付する。10月1日以降引きかえとなる。

同席した観光課長からも説明があり、商品券の販売、換金、事業所に絡むことは観光課が行なうとし、商品券は10月1日から翌年2月21日の間使用でき、同期間商工会窓口で販売する。村内事業所のみで使用でき、7月16日から、村内から幅広く事業所を募集し、9月に事業者説明会を行なうとの説明がありました。

討論はありませんでした。

続きまして、教育課関係です。

補正予算は、各課同様に人事異動に伴う人件費組み替え補正でした。

北小6年生の修学旅行に存否職員1名多く同行させるための3万3,000円の増額との説明がありました。

質疑、討論はありませんでした。

続きまして、子育て支援課関係です。

子育て支援事業には、4月からの母子保健事業を子育て支援課で行なうことによる1名分の嘱託職員報酬190万9,000円を計上。

しろうま保育園子育て支援ルームは、ともに嘱託職員の1名減による減額補正。

そのほかは、人事異動に伴う補正。

母子保健事業1,966万8,000円は、健康福祉課から子育て支援課に移管したことによるものとの説明がありました。

移管による金額差があるのはなぜかとの質疑があり、金額差があるのは、そっくり移したわけではなく、母子と成人とを分け、成人は健康福祉課に残したためとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

続きまして、生涯学習スポーツ課関係です。

これも人事異動に伴う補正が主です。

社会教育一般事業では、臨時職員1名分99万9,000円の増額補正。

体育施設維持管理事業では、予算を組み替えてプール監視員賃金を施設管理委託料とし、白馬村体育協会に委託していくとの説明がありました。

なぜ体協へ委託か、委託による人数変更はないかとの質疑があり、会計年度任用職員制度への移行に先立って体協に委託したい。人数は例年並みの12人との答弁がありました。

委託するなら目的は極力安く雇うことではとの質疑があり、会計年度任用職員制度では賃金の項目がなくなる。プールの監視は高校生のアルバイトも入る。現行のやり方の踏襲も方法かと思う。金額の上げ下げは考えていない。スタッフの確保ができず運営できないことはないようにしなくてはいけない。ことしはテスト移行と考えているとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

各課の審査が終わり、全体討論はなく、採決したところ、議案第32号の所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第33号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万2,000円を減額し、予算総額を11億467万8,000円とするものです。

これは、人事異動に伴う人件費の補正です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第33号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決

すべきものと決定しました。

次に、陳情に移ります。

陳情第8号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情についてです。

なお、陳情第10号も全く同じタイトル、同じ内容の陳情であり、第8号と第10号は一緒に質疑、討論し、採決は別々に行なうことを提案し、承認されました。

陳情の趣旨は、1、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること、2、全国の市民が責任をもって、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行なうこと、3、国民的議論によって、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国全ての自治体をひとしく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決することを議会において採決し、国に意見書提出を陳情するものです。

各委員それぞれに意見を求めました。

意見を一つずつ発表いたします。

普天間基地はいらない。危ない、学校の授業が行えないという状況を強いられている。移転はしてもらいたいが、なぜ辺野古なのか。環境保護からも地盤がそもそも悪い。沖縄でも意見は2分化されている。基地がなかったら起こらない事件が起きている。住んでいない人間にはわからない。難しいが継続審査。

次に、県民投票は7割反対の結果で、県民投票に従うべきかは、全国の半分以上が従うべきとの結果であった。防衛上を考えると沖縄は重要な位置と思うが、町なかにある普天間基地はいらない。削減しながら安全保障をつくるべきとの趣旨は理解できるので、趣旨採択としていくべき。

次に、難しい問題である。国防を考えれば沖縄の人たちに負担をいただき、かわりに経済支援をするしか方法がない。一議会にはナイーブな問題。継続審査とすべき。

次に、他県の人間に何ができるかと考えると、思いは共有すべきと思い趣旨採択。

次に、趣旨の3番目には反対。民主的な解決で日本国内に基地を持つていくとなると、問題解決ではなく分散するだけである。自衛隊には専守防衛と災害救助の役割はある。反対も賛成もできず、慎重に判断したほうがいいので継続審査。

次に、継続はいずれ結論を出さなければいけない。意見書提出を求めているが、してみてもどうかと思う。趣旨採択に賛成。今回結論を出すことがベター。

次に、基地が沖縄に偏っていることは大変なこと。一方で、例えば福島を除染度の行き場がない。使用済み核燃料の行き場がない。要するに、誰も迷惑施設を受け入れたくない。正義感だけで語ってはいけない。意見書提出だけとすれば不採択でもいいが、沖縄県民の気持ちに沿うとすれば趣旨採

択というそれぞれの意見をいただきました。

討論に入りまして、気持ちは沖縄県民に寄り添う、趣旨は十分理解するので趣旨採択。

陳情趣旨1から3が一緒に期待されていることが問題がある。各議会としても判断がしづらい。勉強したいので継続審査。

沖縄の人が言いたいのは、日本国内の人全ては当事者であることを意識を持ってもらいたい。迷惑施設が沖縄に偏っている。継続審査してもどこかで結論を出すとするれば、趣旨採択とし、この問題に向き合っていたいただきたいとの討論がありました。

採決したところ、陳情第8号は、委員長を除く委員多数の賛成により趣旨採択と決定いたしました。

陳情第10号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情についてです。

意見、討論は、陳情第8号と一括で行なっていますので、採決のみを行い、陳情第10号は、委員長を除く委員多数の賛成より趣旨採択と決定いたしました。

陳情第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出の陳情についてです。

陳情の趣旨は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に施行することから、引き続き総合的な過疎対策が充実強化されるよう、新たな過疎対策法の制定を要望する意見書の提出を求めるものです。

意見としまして、過疎地域は、大北管内は小谷村と大町市だけである。あとは関係ないことになる。白馬村も対象ではないが、縁のある朝日町が対象となっているので、賛成でよいかと思う。

過疎地域では、人口減少が大きく、自主財源が少ない。採択してよい。

小谷村は、過疎債を使っても人口減少に歯どめがかかっていない。白馬村は、対象になっていないため当事者意識はないが、採択していいと思うとの意見がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第9号は採択すべきものと決定しました。

これにより、委員会として意見書を提出することとなりました。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 白馬村税条例の一部を改

正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第8号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情の提出についての件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、陳情第8号は趣旨採択することに決定いたしました。

陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出についての件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第10号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に

解決するべきとする意見書採択を求める陳情の提出についての件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長（伊藤まゆみ君） 令和元年第2回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案5件です。付託されました議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第29号 白馬村森林整備基金条例の制定についてであります。

今年度から森林環境譲与税が全市町村に譲与されることになり、基金条例を制定するものであります。

使途は毎年公表が求められるもので、当村では本年度270万円の森林環境税の譲与を予定しております。それを基金化し、効果的な実施を行なうことを目的としております。

質疑、意見では、村長招集挨拶の中では、5年間で1,060万円であったと思うが、3年後、4年後に活用するのかとの問いに、270万円を3年間、その後の2年間は410万円ずつとなる。基金にするのは使途を明確にするため、この1、2年で計画を立て、3年スパンで支出していけるかと考えているとの回答がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第29号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第31号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容は、空輸費の高騰、消費税の増税に伴い宿泊料金の値上げをするもので、1泊2食1万円を1万2,000円、1泊朝食8,200円を9,800円、1泊夕食8,900円を1万700円、素泊まり6,800円を8,200円と上限を改め、施行日を令和元年7月1日とするものであります。

質疑、意見では、ことしはどのくらいの費用でとめるかの問いがあり、今年度は1泊2食1万300円、1泊朝食8,500円、1泊夕食9,200円、素泊まり7,000円との回答がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第31号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）観光課所管事項であります。

6款1項1目観光総務費1,419万5,000円の増額は、人事異動に伴う補正で、嘱託職員1名分を減額、臨時職員1名分の増額、当初4名分であった職員給与に幹部職員2名分を増額、県への1年間の派遣に伴う旅費などを計上しております。

6款1項3目観光宣伝振興費3,400万円の増額は、4月1日付で次世代型ドローンを活用した事業に1,700万円が交付決定されたことに伴うものであります。

この事業は、3年間で全体事業費総額1億885万円、初年度の今回は1,700万円、歳出3,400万円を増額するものです。3,400万円のうち、備品購入費の300万円は寝具100組で、白馬岳頂上宿舎と天狗山荘に配備を予定し、交付金事業負担金の3,100万円のうち、2,100万円は白馬村山岳ドローン物流実用化協議会へ、1,000万円は白馬村観光局へ負担するものであります。

協議会の負担金では、大型ドローン2機による物資輸送等に1,830万円、ドローンによるアウトドアアクティビティ映像制作システムに150万円、遭難者捜索の実証実験に30万円、自然環境調査に90万円です。

観光局負担金1,000万円のうち、500万円は白馬バレーアプリ改修、500万円はインバウンド誘致費用となっております。

また、道の駅情報通信環境改善のための修繕費21万円も計上されております。

観光課の質疑討論では、本年度の実際の物資輸送についての質疑があり、生鮮食品はことしから運ぶことを予定。50センチメートル角で1回の積載量10キログラムを想定。ドローン2機で1日4往復、15日から20日間、1.2トンから1.5トンを想定しているとの答弁でした。

今後の物資輸送の負担割合に対する質疑があり、今年度は交付金事業で賄うが、その後は輸送会社に対して輸送量に応じた輸送費を山小屋会社が負担する予定。輸送ルートが確立された時点で、この物資輸送がビジネスとして成り立つようにするとの回答がありました。

白馬バレーの情報発信とアプリの改修に金額に対する質疑では、情報発信の500万円は主にアジア圏のグリーンシーズンのプロモーションで、台湾、香港のグループを呼ぶ渡航費、こちらでの滞在、体験する滞在宿泊費、またそれらの撮影費で、アプリ改修の500万円はバスのロケーションシステムで、主に乗りかえ案内のような機能を持たせることに使う予定であるとのことでした。

また、観光局当初予算の負担金6,932万円にさらに1,000万円プラスになるのかの問いには、白馬バレーアプリ改修は純増の分で、アウトドアアクティビティの情報発信も当初見込んでいなかった事業。重複する部分は村の負担を減額する。事業展開を見て調整するとの回答でした。

討論はありませんでした。

続いて、農政課所管事項であります。

補正予算の主なものは、5款1項2目農政業務費の人事異動に伴う補正153万7,000円の増額と、5款2項1目林業振興費の270万円の増額で、この森林整備事業は、森林整備基金への繰

り入れを行なうものであります。

質疑、意見に入り、森林環境税の譲与金270万円の基金積み立てに関する質疑があり、5市町村、北アルプス地域振興局林務課と会議を持ち、5市町村統一の中で基金に積み立てることとした。会計検査の対象になるので、計画を立て、3年くらいで森林整備と、担い手がいけば雇用するなど使い方をしたい。基金に全額積み立てることに問題はないとの答弁でした。

討論はありませんでした。

続いて、建設課所管事項であります。

主なものは、一般職員の給与に係る嘱託職員から臨時職員への組み替えと、7款2項3目道路新設改良費1,842万2,000円の減額であります。

消防署前道路の新設改良工事を予定し補助申請したところ、内示額が大幅に減ったため、交付金600万円と900万円を減額し、地方債の1,350万円を新設改良から道路改良に変更、工事請負費1,500万円で舗装工事に振りかえるとの説明でした。

7款5項1目の住宅管理費は、沢渡村営住宅の配線作業前提としての鑑定委託料16万6,000円などであります。

建設課の質疑では、国庫補助交付金の減額に対する質疑があり、消防署前道路の新設改良工事に約4,000万円を要望していたが、実質700万円の交付決定であったので同じ箇所ですし少しずつ進めるとの回答でした。

討論はありませんでした。

各課の審査終了後、全体を通した討論もなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第32号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）です。

主な内容は、人事異動による給料等で、収益的支出が676万円の減額、資本的支出59万7,000円の増額であります。

質疑、意見、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、4月実績を踏まえた営業収益62万4,000円の増額と、人事異動による営業費用62万4,000円の増額であります。

質疑、意見、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）は可決すべきものと決定いたしました。

産業経済委員会の報告は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 白馬村森林整備基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第32号の討論に入ります。討論はあり

ませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 令和元年白馬村一般会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり決定することに賛成する方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

村長から議案の申し出、同意の申し出、総務社会委員長から発委の申し出、各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程等資料を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

これより議案に入ります。

お諮りいたします。日程第2 議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第2 議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、日程第3 議案第36号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第2 議案第36号 工事請負契約の締結について

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 議案第36号 工事請負契約書の締結についてを議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） それでは、議案第36号について説明申し上げます。

工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、令和元年度、白馬村ウイング21高屋根改修工事。契約金額、1億1,000万円。契約の相手方、長野県北安曇郡白馬村大字北城262番地、株式会社相模組白馬営業所所長宮澤宏明でございます。

本件は、白馬村ウイング21の雨漏りを抜本的に改修するため、高屋根部に屋根を取りつけるカバー工法を採用する改修に係る工事請負契約でございます。

村内に本社、本店または営業所を有する社及び過去に村内で建築工事の実績のある社で本村に指名願を提出している11社を指名したところ、2社が辞退され、6月17日に入札を行い、株式会社相模組白馬営業所が落札したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） ただいまの議案について質問をいたします。

請負事業者との仮契約では瑕疵担保責任条項はどのようなになっているかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 瑕疵担保につきましては、第44条で、発注者は工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定め、その瑕疵の修補を請求し、または修補にかえ、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することができない。第2項では、前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、引き渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行なうことができる期間は10年とすると仮契約にうたわれております。

また、改修工事の契約書とは別に、設計の中に特記事項として、受注者及び施工業者と連名で保証書の提出を求めています。内容は、ステンレス防水、ガルバリウムが補償期間10年であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質疑はありますか。丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 今回の工事は雨漏りをとめるための工事でありまして、瑕疵とは紛れもな

く雨漏りがとまらないことですが、それが設計が悪いのか施工が悪いのかが判断がつかない場合は、誰が担保責任を負うのかももう一度お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 瑕疵担保責任がはっきりしない場合は、設計者、施工者及び監督員は行なうべき業務の内容は異なりますけれども、同一の建築物の完成に向けて密接な関係を有しており、建築物に生じた瑕疵についても協働して責任を行なう場合もあることから、両者に損害賠償を請求することになると考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質疑ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 先ほどの答弁では、瑕疵担保責任期間を10年、また保証書も10年とのことでしたが、少なくとも20年とする考えはないか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 住宅の品質保証の促進等に関する法律により、住宅新築請負契約については20年以内とすることができるというふうにされておりますが、今回の工事におきましては、民法でも10年とされておりますので、上位法より延長することは考えておりません。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第36号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 同意第2号は、人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第2号は、委員会付託及び質疑、討論を省略し

採決することに決定いたしました。

△日程第3 同意第2号 白馬村監査委員の選任について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 同意第2号 白馬村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第2号 白馬村監査委員の選任について。

次の者を白馬村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。住所、北安曇郡白馬村大字神城1677番地、氏名、松沢晶二、生年月日、昭和22年9月3日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。日程第3 同意第2号 白馬村監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

△日程第4 発委第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 発委第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 発委第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

これは、陳情第9号が採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定に基づきまして意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりです。

内容は、引き続き総合的な過疎対策を充実させることが重要であることから、新たな過疎対策法の制定を要望するものです。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は原案のとおり決定する

に賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 令和元年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月12日に開会をして、本日までの10日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、村政の各分野につきましてご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受けとめ、その対応に十分留意をして、今後の村政運営に当たってまいりたいと思いますので、議員の皆様の一層のご協力をお願いを申し上げます。

さて、地方創生人材支援制度を活用して、総務省より派遣をいただきました藤本元太副村長ですが、平成29年8月に着任をしていただき、この7月に2年間の派遣期間満了を迎えることとなりました。この制度を活用するため、白馬村では社会経済施策にかかわる問題を総合的に把握、分析をして戦略を立案できる、政策立案能力を有する人で、特に行政法を初めとして、各論的に法律的に法律に精通をし、法律立案にもたけており、また立案に施策を具体的に展開するために、住民と積極的にかかわり、地域を巻き込めるコミュニケーション能力がある人であり、また、開発関係、自然環境保全など、ふえ続ける外国人と外国法人が生じさせる地域住民との課題解消を図るなど、多文化にも対応できる人材を希望をいたしました。

この2年間、私の補佐役として、まさに先ほど述べた人間力を発揮するとともに、副村長としての職務を率先して取り組んでいただきました。中でも、特に新たな観光財源確保への取り組み、地域公共交通網形成への取り組み、図書館等複合施設のあり方への取り組みが上げられます。一方で、これらの事業には、住民合意など具現化には一定の期間も必要であることから、これからの施策推進に向けた課題も抱えております。

このほかにも職員向けのスキルアップ研修や働き方改革といった点でも、職員への意識改革にも貢献されたことも今後の行政運営において、非常に大きなものがあります。特に、若い職員につきましては、非常に勉強になったというふうに思っております。

今後においても専門的な見地から、白馬村とかわりを持っていただくよう、政策のアドバイザーとして、村や職員に対して助言等をいただくよう調整をしているところであります。

藤本副村長には、総務省に戻りましても、我々のような小規模自治体に対する支援や住みやすい地域の構築を目指して取り組まれることをご期待をするとともに、本村での公務に対し、厚く御礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、これから暑い夏を迎えますので、健康には十分留意をされ、村政の発展のためにご活躍をされますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶にかえる次第であります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、令和元年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時02分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 6月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員